

具、建物の関係の費用が入っておりまます。これらにつきましては、やはり物質の修正を行なつております。これは昨年は修正をいたしません部分でございます。

それから、乳牛償却費でございますが、これは百キログラム当たり五百五十八円というぐあいになつておりますが、現数値の償却費に十一月から一月までの搾乳牛価格の変化率、これを乗じておきます。これは前年度の計算では、更新されままであります。なお、前年度におきましては、廃牛価格につきましても評価がえをやりましたけれども、今年度はこのよだな現数値に対する搾乳牛価格の変化率を乗じたという方式をとった次第でございます。

次の建物費及び農具費でござりますけれども、これもこのうちの償却費でございますが、これらにつきましては、やはり同様に十一月から一月までの間の物質によりまして物価修正をやつております。前年度は更新部分だけの修正ということでおきましたが、今回は現数値にそのままかけておるといふことでございます。

さらに、副産物価額でございますが、このうちの子牛の点でございますけれども、子牛につきましては、雌子牛につきましては、過去五年間の搾乳牛価格に対しまくる子牛の価格比、これを用いまして評価をいたしております。それから、雄子牛につきましては、十一月から一月の間の物貨の価格変化率によりまして物価修正をいたしております。また、副産物価額のうちの厩肥の関係でございますけれども、これは三分の一の減耗率を採用いたしております。前年度は二〇%といふことでございます。

それから、最後に資本利子でございますが、資本利子につきましての、この中の固定資本でございますが、乳牛につきましては全頭数の評価がえを行なつております。それから建物、農具につき

ましては、更新分につきましての評価がえを行なっております。

なお、資本の回転率につきましては十二分の二・五といふことに計算をいたしておりますので、御訂正をお願いしたいと思います。下から四行目の「租税公課等」これは「八〇」となつておりますが、手数料等が抜けておりまして、それを加えますと、「六四」というぐあいに相なりますので、この「八〇」は「六四」と御訂正をお願いいたしたいと思います。

それから、「一〇」ページから一ページにかけてござりますが下から七行目が「乳製品需要量S₂」となつておりますが、これは「S₂」でございます。したがいまして、その下の計算式も、最初の行が「S₂」になりまして、それからその下の下の行も「S₂」となりまして、ダッシュがとれるといふことでございます。

それから、「一」ページの「3」でございますが、ここに出ております「S₂」にはダッシュをおつけをいただくということでございまして、「計算式」の下の行の「S₂」というところは、これはダッシュをとつていただきまして、「S₂」といふぐあいに御訂正をいただきたいと存じております。

以上でございます。

○坂谷委員長 漁業災害補償法の一部を改正する法律案、漁業近代化資金助成法及び中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案、及び沿岸漁場整備開発法案の各案を一括議題とし、審査を進めます。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。島田琢郎君。

たまたま昨年対象になりました養殖共済の関係につきましても、その分野だけではとても救い切れないので、現段階ではまだ仮定の話にすぎないといふことにとられがちでありますけれども、完全に被害を避けることはできないというふうに私は見ております。しかし、いま申し上げましたように、前年度は十二分の二といふ数値を用いておるといふことでござります。

申し上げたわけでありますと、大臣御承知ど思いますが、サロマ湖がございます。サロマ湖は非常に古い歴史を持つているカキの生産地帯であります。古くは、養殖カキではなくて、自然なカキといいますか、特にイワガキのような種類のものが非常にたくさん生息をしておりまして、このサロマ湖からとれるカキといふのはたいへん食味も古くは、非常に喜ばれておつたわけであります。しかし、その後水面あるいは水温等の変化等もありまして、養殖のカキにとってかわられまして、サロマ湖からとれるカキといふのはたいへん食味も古くは、非常に喜ばれておつたわけであります。しかし、その後水面あるいは水温等の変化等もありまして、養殖のカキ並びにホタテガイの養殖が非常に盛んになってまいりまして、従来、このサロマ湖においては、漁業者の方々が水産というものは減退の一途をたどつておりましたが、養殖に切りかえることによつて、ほとんど完全に新しい蘇生をいたしました。いまいへんたくさん魚族がふえつつあるという現況で、漁業者の方々が水産業者の方々を含め、漁業者の生活の程度も次第によくなつてゐるといふことで、私どもは非常に喜んでおるわけであります。ところが、この一月以来、かつて経験したことのない現象が起きました。それは、流水が外海から流入をしてきたこととあります。三分の二以上水面をおおうといふたいへんな量の流水、これが間もなく今度は外海に向けて逆に流出していくという季節に入りました。非常に心配が出てまいりました。当然、その流水が入ってきた時点から、流出していくときの被害というものを想定して万全の措置をとらなければいけないといふことで、現地では、先般もお話ししましたが、碎氷船を繰り入れる、あるいはまたダイバーを海の底に入れて実態を調査する、あるいは、先般は、三日間にわたつて、自衛隊の航空演習といふような名目のもとに空の上から融雪促進を行なつたというふうなことで、実は、いま、たいへんなお金を受け、苦労をいたしておるところでござります。しかし、これまで水が動き始めたときの被害を完全に食いとめられるかといいますと、きわめて悲観的な表情にございます。

その一つは、私の地元の問題についてお話を申し上げたわけでありますと、大臣御承知ど思いますが、サロマ湖がございます。サロマ湖は非常に古い歴史を持つているカキの生産地帯であります。古くは、養殖カキではなくて、自然なカキといいますか、特にイワガキのような種類のものが非常にたくさん生息をしておりまして、このサロマ湖からとれるカキといふのはたいへん食味も古くは、非常に喜ばれておつたわけであります。しかし、その後水面あるいは水温等の変化等もありまして、養殖のカキ並びにホタテガイの養殖が非常に盛んになってまいりまして、従来、このサロマ湖においては、漁業者の方々が水産というものは減退の一途をたどつておりましたが、養殖に切りかえることによつて、ほとんど完全に新しい蘇生をいたしました。いまいへんたくさん魚族がふえつつあるという現況で、漁業者の方々が水産業者の方々を含め、漁業者の生活の程度も次第によくなつてゐるといふことで、私どもは非常に喜んでおるわけであります。ところが、この一月以来、かつて経験したことのない現象が起きました。それは、流水が外海から流入をしてきたこととあります。三分の二以上水面をおおうといふたいへんな量の流水、これが間もなく今度は外海に向けて逆に流出していくという季節に入りました。非常に心配が出てまいりました。当然、その流水が入ってきた時点から、流出していくときの被害というものを想定して万全の措置をとらなければいけないといふことで、現地では、先般もお話ししましたが、碎氷船を繰り入れる、あるいはまたダイバーを海の底に入れて実態を調査する、あるいは、先般は、三日間にわたつて、自衛隊の航空演習といふような名目のもとに空の上から融雪促進を行なつたというふうなことで、実は、いま、たいへんなお金を受け、苦労をいたしておるところでござります。しかし、これまで水が動き始めたときの被害を完全に食いとめられるかといいますと、きわめて悲観的な表情にございます。

たまたま昨年対象になりました養殖共済の関係につきましても、その分野だけではとても救い切れないので、現段階ではまだ仮定の話にすぎないといふことにとられがちでありますけれども、完全に被害を避けることはできないというふうに私は見ております。しかし、いま申し上げましたように、前年度は十二分の二といふ数値を用いておるといふことでござります。

申し上げたわけでありますと、大臣御承知ど思いますが、サロマ湖がございます。サロマ湖は非常に古い歴史を持つているカキの生産地帯であります。古くは、養殖カキではなくて、自然なカキといいますか、特にイワガキのような種類のものが非常にたくさん生息をしておりまして、このサロマ湖からとれるカキといふのはたいへん食味も古くは、非常に喜ばれておつたわけであります。しかし、その後水面あるいは水温等の変化等もありまして、養殖のカキ並びにホタテガイの養殖が非常に盛んになってまいりまして、従来、このサロマ湖においては、漁業者の方々が水産というものは減退の一途をたどつておりましたが、養殖に切りかえることによつて、ほとんど完全に新しい蘇生をいたしました。いまいへんたくさん魚族がふえつつあるという現況で、漁業者の方々が水産業者の方々を含め、漁業者の生活の程度も次第によくなつてゐるといふことで、私どもは非常に喜んでおるわけであります。ところが、この一月以来、かつて経験したことのない現象が起きました。それは、流水が外海から流入をしてきたこととあります。三分の二以上水面をおおうといふたいへんな量の流水、これが間もなく今度は外海に向けて逆に流出していくという季節に入りました。非常に心配が出てまいりました。当然、その流水が入ってきた時点から、流出していくときの被害というものを想定して万全の措置をとらなければいけないといふことで、現地では、先般もお話ししましたが、碎氷船を繰り入れる、あるいはまたダイバーを海の底に入れて実態を調査する、あるいは、先般は、三日間にわたつて、自衛隊の航空演習といふような名目のもとに空の上から融雪促進を行なつたというふうなことで、実は、いま、たいへんなお金を受け、苦労をいたしておるところでござります。しかし、これまで水が動き始めたときの被害を完全に食いとめられるかといいますと、きわめて悲観的な表情にございます。

たまたま昨年対象になりました養殖共済の関係につきましても、その分野だけではとても救い切れないので、現段階ではまだ仮定の話にすぎないといふことにとられがちでありますけれども、完全に被害を避けることはできないというふうに私は見ております。しかし、いま申し上げましたように、前年度は十二分の二といふ数値を用いておるといふことでござります。

申し上げたわけでありますと、大臣御承知ど思いますが、サロマ湖がございます。サロマ湖は非常に古い歴史を持つているカキの生産地帯であります。古くは、養殖カキではなくて、自然なカキといいますか、特にイワガキのような種類のものが非常にたくさん生息をしておりまして、このサロマ湖からとれるカキといふのはたいへん食味も古くは、非常に喜ばれておつたわけであります。しかし、その後水面あるいは水温等の変化等もありまして、養殖のカキ並びにホタテガイの養殖が非常に盛んになってまいりまして、従来、このサロマ湖においては、漁業者の方々が水産というものは減退の一途をたどつておりましたが、養殖に切りかえることによつて、ほとんど完全に新しい蘇生をいたしました。いまいへんたくさん魚族がふえつつあるという現況で、漁業者の方々が水産業者の方々を含め、漁業者の生活の程度も次第によくなつてゐるといふことで、私どもは非常に喜んでおるわけであります。ところが、この一月以来、かつて経験したことのない現象が起きました。それは、流水が外海から流入をしてきたこととあります。三分の二以上水面をおおうといふたいへんな量の流水、これが間もなく今度は外海に向けて逆に流出していくという季節に入りました。非常に心配が出てまいりました。当然、その流水が入ってきた時点から、流出していくときの被害というものを想定して万全の措置をとらなければいけないといふことで、現地では、先般もお話ししましたが、碎氷船を繰り入れる、あるいはまたダイバーを海の底に入れて実態を調査する、あるいは、先般は、三日間にわたつて、自衛隊の航空演習といふような名目のもとに空の上から融雪促進を行なつたというふうなことで、実は、いま、たいへんなお金を受け、苦労をいたしておるところでござります。しかし、これまで水が動き始めたときの被害を完全に食いとめられるかといいますと、きわめて悲観的な表情にございます。

出して、しかるべき行政上の指導なり、あるいはまた被害を最小限に食いとめるための手当であります。を急いでいただきたいという希望を持っております。

あらためて先週の話を反復いたしましたが、こうした実情下にあるということを踏まえて、大臣としては、こういう問題についてのお取り組みをどうされようと考えておられるのか、お聞きしたいと思つわけでございます。

○倉石国務大臣 お話しのございましたオホーツク海沿岸は、流水での漁業への影響等が多く、漁業によりましての自然条件が悪いということは私どもも承知いたしております。このような条件下にあります本地域の漁業の振興をはかりますため、沿岸漁業構造改善事業等の推進によりまして、漁礁の設置、それからホタケイ地まき拡大のための共同作業船の建造、それから流通施設の整備などを進めてまいりておりますが、今後

おお沿岸漁場整備開発法に基づきまして、総合的かつ計画的な漁場の整備をはかり、そして、また、当地域の漁業生産の拡大と安定化をはかって、あわせていまお話しのサロマ湖等の養殖適地におきましては、ホタケイ等のこの地域に適した業種の振興をはかつてまいるのがいいのではないだろうか、このように考えておる次第でございます。

○島田(琢)委員 そこで、私は一つの提案があるのですが、実は、いまの流水地帯における養殖漁業の今後の発展というものをどうしても飛躍的にさせいかなければいかぬとい考へ方をわれわれは持っておりますが、いかんせん、この種苗対策というものはたいへん難儀な作業であります。したがつて、私は、国立によるかなり大きくなりな種苗センターの設置ということが必要ではあります。したがつて、私は、この条件をサロマ湖内において非常に持つておる、と、こういう判断を一つし

てゐるのであります。そして、関係の漁村の町村長ともこゝいう問題を話合つたことがござります。

○倉石国務大臣 この沿岸漁業は、わが国の漁業総生産額の大体四割を占めるもので、私どもはきっとおつて、水産庁とも過般話し合つたことがあるようですが、町村長もそれぞれそんな考え方を持っておりますので、そのことについてはたいへん難色になります。しかし、そこを示しておつたようございます。しかし、そこ

の地域の養殖漁業家の期待としては、話し合つてうことも私はわかりましたので、こういう流水対策の一環としての種苗養殖センターの設置等について、ぜひ前向きに取り組んでもらいたいと思うのですけれども、私のこの提案に対しては、長官だけつこうですが、いかがお考へでしょうか。

○内村(良)政府委員 お答え申し上げます。

ただいま大臣から御答弁がございましたように、基本的には、やはり、オホーツク海域の漁業の構造改善を進めていくということで対処しなければならぬというふうに考えておるわけでございまます。その場合に、種苗センターをつくつたらどうかという御提案でございますが、私どもいたしましても、先生御案内のように、瀬戸内海栽培センターをつくりまして、それから四十八年度から各県に栽培センターをつくつております。そこで、北海道漁業につきましても、将来栽培センターが必要になるのではないかというふうに考えておりますが、ただいま先生からも御指摘がございました技術的な問題その他一ぱいあるわけでございまます。ただいま私が北海道から聞いているところでは、いま直ちにそういう計画はないよう

○島田(琢)委員 そこで、沿岸漁場整備開発法の関係についてでございますが、この開発法全体を通じて、私の感じとして、どうも國の責任というものが鮮明でないという印象でござりますけれども、どの部分で國の責任を持とうとされているの

か、その部分を明らかにしていたいと思ひます。

○倉石国務大臣 この沿岸漁業は、わが国の漁業総生産額の大体四割を占めるもので、私どもはきっとおつて、水産庁とも過般話し合つたことがあるようですが、町村長もそれぞれそんな考え方を持つておりますので、そのことについてはたいへん難色になります。しかし、そこを示しておつたようございます。しかし、そこ

の地域の養殖漁業家の期待としては、話し合つてうことも私はわかりましたので、こういう流水対策の一環としての種苗養殖センターの設置等について、ぜひ前向きに取り組んでもらいたいと思うのですけれども、実際にはこの法案の中でそういうふうな点が明確になつていよいよ思つのですけれども、大臣のおっしゃるとおりなんでしょうか。

○内村(良)政府委員 ただいま大臣から御答弁がございましたように、今度の法律の第三条に、「農林大臣は、沿岸漁場整備開発事業の総合的かつ計画的な実施に資するため、沿岸漁業等振興審議会の意見を聴いて、政令で定めるところにより、」となつております。そこで、國が閣議決定までして計画をきめるわけですが、「沿岸漁場整備開発事業に関する計画の案を作成し、閣議の決定を求めるなければならない」というところに、これは「定義」でござりますが、「この法律において「沿岸漁場整備開発事業」とは、」云々とございまして、終わりのほうに「たい積物の除去その他の政令で定める沿岸漁場の整備及び開発の事業で、政令で定める者が実施するものをいう」ということになつておるのでございます。

そこで、この「政令で定める者」に國が入るのかどうかということになつてくるわけでございます。ただいま先生からお話しがございましたように、この法律において「沿岸漁場整備開発事業」とは、云々とございまして、終わりのほうに「たい積物の除去その他の政令で定める沿岸漁場の整備及び開発の事業で、政令で定める者が実施するものをいう」ということになつておるのでございます。

そこで、この「政令で定める者」に國が入るのかどうかということになつてくるわけでございます。ただいま先生からお話しがございましたように、この法律において「沿岸漁場整備開発事業」とは、云々とございまして、終わりのほうに「たい積物の除去その他の政令で定める沿岸漁場の整備及び開発の事業で、政令で定める者が実施するものをいう」ということになつておるのでございます。

そこで、この「政令で定める者」に國が入るのかどうかということになつてくるわけでございます。ただいま先生からお話しがございましたように、この法律において「沿岸漁場整備開発事業」とは、云々とございまして、終わりのほうに「たい積物の除去その他の政令で定める沿岸漁場の整備及び開発の事業で、政令で定める者が実施するものをいう」ということになつておるのでございます。

そこで、この「政令で定める者」に國が入るのかどうかということになつてくるわけでございます。ただいま先生からお話しがございましたように、この法律において「沿岸漁場整備開発事業」とは、云々とございまして、終わりのほうに「たい積物の除去その他の政令で定める沿岸漁場の整備及び開発の事業で、政令で定める者が実施するものをいう」ということになつておるのでございます。

そこで、この「政令で定める者」に國が入るのかどうかということになつてくるわけでございます。ただいま先生からお話しがございましたように、この法律において「沿岸漁場整備開発事業」とは、云々とございまして、終わりのほうに「たい積物の除去その他の政令で定める沿岸漁場の整備及び開発の事業で、政令で定める者が実施するものをいう」ということになつておるのでございます。

そこで、この「政令で定める者」に國が入るのかどうかということになつてくるわけでございます。ただいま先生からお話しがございましたように、この法律において「沿岸漁場整備開発事業」とは、云々とございまして、終わりのほうに「たい積物の除去その他の政令で定める沿岸漁場の整備及び開発の事業で、政令で定める者が実施するものをいう」ということになつておるのでございます。

そこで、この「政令で定める者」に國が入るのかどうかということになつてくるわけでございます。ただいま先生からお話しがございましたように、この法律において「沿岸漁場整備開発事業」とは、云々とございまして、終わりのほうに「たい積物の除去その他の政令で定める沿岸漁場の整備及び開発の事業で、政令で定める者が実施するものをいう」ということになつておるのでございます。

そこで、この「政令で定める者」に國が入るのかどうかということになつてくるわけでございます。ただいま先生からお話しがございましたように、この法律において「沿岸漁場整備開発事業」とは、云々とございまして、終わりのほうに「たい積物の除去その他の政令で定める沿岸漁場の整備及び開発の事業で、政令で定める者が実施するものをいう」ということになつておのでございま

ということをここで明言できるというよつた段階ではございません。

○島田(琢)委員 私は、その点が非常に急がれると思うのです。というのは、これはいままでも去年以来ずいぶん議論になりましたが、国際海洋法会議がいいよいよことしになりました。しかも、けりはカニを含めての日ソの漁業交渉というのは非常にきびしい条件下に置かれているというふうに伝えられています。ことはどさうに日本の漁業はいわゆるたいへんな状態をいま迎えていると思うのです。少しオーバーな言い方をすれば、まさに水産もいま危機にさらされていると思うのです。内面的には公害その他問題があり、そしてまた外延的な問題から言えば、いまの国際海洋法会議を含めた諸外国からの日本漁業に対する圧迫があり、また近海にソ連の船が来たという騒ぎもこの間から起っています。そういうふうに考えますと、従来のシェア、いわゆる遠洋、沖合い、沿岸、内水面を含めての比率、バランスというものは大きく変えていかなければならぬ時期に来たのではないか。言ってみれば、遠洋、沖合いに八〇%たまるというやり方を一刻も早く是正しまして、沿岸、内水面を含めた水産業の発展に方向を大転換していかなければならぬ時期に来ていると思うのです。そういう時期に、五年くらいの間では実際やらなければならぬ分野といふのは一刻も早く計画を立てて手をつけようということをやりませんとたいへんだと私は思ふ

同時にまた、先ほど公害の問題に触れましたけれども、昨年公害が起つたときの補償問題はやりましたが、瀬戸内海を除いたほかは大平原状に復帰させるというふうな対策も進んでいます。こんないろいろな作業がたくさん出てきているさなかでありますから、地方自治体における水産問題の取り扱いというものは非常にいま苦労が多いとわれわれは思つております。現に私の町なんかも水産問題にほとんど町長は振り回されているという状態でありますから、そういう点で、国が相当の力をかしてまいります。現に日本の水産の危機状態を開拓していくことは非常にむずかしい。私はそういう一つの危機感を実は持っているのです。ですから私はどうぞ申し上げておられるか。

○倉石國務大臣 お話しのように、むずかしい状況もたくさん漁業関係にはござりますので、でき

るだけ国が指導して、所期の計画的目的を達成するように努力はいたさなければならない、われわれもそのように思つております。

○島田(琢)委員 大臣のお話しでは、私はまことに消極的な感じでしか受けとめられないのですけれども、ぜひこれは積極的なお考えをお持ちいただきたいと思うのであります。

時間の関係で大臣とさらにやりとりをすること

ができますので、次に進まるを得ませんが、そこで、従来沿岸漁業等振興法というのがあります

が、この振興法と今回出されます沿岸漁場整備開

法との関連といたしまして、この仕事の区分とい

う感じが私はいたしております。たとえば構造

改善事業一つとりますても、沿岸漁場整備の関係

と従来の漁振法との関係のなわ張りみたいなもの

が起こり、お互いにいっぽうに引っぱり合えばい

りますけれども、困ったところはお互いが責任

くさん出てきているさなかでありますから、地方自治体における水産問題の取り扱いというものは非常にいま苦労が多いとわれわれは思つております。現に私の町なんかも水産問題にほとんど町長は振り回されているという状態でありますから、そういう点で、国が相当の力をかしてまいります。現に日本の水産の危機状態を開拓していくことは非常にむずかしい。私はそういう一つの危機感を実は持っているのです。ですから私はどうぞ申し上げておられるか。

○倉石國務大臣 お話しのように、むずかしい状況もたくさん漁業関係にはござりますので、でき

るだけ国が指導して、所期の計画的目的を達成す

るようになります。そこで、構造改善は、漁場の整備開発法によって補完できるといふものである

とすればよろしいのですけれども、それがなわ張

りのいわゆるはねのけ合いといふようなことで、

都合の悪いところはみんな譲り合うといふような

ことになつてくると、さらにこれがおかしくなつ

てしまふといふに考えられます。長官、こ

の辺はいかがですか。

○内村(良)政府委員 ただいま先生から御指摘が

あつた点は非常に重要な問題でござります。

そこで、まず法律の問題でございますが、本法

案と沿岸漁業等振興法との関係でござりますが、

時間が大変なことではないへ

ん手ぬいと私は思うのです。ですから、そい

うきびしい条件にいまあるといふことを踏まえた

ときに、国の責任においてやらなければならぬ分

野といふのは一刻も早く計画を立てて手をつけ

るということをやりませんとたいへんだと私は思

ふ。

○島田(琢)委員 いま、海洋水産資源開発促進法の中での開発地域の指定といふ問題が説明されました。そこで、まず、海洋水産資源開発促進法の趣旨のお話もございましたが、この法律と

の関連の中で、たとえば漁業法とか水産資源保

護法とかといふような法律の運用といふものも一

つあるわけですね。並べ立てますとたいへんたく

さんな法律が同じよつな名前で出ている。しかも、

いろいろ説明を聞くと、みんな分野が違うとい

ふことはわかるわけですから、しかし、現実未

端は、一つの漁業組合で、一人の漁民が舟を使つ

て魚をとり、やつていることはきわめて単純な

あります。仕事の中身は決して単純ではありません

せんけれども、立場といふものは非常に単純な立

場について、それどころか、この法律の中で運用がご

ちやごちやになつてきますと、末端の漁民は、ど

ういう法律に乗つかつて自分の漁業振興をやればいいのかということについても非常に戸惑いがある。私どもがいろいろと現地で漁民の皆さんと話してみますと、法律は知つていてるけれども、その法律がどういうふうに運用されていくのかという点についてはさっぱりわからぬところがあつて困る。こういう法律というものはもう少し整理できないんだろうかと言つておられるやさきに、今度は新しい沿岸漁場整備開発法なんという法律がまた出されてくるというふうなことで、私も、実は、この辺はもう少し整理をして、何か一本の法律にして、べきではないかといつても、運用の中で有機的にうまく進めていくという、その運用の手段によるものだというふうに思います。

したがつて、いまの間違つちやたいへんなことになると、いう私の質問に対し、そのとおりです

とうござえだけでは私も心配なんて、たとえば公害で、さつき触れた汚染海域の回復なんといふ問題も、水産資源保護法の中ではまだとえある分野もあるでしょ、あるいはまた海洋水産資源開発促進法の立場からもあるでしょ、あるいは今度の沿岸漁場整備開発法の中でのどちら方もいろいろできると思うのです。法律の中でそれができると思う。しかし、具体的には一体どうやってやるかという点にならざりますと、さっぱりわからないのです。

この公害対策にしばつてお聞きをいたしますが、汚染海域の回復というよな問題は、このようなくさんある法律の中で具体的に進めていくのでござります。その辺をちょっとお尋ねをいたしておきます。

○内村(良)政府委員 沿岸漁場整備開発法の中で、汚染漁場の復旧といよなことはやれるわけでござります。そこで、沿岸の漁場にとつて一番大事なことは漁場の整備で、その場合に、沿岸

が一番汚染されているじゃないかということは、それもそのとおりだと思います。そこで、水産庁

いたしましては、四十六年度から海底に堆積し

ております廃棄物等の除去事業を実施しておるほか、瀬戸内海の赤潮に対処するため、赤潮の発生

八年度から計画的に事業化試験を実施してお

して、さらに、漁場の改良、復旧を行なうための基礎資料を得るために、四十九年度におきましては、瀬戸内海におけるヘドロの堆積量、分布状況等の調査を行なうことにしております。これらの調査によりまして、はつきり計画的にどの地域についてどういう事業をしなきやならぬかということを把握すると同時に、さらにヘドロの処理といふことになりますと、二次公害の問題が非常に心配でございますので、そういったことが起ころないような技術的な開発をしなきやならぬということです。現在鋭意そいつたことを検討しているわけでございます。

そこで、一番汚染度がひどいのは瀬戸内海ある

いは三重等もそつかと思ひますけれども、そういうことを十分計画をつくりまして、計画的に、しかも一次公害を避けながら作業をしなきやならぬといった海域につきまして、どういうふうなところのドロをとりあえず除去しなきやならぬかといふことを十分計画をつくりまして、計画的に、しきも大型魚礁をやつたらいじや道府県から、ここで大型魚礁をやつたらいじやないか、あるいはここで浅海開発をやつたらいい

といふふうに考えておるわけでござります。

○島田(琢)委員 足りない時間でのやりとりなものがでですから、どうも詰めが足りないままに次々と進まざるを得ないので、これはまた私のあとから立つ同僚議員からいろいろと詰めていたくことにいたしたいと思います。

いまのお話しについても、それだけではんとうにいいんだろうかという感じがいたなりません。特に、育てる漁業に対して國は積極的に取り組むんだと、口の上では積極的ということを盛んに言われるわけですねけれども、どうも、積極的といふのは指導、助言の範囲にとどまっているから、なかなか軌道に乗つてしまいません。今まで運用されていくように期待をするものであります。

最後に、一つだけお聞きしますが、私は、昨年五月に、漁業白書について本会議で実は質問いたしましたときに、漁業者年金制度の創設について触れました。この問題はいまでも議論されながら、なかなか軌道に乗つてしまいません。今まで政府側としてはこの問題に手をつけるお考えはないようですが、これはもう全然お考えとしては持つておりませんか。大臣、どうでしょ

ということがいかに大事かということを、いまでもやりとりの中でもいろいろと明らかにされてきたわけであります。具体的にたとえばこの開発事業一つとつてみましても、一体どれくらいの計画年次でどれくらいの事業量をもつてやろうとされているのか、そういう点をお示し願いたいと思うんです。

○内村(良)政府委員 今度の沿岸漁場整備開発計画で、国としてはどの程度の事業をやるかということでござりますが、この点につきましては、先般も御答弁申し上げましたけれども、いずれにいたしましても、こういった漁場整備という問題は、現実に即して、現実的に行なわなければならぬという性質の問題でござります。したがいまして、私どもいたしましては、四十九年度、八千五百円ばかりでござりますけれども、予算をとりまして、都道府県にまず調査を委託する。そこで都道府県から、ここで大型魚礁をやつたらいじやないか、あるいはここで浅海開発をやつたらいいといふような計画を出してもらいまして、それを積み上げまして計画をつくりたい。そこで、そんなことをやつていると時間がかかるじゃないか、一体いつから始めるのかということになるわけですが、私どもいたしましては、いずれございますが、私は思つてます。それで、この法案にいたしましても、そういう基础調査が必要でござりますからこれはやる。そこで、できるだけ早くこれからこれをやる。そこで、できるだけ早くこれから始めるのがいいことになるわけですが、私は思つてます。それで、この法案をつくりましては、決して基本的に絶対反対という立場でいるままで申し上げたのではありません。むしろ政府を叱咤激励して、一刻も早く日本の水産業をきつととしたものにしていかなければならぬと、いう考え方のものに申し上げてまいつたのでありますから、どうかその点を十分腹に据えていただいて、この法案が他の法案との関連の中でスムーズに運用されていくように期待をするものであります。

最後に、一つだけお聞きしますが、私は、昨年五月に、漁業白書について本会議で実は質問いたしましたときに、漁業者年金制度の創設について触れました。この問題はいまでも議論されながら、なかなか軌道に乗つてしまいません。今まで政府側としてはこの問題に手をつけるお考えはないようですが、これはもう全然お考えとしては持つておりませんか。大臣、どうでしょ

うか。

○金石國務大臣 御存じのよう、農業者年金は、規模拡大と經營移譲を念願とする政策のために発想されたものでありますて、そういう意味で、あのときにも実は漁業について一緒にたいへん議論が行なわれたのでありますて、農業のそういう性格と漁業は違うということで、われわれは考えの中からはずすことにはいたしてありますて、そういう農業の特殊な考え方に対し、農業年金制度でございますので、ちょっと漁業にはなじまないのではないかというふうに考えておるわけであります。

○島田(琢)委員 たいへん質問が言い足りませんけれども、時間が参りましたので終わります。

○仮谷委員長 湯山勇君。主として沿岸漁場整備開発について、新しくできる法律関係について先にお尋ねして、あと、災害補償の問題で若干お尋ね申し上げたいと思います。

基本的な問題については、いま島田委員かられる御指摘がございましたので、もう少し具体的な問題をお尋ねいたしたいのですが、それに先立ちまして、日本の国民の食生活はどうあるべきか、その食料自給について、一体どれだけのものをどう自給するかということをいろいろ私どもは検討してまいりましたが、その中で一番問題になつたのは、特に動物たん白をどのように確保していくかということでございまして、ただいま審議会等で問題になつていてる畜産の問題は、えさの問題を中心にしていろいろ構想もあつたわけですけれども、非常に残念なことに、日本の国民の最も重要な部分を占めている水産物関係については、現状に立つて判断するという程度の資料しか得られませんでした。それはどういうことで、それから動物たん白、その中の二十五グラムといふようなものは確保できるということで、ただ、

そこで、食生活をいまのよう適切な基準を守つていくことのためには、どんなに悪くとっても現在の生産は確保していかなければならぬというような観点から今度の法案も拝見したわけですけれども、この沿岸漁場整備開発を進めていくというのは、どの程度まで進めていくか、どういうことを目標にしてやつていくかという点をまずお聞きしたいと思うわけです。

と申しますのは、四十五年の十一月に「沿岸漁業資源・漁場開発の背景と対策」というものが出版されております。これは直接政府が御関係になつたものではありませんけれども、権威ある団体の代表者が全部加わってつづったもので、非常に大きな構想を持つてゐるわけです。大体日本周辺の海岸線は二万七千キロメートルあり、その中の二百メートル水深よりも浅い地域が少なくとも二十六万平方キロメートルあります。そこいらは当然今回の法律の対象として、魚礁をつくっていく、あるいは防潮堤をつくっていく、消波堤をつくるあるいはいろいろな悪条件を除去していくということでも障害が入つてくるということになりますとなかなかむずかしい事態である。ことにまた、捕鯨の問題なども加わってきておりました。なかなか難物であります。われわれといだしましては、そういう国際関係のことについてはそれなりの努力をいたすことといたしましても、やはり、可能な限り沖合とい沿岸に力を入れるということは絶対に必要なことではなかろうかと思ひます。なかなか沿岸の仕事が多いわけですから、まず法律をつくらせていただき、それに基づいて地方官と十分連絡をとりまして、その協力の上で計画を進めてまいるということが円滑にいく方法ではないだろうか、と、こういう考えに立つてやつておるわけでございます。

○湯山委員 いまの問題につきましてはいろいろお尋ねしたいこともたくさんあります。大型魚礁についても、従来のよくなコンクリートの箱といふようなものじやなくて、もつと大きな構想のものを考えにくく必要もあるということもありますが、いずれにいたしましても、いまのよくな国際情勢、それから資源の問題等から考えて、手の届く沿岸漁業にもつとんどん力を入れなければならないといふことは大臣もいまおっしゃったとおりでございますが、幸いこれは非常な大構想でありますて、いま大臣のおっしゃつたような計画を進めていくのも非常に参考になると思います。このくらいまで沿岸漁業でやれば、日本の国民の食生活はこれがあるからだいじょうぶだと思います。このくらい構想がござりますから、これをぜひ御検討いただいて、また、こういう考え方を取り入れてやつていただきたい。

そこで先ほど、水産庁長官は、構造改善と本業を申し上げますならば、從来実施いたしてまいりました大型魚礁設置事業、それから浅海漁場の開発事業、漁場造成事業、漁場環境維持保全対策事業などが考えられると思うのですが、このほか、新たに、漁場の大規模開発を行なうたために大規模な増殖場を――この増殖もかなり有望な点もございますので、増殖場の造成や天然礁に準ずる規模の大きい魚礁の設置などについて、技術的観点からいろいろ研究いたしておるわけであります。先ほど島田さんのお話しにもありますとおり法律と並行してやらなければなりませんことは思つておりませんけれども、いろいろわれわれに対する圧力が加わってきておりました六月開かれます海洋法会議などでも、あれできまるとは思つておりませんけれども、いろいろわれわれに対する圧力が加わってきておりました。あれこれ考えてみますといふと、お話しのごと申しますのは、四十五年の十一月に「沿岸漁業資源・漁場開発の背景と対策」というものが出版されております。これは直接政府が御関係になつたものではありませんけれども、権威ある団体の代表者が全部加わってつづったもので、非常に大きな構想を持つてゐるわけです。大体日本周辺の海岸線は二万七千キロメートルあり、その中の二百メートル水深よりも浅い地域が少なくとも二十六万平方キロメートルあります。そこいらは当然今回の法律の対象として、魚礁をつくっていく、消波堤をつくるあるいは防潮堤をつくっていく、消波堤をつくるあるいはいろいろな悪条件を除去していくということでも障害が入つてくるということになりますとなかなかむずかしい事態である。ことにまた、捕鯨の問題なども加わってきておりました。なかなか難物であります。われわれといだしましては、

○湯山委員 いまの問題につきましてはいろいろお尋ねしたいこともたくさんあります。大型魚礁についても、従来のよくなコンクリートの箱といふようなものじやなくて、もつと大きな構想のものを考えにくく必要もあるということもありますが、いずれにいたしましても、いまのよくな国際情勢、それから資源の問題等から考えて、手の届く沿岸漁業にもつとんどん力を入れなければならないといふことは大臣もいまおっしゃつたとおりでございますが、幸いこれは非常な大構想でありますて、いま大臣のおっしゃつたような計画を進めていくのも非常に参考になると思います。このくらいまで沿岸漁業でやれば、日本の国民の食生活はこれがあるからだいじょうぶだと思います。このくらい構想がござりますから、これをぜひ御検討いただいて、また、こういう考え方を取り入れてやつていただきたい。

そこで先ほど、水産庁長官は、構造改善と本業を申し上げますならば、從来実施いたしてまいりました大型魚礁設置事業、それから浅海漁場の開発事業、漁場造成事業、漁場環境維持保全対策事業などが考えられると思うのですが、このほか、新たに、漁場の大規模開発を行なうたために大規模な増殖場を――この増殖もかなり有望な点もございますので、増殖場の造成や天然礁に準ずる規模の大きい魚礁の設置などについて、技術的観点からいろいろ研究いたしておるわけであります。先ほど島田さんのお話しにもありますとおり法律と並行してやらなければなりませんことは思つておりませんけれども、いろいろわれわれに対する圧力が加わってきておりました六月開かれます海洋法会議などでも、あれできまるとは思つておりませんけれども、いろいろわれわれに対する圧力が加わってきておりました。あれこれ考えてみますといふと、お話しのごと申しますのは、四十五年の十一月に「沿岸漁業資源・漁場開発の背景と対策」というものが出版されております。これは直接政府が御関係になつたものではありませんけれども、権威ある団体の代表者が全部加わってつづったもので、非常に大きな構想を持つてゐるわけです。大体日本周辺の海岸線は二万七千キロメートルあり、その中の二百メートル水深よりも浅い地域が少なくとも二十六万平方キロメートルあります。そこいらは当然今回の法律の対象として、魚礁をつくっていく、消波堤をつくるあるいは防潮堤をつくっていく、消波堤をつくるあるいはいろいろな悪条件を除去していくということでも障害が入つてくるということになりますとなかなかむずかしい事態である。ことにまた、捕鯨の問題なども加わってきておりました。なかなか難物であります。われわれといだしましては、

らないという御答弁をなさいました。具体的な例で一つお尋ねいたしたいのですが、それはヘドロの除去に関するものとの関連です。瀬戸内海は御存じのようはずいぶんよごれておりまして、愛媛県での前第二次構造改善事業指定の場合に、いまの汚染地域である燧灘・伊予灘などについても構造改善事業の指定をいろいろ要請したということございました。ところが、その当時の水産庁のほうの御意見は、燧灘とか伊予灘というのはもう死んだ海であるということで、したがつて、そこへいま構造改善事業をやつても意味ないということから、宇和海のほうへ一ヵ所指定になりまして、あとはそのままになっている。そこで、その当時の構造改善事業指定の場合に死んでいる海だといふ指摘をされた燧灘・伊予灘地区ですが、その汚染の中心は、田子の浦と同じように、製紙業から出る污水、それによるヘドロが中心です。これはずいぶん大きい区域に及んでおりまして、香川県のはうからもその製紙工場に対して抗議が出来し、あるいは、工場側のほうでそれを使って埋め立てをしようというものについても香川県のはうから抗議が参つておるというような状態なので、田子の浦のはうもずっと沖合い投棄をしておつたのを、これも限度があつてやめなければならぬというような状態にある。そうすると、これらへのヘドロの除去ですが、これは今度の法律では明らかに対象になると私どもは受け取つておつたのですけれども、構造改善事業の指定のときに、そのあたりは死んだ海だからやつてもだめだというようなお話しも出ておつたといきさつから見ますと――回復すればもちろんこれは非常にいい漁場なんです。ですから、この漁場を回復するために行なう堆積物の除去の対象ですが、これらの田子の浦とか、燧灘、三島、川之江地区のヘドロの除去というものも一体対象になるのかならないのか、このことをまず具体的にお尋ねいたしたいと思います。

○内村(良)政府委員 今般の沿岸漁場整備開発事業には、沿岸漁場の保全の事業として、ヘドロの

問題についてお尋ねいたしたいのですが、それはヘドロでもう使えなくなつてあるという区域はもう死んだ海であるということで、したがつて、そこへいま構造改善事業をやつても意味ないということございました。ところが、その当時の水産

問題についてお尋ねしたいのですが、地元漁民がヘドロでもう使えないといふ区域は相当広範囲にわたっております。冲合へ大体四キロ、東西へ十キロ、ヘドロの堆積は幅十一キロ、それから幅といふか、長さというか、十二キロと二キロ、そういう区域にわたつて大体三百万トンの堆積がある。ですから、そういうことから、地元の漁民は、漁業補償をしてもらって、あらためて要求するという権利をもうすでに失つているような状態である。それから会社側のはうは、七十五社で百一工場一日四十万トンの排水を出しているという状態ですが、この会社側のはうは、今度はもうすでに補償しているわけです。そうなつてくると、これを除去することを会社側へ命令するというわけにもいかない。金を取るわけにもいかない。そつかといって、あなたたち漁業者に金を出してやれと言ふわけにもいかない。結局、国がやるか県がやるか、いずれにしてもだれがやるかというこの設定、その費用をだれが持つかといふことは非常にむずかしい問題が出てくると思ひます。そこで、いま島田委員からも、一體国は、先ほども御答弁申し上げましたように、県の調査を待つて本格的な計画を立てるということになりますので、そういった調査研究を進めながら主体の問題についても考えなければならないのじやないか、それはもちろん規模がかなり関係してくるのじやないか、ということをございます。

○湯山委員 原則としては企業にも負担される部分もありましようけれども、県なり國なりが責任をもつてこれをやつしていくんだという方針でしようか。もう一度いまの点をはつきりお願ひいたします。

○内村(良)政府委員 汚染者のがつきりしている

問題はPPPの原則でやらなければならぬということは、これは国の基本方針としてきまつてゐるわけでございます。それがはつきりしないものにつきましては、地方公共団体、国等が協力して処理していくかなければならぬと思つております。これがはつきりしないものにつきましては、 PPPの原則でやらなければならぬというふになつたわけですから、この法律の条文に非常に小さく當てはまるところであるという意味でいまのものも考えながら、瀬戸内海については、現在これから調査を進めるわけでございます。

○湯山委員 もともとそのあたりは非常にいい漁場であつたことは間違いないので、これはよく御存じのとおりだと思います。それがそういうふくなつたわけですから、この法律の条文に非常に小さく當てはまるところであるという意味でいまのようなお尋ねをしたわけです。ただ、本年度すぐには予算の関係もおりでしようけれども、いまのような国際的な状況の中で沿岸漁業を進めしていくとすれば、早く着手していただくということ

しゃんせつ事業は含まれております。したがいまして、将来の問題として、そいつた地域についても技術的な問題その他を解明しながら取り上げることになるかと思います。

○湯山委員 そこで、それはだれがやるかという問題についてお尋ねしたいのですが、地元漁民がヘドロでもう使えないといふ区域は相当広範囲にわたつております。沖合へ大体四キロ、東西へ十キロ、ヘドロの堆積は幅十一キロ、それから幅といふか、長さというか、十二キロと二キロ、そういう区域にわたつて大体三百万トンの堆積がある。ですから、そういうことから、地元の漁民は、漁業補償をしてもらって、あらためて要求するという権利をもうすでに失つているような状態である。それから会社側のはうは、七十五社で百一工場一日四十万トンの排水を出しているという状態ですが、この会社側のはうは、今度はもうすでに補償しているわけです。そうなつてくると、これを除去することを会社側へ命令するというわけにもいかない。金を取るわけにもいかない。そつかといって、あなたたち漁業者に金を出してやれと言ふわけにもいかない。結局、国がやるか県がやるか、いずれにしてもだれがやるかというこの設定、その費用をだれが持つかといふことは非常にむずかしい問題が出てくると思うがほんとうにやるのかやらないのかという質問がございましたが、これだけ大きくなりますと、とても一企業でやれるものではなくて、しかも、これを簡単に取つておけるといましても、第二

次汚染の問題といふものは非常に大きい問題です。し、そうなつてくると、こういうものについてどうやってやつてやるのか、大体の構想があつたらば明瞭にしていただきたいと思います。

○内村(良)政府委員 ただいま先生から御質問のございました問題は非常に重要な、大きな問題だと思います。そこで、現在水銀の汚染ヘドロの問題が大きな問題になつていています。が、これにつきましては、水銀等汚染対策推進会議の決定に基づきまして、港湾なら運輸省とか、それぞれ所管省が中心となつてすみやかに汚染泥質の除去に着手することといたしまして、処理方法につきましても、環境庁を中心に関係官庁で検討中でございます。その場合に、いまPPPの原則で汚染者がそれを負担するというようなことでやつております。PCBの汚染ヘドロにつきましては、原因企業によつて、県等が主体となつて除去がすでに一部地域では始まつております。ただいま先生から御指摘のございましたような漁業補償が済んだというよつたヘドロの問題につきましては先ほども御答弁申し上げましたように、まず技術的にどうやるかという問題がござります。それについて、水産庁は予算を四八年から取りまして、その技術についてどうするかということを検討しております。

それから、この漁場整備計画全体につきましては、先ほども御答弁申し上げましたように、県の調査を待つて本格的な計画を立てるということになりますので、そういった調査研究を進めながら主導の問題についても考えなければならないのじやないか、それはもちろん規模がかなり関係してくるのじやないか、ということをございます。

○湯山委員 原則としては企業にも負担される部分もありましようけれども、県なり國なりが責任をもつてこれをやつしていくんだという方針でしようか。もう一度いまの点をはつきりお願ひいたします。

○内村(良)政府委員 汚染者のがつきりしている問題はPPPの原則でやらなければならぬということは、これは国の基本方針としてきまつてゐるわけでございます。それがはつきりしないものにつきましては、PPPの原則でやらなければならぬといふことは間違いないので、これはよく御存じのとおりだと思います。それがそういうふになつたわけですから、この法律の条文に非常に小さく當てはまるところであるという意味でいまのものも考えながら、瀬戸内海については、現在これから調査を進めるわけでございます。

○湯山委員 もともとそのあたりは非常にいい漁場であつたことは間違いないので、これはよく御存じのとおりだと思います。それがそういうふになつたわけですから、この法律の条文に非常に小さく當てはまるところであるという意味でいまのようなお尋ねをしたわけです。ただ、本年度すぐには予算の関係もおりでしようけれども、いまのような国際的な状況の中で沿岸漁業を進めていくとすれば、早く着手していただくということ

が大事だと思いますので、この点は特にお願ひ申し上げておきたいと思います。

時間の関係もありますから次の問題に移りますが、今度の沿岸漁場整備開発法案の最後の第十六条に、「栽培漁業の振興」という条項がございました。わざか二行余りの条文ですけれども、「栽培漁業の振興に努めなければならない。」ということが書かれていますが、これは非常に問題が多いと思いますので、ちょっと基礎的なことを私はお尋ねしたいのです。

いただいた資料を見ますと、災害補償法の資料の一枚目をあけてみると、そこに「漁業種類別生産量及び生産金額」というのがあります。この「海面漁業」の生産量の中で、養殖業の、特にハマチが六万一千八百五十五トンとなつていて、ハマチのえさに使われている部分がこの中にたぶん入っていると思いますが、それはどうなっておりますでしょうか。

○湯山委員 どれくらい入つてかるかはわかりませんか。

○内村(良)政府委員 ただいま数字の持ち合せがございませんので、あるいは今後調査しなければならぬ数字かもしれません。ございましたら提出したいと思いますけれども、ただいま持ち合

わせはございません。

○湯山委員 常識的に判断しますと、養殖漁業でハマチを六万トン水揚げするということになれば、大体四十万トンないし五十万トン近いものが使われているんじゃないかというふうに思いますが、大体そうでしょうか。

○内村(良)政府委員 私どもも、大体七倍ぐらいの魚が必要だということは聞いておりますけれども、正確な数字はございません。

○湯山委員 そういうわけですから、六万トンのハマチ生産に要する四十万トンのえさがこの中から抜けているから、生産量のトータルといふのはづ

いては、國民の食料になるものというのはこれよりもさらに四十万トン引かなければならないという勘定になるわけですが、実は、いまのように食生活のことをやつたものですから、気になったのでお尋ねしたわけです。

問題は、いま、漁業資源というものがどんどん少なくなつていて、しかも國際的な環境も制約も必ずしも樂觀できないという段階で、魚をえさにして魚を育てるということ、同じ魚の肉をほかの魚に食べさせて、それで収入をあげていくといふ漁業形態というものがいまの日本の状態で一体奨励すべきものかどうかということ、これは検討を要するのではないかと思います。

実は、さういう資料として配つていただいたものの中に、漁家の収入がありますが、それで見るとハマチの養殖業というものは年間所得が昨年が六百万をこえていますし、本年もそれを上回つて、養殖漁業の中では一戸当たり平均が一番大きい所得を得ておる。こういう点から、漁業をやっておる人の家計の面から言えれば、ハマチ漁業といふものは非常にいい。だから、これは奨励すべきものだという一応の結論が出てくるのはわかります。

けれども、今度は、もつと大きな日本の国全体のがございませんので、あるいは今後調査しなければならぬ数字かもしれません。ございましたら提出したいと思いますけれども、ただいま持ち合

わせはございません。

○内村(良)政府委員 ただいま先生から御指摘のございました問題は、これは非常にむずかしい問題だと思います。確かに、カタクチイワシ、イカナゴなどその他の多獲性の魚類のうち、比較的需要の低いもの、あるいは食用に供されないものが從来えさに使われてきたわけでございます。それにヨットハマチの養殖を行なつて所得をあげてきました。と申しますのは、そのときの水産物の需給事情というものの、あるいはもつと広く言えば國民経済全体のあり方の問題とも関連してくる問題ではないか。現在のところ、ハマチ等、中高級魚に対する需要が非常に強い。そこで、漁業者もそれに對する供給が十分ないので値段が上がつていい。それで、ハマチの養殖でそういう需要に追いついていくといふかっこになつてゐるわけでございます。

そこで、それではカタクチイワシ、イカナゴ、あるいは最近はマイワシとかサンマなんかがまたふえてきてるわけでございますが、そういったものが市場でどの程度消化できるかという問題もございまして、これは物的に見ますと、確かに先生の御指摘のあつたようなことがござりますけれども、いま日本の経済の状況から見ていけば、やはり、現在ハマチ養殖が盛んに行なわれているようになるのじやないか。ただ、非常に食料心配されている。そういうときに、特にハマチ養殖のようなものを奨励して、かりにいまの六万トンが二十万トンにもなれば、これはえさだけで百萬トン以上、百五十万トンも同じ魚を消費しなければならない。この魚肉を魚肉にかえるといふことが一体ほんとうに適切かどうかという問題の検討を私は提起したいと思うのです。これだけ周囲に海のある日本で、ことに三重県がおそらくいま

日本一で、愛媛県が二番目だと思いますが、どんとこれを進めていくて、現在の畜産物以上にえさの問題が深刻になつてくるというようなことを考えますと、これに限度があるんじやないかと考えておられますか。

○内村(良)政府委員 ただいま先生から御指摘のございました問題は、これは非常にむずかしい問題だと思います。確かに、カタクチイワシ、イカナゴなどその他の多獲性の魚類のうち、比較的需要の低いもの、あるいは食用に供されないものが從来えさに使われてきたわけでございます。それにヨットハマチの養殖を行なつて所得をあげてきました。と申しますのは、そのときの水産物の需給事情というものの、あるいはもつと広く言えば國民経済全体のあり方の問題とも関連してくる問題ではないか。現在のところ、ハマチ等、中高級魚に対する需要が非常に強い。そこで、漁業者もそれに對する供給が十分なので値段が上がりつていい。それで、ハマチの養殖でそういう需要に追いついていくといふかっこになつてゐるわけでございます。

そこで、それではカタクチイワシ、イカナゴ、あるいは最近はマイワシとかサンマなんかがまたふえてきてるわけでございますが、そういったものが市場でどの程度消化できるかといふ問題もございまして、これは物的に見ますと、確かに先生の御指摘のあつたようなことがござりますけれども、いま日本の経済の状況から見ていけば、やはり、現在ハマチ養殖が盛んに行なわれているようになるのじやないか。ただ、非常に食料心配されている。そういうときに、特にハマチ養殖のようなものを奨励して、かりにいまの六万トンが二十万トンにもなれば、これはえさだけで百萬トン以上、百五十万トンも同じ魚を消費しなければならない。この魚肉を魚肉にかえるといふことが一体ほんとうに適切かどうかという問題の検討を私は提起したいと思うのです。これだけ周囲に海のある日本で、ことに三重県がおそらくいま

りもあまりふやさないということにして、むしろえさの研究に全力を注ぐこと。えさの研究ができる段階ではいかよつに拡大してもけつこうだと思いますが、そういう順序を踏むべきだと思いますが、いかがですか。

○内村(良)政府委員 確かに、先生の御指摘のような面もございますので、ハマチ養殖の飼料の開発の研究はやつてあるわけでござります。それで、今までのところ、大部分なま魚が使われているわけでございますが、一部で、北洋産のホワイトミールを原料とする配合飼料が、まだ試験的の段階でございますが、試験的に使用されている程度でございます。そこで、今後、この養殖業は、ハマチ以外に大いに養殖業を发展させなければならぬわけでございますが、養魚用の飼料の需要が急増すると見込まれますので、私どもといたしましては、昭和四十四年から四十六年度まで都道府県水産試験場が行なう脱脂大豆及びバルブ酵母等の新しい飼料用のたん白素材の開発試験に対しまして助成いたしましたし、また、淡水区水産研究所が、昭和四十五年度から四十八年度まで、微生物たん白の飼料利用化と、水産加工場の加工排水から回収される魚肉のたん白の飼料化等について、水産大学校と共同して検討しておりますので、そういったことにも助成してきたというよつなことで、養魚用の飼料の開発ということにはいろいろと一生懸命努力はしておりますが、

ただ、問題は、現在までの技術的な段階では、ペレットに加工しますと、ハマチならハマチにそれがえきとして十分とられないという面がございまして、その技術研究はなお大きいに進めなければならぬ問題が多くあるようでございます。したがいまして、こういった面の開発というものは非常に重要な問題でございますので、私どもといたしましても、今後大いに進めなければならない。ただ、現在まだ完全なものができないないという段階でございます。

○湯山委員 提案申し上げたのは、一つは、ハマチ養殖は現在以上にはふやさないでいくというこ

と、あまり進めないとということ。それから、えさの研究項目はすいぶんいろいろなところでいろいろな研究をなされているというのはよくわかります、そういう順序を踏むべきだと思いますが、いかがですか。

○内村(良)政府委員 本腰を入れて、と、これもあると言ひながら、じやどれだということにはならない。これにはもちろん魚の習性の研究その他も必要ですし、成分の研究等いろいろありますけれども、しかし、ここまで来るとやつてできることはないと思ひます。まあ、この間の分析化学みたいなものは別でそれとも、いまの日本の科学技術をもつてすればできないことはないことを思ひますし、そつ言つてゐる人も決して少なくありません。そこで、ハマチ養殖は現状からあまりふやさないでいくという方針と、もう一つはパンチのきいた研究をするということ、この二つですが、これについてはいかがでしようか。

○内村(良)政府委員 先生御案内のように、ハマチの養殖生産は最近非常に著しく伸びております。四十年に一万五千トンばかりであったものが、四十七年には七万六千トンになつております。これはやはり需要があって伸びてきましたし、それによつて漁家の所得も増加してきたということもございますので、单にえき問題だけの視点からこれが今後抑制するというよつなことは、なお研究すべき問題があるのではないかといふふうに思つてございます。

そこで、私どもといたしましては、瀬戸内海はあいつた特殊な海域なんでございますから、あいつたことでやつてきた。しかし、今後の栽培センターにつきましてはなるべく県を主体として進めるほうが現実的なんじゃないかと思いますし、現に非常に各県が熱意を持っているわけでござります。そこで、県営で今後進めるということにした次第でございます。

○湯山委員 では、瀬戸内海の漁業センターは現

五ヵ所のセンターと、それから来年度からの太平洋側の七ヵ所のセンター、このセンターですけれども、形態が、従来の瀬戸内海漁業センターは国からの委託になっており、それから新しい十二のものは県営で補助事業になるということですが、その理由をお聞きしたいんです。

○内村(良)政府委員 まず、第一に、瀬戸内海でございますが、瀬戸内海になぜセンターをつくつてあいつた国の委託方式でやつたかということをございますが、御案内のように、瀬戸内海といふのは各県の水面になつておりますので、漁業上の調整が非常にいろいろな問題がある海域でございます。現に、水産庁といたしましても、瀬戸内海につきましては、漁業調整事務所をつくりましていろいろ漁業調整をやつしているというよつな特殊な地域でございます。

そこで、たとえば瀬戸内海で県営でやるということになりますと、ある県がやつたものが向かい合つてゐるというよつな関係もございまして、ほかの県の利益にもなるというよつなこともござります。瀬戸内海というのはそういうように非常に複雑な海域でございますので、あいつた社団法人人をつくりまして、それに国と県と漁協等も入りましてやつてはいるというかつこうになつてゐるわけでございます。ところが、その他の県につきましては、それぞれ固有の水面がござります。しかかも、こういったことは、県がそれを栽培漁業の計画をつくりまして推進するということになつておりますので、県が非常に熱意を持つてゐるわけござります。

そこで、私どもといたしましては、瀬戸内海は

在のやり方ですと将来も続けていくということをございますが。

○内村(良)政府委員 これは将来の問題として大いに問題になつてくるわけでございます。そこで、どんどん上げております。特にエビとタイにつきましてやつております。そういうよつな段階でござりますので、一定の限度まで達しました場合にどうするかということは別な角度から考えなければならぬ問題もあるいは出てくるかと思ひますけれども、現在のところ、まだそこまで検討しておません。

○湯山委員 長官はちょっと歯切れの悪い御答弁ですが、さつきの御答弁は、瀬戸内海というのは地形があつた地形だし、入り組んでおるし、そういうことで、県別にやることはぐあいが悪い、だから、総合的ないまのよつな形をとつていると云われた。これはよくわかります。ところが、その他は県別。そこで、瀬戸内海ですがいまおつしやつたような理由ならば、当然将来もそれを統けていかないといけないのではないか。別に海の区切りが変わるものでもなし、県境が変わるものでもないですから、続けていくというのがたてまえでなくちやならない。しかし、いまの御答弁のようには、今度はそれは将来また考へるんだといふことだと、さつきの御答弁といまの御答弁とは全然立場が違つてゐるよう印象を受けますので、瀬戸内海はそのまま続けていく、他はこうだといふことだと、さつきの御答弁でないと納得できないのですけれども、それはどうでしようか。

○内村(良)政府委員 ちょっと私の答弁が不十分であったと思うのでござりますが、現在のところは、瀬戸内海の栽培センターができましてからいろいろ技術的な段階を経まして、現在ある段階に達しているわけでござります。そこでそれぞの目標を立てまして種苗の生産を大いにやつておるという段階でございまして、現在、私どもは、瀬戸内海のセンターを県営にするということは全く考えておりません。しかし、今後栽培漁業の技術

的な進歩もいろいろあるだろと思ひます。現在主としてエビとタイ、クルマエビとマダイというところでございますが、その他の魚にもだんだん及んでくるのじやないか、さらに今後県営の他の地域の栽培センターも大いに拡充していくんだろう、そうなつた場合においては、あるいはその関係の県からのいろいろな意見も出てくることもあるじやないか、こういうことは考えられるわけでございます。

現在のところは全くそういうことは考えておりませんけれども、そういうことが起つてきただ場合には、いまの瀬戸内海のあれは、瀬戸内海は特殊性があるんだから、県の意向を無視して、何が何でも、あくまで現在の瀬戸内海のセンターでやるということでいいかどうかということは、検討すべき問題がその段階になれば出てくるかもしれないという意味のことを申し上げたわけでございま

○湯山委員 よくわかりました。

そこで、私が申し上げたいのは、実は、この県営のセンターをそういう形でばらばらにつくるということがはたしていいかどうかという問題です。それは、日本海沿岸とか太平洋沿岸というのは県で区切りができるけれども、漁業といふのはそういう性質のものではなくて、同じような研究を日本海側でも何カ所でもやる、あるいは太平洋岸にしても何カ所も連携してやっていくと、うのにおいて初めて効果の出てくるものがずいぶんあると思います。そういうことを考へると、県営になつてくれれば、外へは秘密にしていろいろ技術開発をやるとか、よそよりもぬきんでいこうとかいうようなことから、ともすれば、つい連携がとれなくなる。

それから、いま直ちに問題になるのは技術者の交流だと思います。瀬戸内海でこういうことを完成した人は、今度はどこにこういうものができるのか、岩手なら岩手へ行つてそれを研究するとか、あるいは島根なら島根へ行つてそれを指導するとか、そういうことができなければ、せつかくこう

いうものをつくつても、その効果は思うようになります。ここに、日本の研究体制では、そういうことでございませんが、その他の魚にもだんだん及んでくるのじやないか、さらに今後県営の他の地域の栽培センターも大いに拡充していくんだろう、そうなつた場合においては、あるいはその関係の県からのいろいろな意見も出てくることもあるじやないか、こういうことは考えられるわけでございます。

現在のところは全くそういうことは考えておりませんけれども、そういうことが起つてきただ場合には、いまの瀬戸内海のあれは、瀬戸内海は特別な意味のことを申し上げたわけでございま

うかというと、まあ、いまなら、実際問題として、瀬戸内海のセンターの技術者を派遣するしか

めがないだろと思うのです。それは全然違つたところへ、水産庁にいる人が漁協へ行くというよ

うな形ですから、そこにも障害が起つてくるという

ことを考えますと——それは府県に要望が強いの

はわかります。しかし、そだからといって県をばらばらにしないで、瀬戸内海と同じ場所がたくさんあつても、同じような形態で經營していくと

いうことのほうがセンターの役目から言つて適切ではないか。単に補助が四分の三しかないとか、

満度に補助があるとかという問題ではなくて、セ

ンターの機能、使命という面から言つて、いまの

瀬戸内海センター方式が全部に適用されていん

じやないかと私は考えますが、その点はいかがで

しょうか。

○内村(良)政府委員 ただいま先生から御指摘の

あった御意見は、私どもいたしましても、そう

いうふうに考へたこともござります。しかし、昨

今この県の非常な熱意——県も、自分のところで放

流した魚類が他県の漁業者の利益になつてしま

う場合もあり得るということはよくよく承知してい

るわけでござります。それも承知の上で沿岸漁業

の、特に栽培漁業の振興のためにやりたいとい

う非常に強い熱意を持っておりますので、県を主体

にやる、それに対し十分な補助をしようという

体制にしております。

それから、技術者の交流その他の問題は、ただ

いま先生の御指摘がございましたように、瀬戸内

海のセンターという先進的な機関があるわけでござります。それを中心に、さらに水産庁の技術

員等も十分加わりまして、十分なる情報の交換、試験研究の調整その他をやつていかないと、各県

が

調査、実施体制の不備、資料の不足など

が

基礎的な欠陥として指摘されている。そうする

と、そのセンターやいうものは相互連携をとつて

やつていくことが大事なのに、いまのよう

に県がばらばらということになるとそ

うか

ことが

あります。

○湯山委員 おっしゃることに間違いがあるの

が

ないですか

感

じやないですけれども、ちょっともの足りない感

じがします。せつからくあれだけはつきりした見解

をしてやるのがいまのところ一番現実的ではないかと

考えたわけでございます。

○湯山委員 県の熱意説もわからぬことはない

ですけれども、しかし、センターというものはもつ

と大事な使命があるわけで、単に県の熱意だけと

言つても、それだけの能力がある県が一体あるの

かどうかということを考えますと、せつからく熱意

を持つて発足したけれどもということになりかね

ないというのを私は特に懸念しております。瀬

戸内海のセンターがあれだけの効果をあげたとい

うことも、いまのよつた協力体制がかなりよくで

きていたというところに大きな原因があるわけ

ではないか

と思います。

それから、時間の関係もございますので次へ進

みますが、今度は漁業災害補償法の関係で、赤潮

の大いな立場から、さつき申し上げましたように魚

礁も五百基、五千キロつくるというような構想に

かかります。各県のエゴではなくて、

しっかりとたくさん要るわけですから、

そういうことから少し本氣でぜひ御検討願いたい

というように思います。

○内村(良)政府委員 ただいま先生から御指摘の

あった御意見は、私どもいたしましても、そう

いうふうに考へたこともあります。しかし、昨

今この県の非常な熱意——県も、自分のところで放

流した魚類が他県の漁業者の利益になつてしま

う場合もあり得るということはよくよく承知してい

るわけでござります。それも承知の上で沿岸漁業

の、特に栽培漁業の振興のためにやりたいとい

う非常に強い熱意を持っておりますので、県を主体

にやる、それに対して十分な補助をしようとい

うという

体制にしております。

それから、技術者の交流その他の問題は、ただ

いま先生の御指摘がございましたように、瀬戸内

海のセンターという先進的な機関があるわけでござ

ります。それを中心に、さらに水産庁の技術

ばかりでございますから、少し様子を見ていただ

きたいと思います。

○湯山委員 おっしゃることに間違いがあるの

が

ないですか

感

じやないですけれども、ちょっともの足りない感

じがします。せつからくあれだけはつきりした見解

をしてやるのがいまのところ一番現実的ではないかと

考えたわけでございます。

○内村(良)政府委員 御案内のように、まだ発足

したばかりでございます。しかも、県が栽培漁業

の振興計画を全部立ててやつておりますので、そ

ういったことを勘案しながら、やはり、将来の問

題として検討する必要があれば検討しなければな

い

か。

ばかりでございますから、少し様子を見ていただ

きたいと思います。

地方公共団体にも掛け金の負担をしてほしいといふことを私ども思つておりますし、それで一生懸命指導し、また、働きかけているわけでございまして、そうすると、あまり赤潮の発生の可能性がない地方公共団体というものはやはり関心がないのではないかといふことがありますので、私どもいたしましては過去におきまして赤潮が非常に出たところ、これはかなりはつきり過去の形態を見ますとなつておりますので、とりあえず非常に多発的なところをやりたい。そうなりますと、瀬戸内海の中心、九州、三重その他の県が対象になるわけでございますが、そういうたところをやりたい、こういうふうに思つておるわけでございます。

○坂谷委員長 湯山委員に申し上げますが、大臣

が参議院の予算委員会出席のために、十二時三十分に退席を予定しておりますので、大臣質問を含めお願いいたします。

○湯山委員 はい。

それでは、西日本の、海岸を持つておる県で対象にならないというのはござりますか。

○内村(良)政府委員 まだはつきりどの県といふところまではきめておりません。いま、県といふいろいろ話し合っております。ただ、過去のデータをいろいろ見ますと、西日本ではたとえば鳥取、それから沖縄なんか過去あまり出ていない。まあ、

沖縄は途中で返つてきたという問題がござりますから、あるいはアメリカ軍の占領時代に何かあったのかもしれませんけれども、そういうところはあまりデータがございません。

○湯山委員 県のほうが渋るというのは、何か理由があるのですか。三分の一の県の掛け金負担ですね。今度の四十九年度の地方財政計画にはその分は見込まれていると聞いておりますが、どうでしようか。もし見込まれているなら、県のほうがそれを渋るという理由はないと思うのですけれども、その点はどうなつておりますか。

○内村(良)政府委員 地方財政計画の中に見込まれております。私どもは、法律で県が負担しなけ

ればならぬ、地方公共団体が負担しなければならないことを書けなかつたのは、赤潮の発生と県の負担の関係、たとえば下水処理について県が十分にやつてないから赤潮が起つてこざいます。しかしもはつきりしないというような法律上の問題がございまして、はつきり地方公共団体が負担するといふふうに書けなかつたわけでございますが、實際は当該県の漁業者にとって大問題でございますから、大部分の県は必ず出してくるのではないでございます。

○湯山委員 少しこまかいことを聞いて恐縮ですけれども、各県はその分の交付があるということはわかつておるのでしようか。わかつておれば、その負担が見込まれるからとか、ほかへ回すからとか、交付税ですかからひもはついてないけれども、財政計画に見込まれてゐるんだということであれば、その交付を受ける県がこれに反対したり、それじや困るというよくなことはないはずだと思うのですけれども、その点はいかがでしようか。

○内村(良)政府委員 私どもが県から事情聴取しているところでは、現在赤潮の多発的な県のほとんどすべては負担するつもりで、いろいろ地方財政上の用意をしておるようでござります。

○湯山委員 何県ぐらいが見込まれておるのか。

○内村(良)政府委員 私どもが県から事情聴取しているところでは、まず、第一に、赤潮によりまして、単位漁場対象となる養殖業に被害があつた場合、その養殖業の養殖水域において、その当時異常な赤潮の発生による被害と確認されれば、特約によつて救済されるわけでござります。

○内村(良)政府委員 私どもといたしましては、そいつた場合も赤潮特約で、異常なる赤潮の発生であれば救済したい。ただ、明らかに第三者がその水域を汚染したためになつたという場合には、当然その者が補償するということになりますけれども、今度赤潮特約という制度をつくるわけござりますから、漁業者の被害が救済できるよう運用したい。その判断は、共済組合で異常な発生であるかどうかということを判断させるといふふうなやり方をしたいと思つております。

○湯山委員 ことはの上ではいまおつしやつたよにはつきり言えますけれども、具体的な実際問題としてはそういうわけになかななかいぬ場合があるということをお尋ねしたいと思うのです。

○内村(良)政府委員 確かに、先生の御指摘のようにある面があるわけでござります。しかし、こういふ制度をつくるわけでござりますから、われわれといたしましては、共済組合あるいは連合会その他の関係者と十分相談いたしましてうまく運用したい、こういうふうに思つておるわけでござります。

○湯山委員 ちょっとこの問題はつきりしないのですけれども、共済組合がかりに工場と対立した場合に、共済組合は、これは赤潮じゃない、あなたのはうちによる被害だと言つて、一方は、うちだけが付けておる、したがつてこの測量値はこれだけであつて、うちのほうからではその

被害は出ないという複合の場合です。もつと言え
ば、はねかけ合いじゃなくて、赤潮も幾らかある、
一方のものもある、複合して出たものだというこ
とを両方が認めた場合、そういう場合はどうなり
ますか。

○内村(良)政府委員 そのような場合におきまし
ては、共済組合は共済金を払いまして、払つたあ
とで保険代位でその加害者いろいろやる、こう
いうことになるのではないかと思います。

○湯山委員 その点はよくわかりました。それで
は、今度は共済組合が企業と話し合う形になるわ
けですね。もつ一度その点をはつきり伺いたい。
○内村(良)政府委員 そのようになるわけでござ
います。

○湯山委員 よくわかりました。

次にお尋ねいたしたいのは、これと関連して、
海洋汚染に伴う漁業権の問題なんです。埋め立て
とか、いまのようなヘドロ公害とか、あるいは水
銀汚染とか、そういう場合に、ある会社ではその
地域でとれた魚を無条件で買い上げる。そつして
その魚をどうするかというと、魚粉にしてえさに
回したり、その他適当に使って、一般食用には売
らないというような形で、とにかく買い上げる協
定を結んでいる企業もあります。それから、ある
ところは、その地先漁業権といつものを全部補償
した形で、そこでは漁業もほとんどやらないとい
うような形になっているところもあります。そつ
いう場合には、具体的に言えば、今度瀬戸内海の沿
岸に原子力発電所ができることになつて、いまそ
の工事が進められております。地元の漁業協同組
合は、それに対しても地先漁業権は放棄して補償を
受けておつた。実は、そこに慣行による入り会い
権を持つておつた漁協がありまして、入り会い権
まで処分されることは困るというような申し出があ
りますが、そういう場合には一体どういうふうに
なりますか。

○内村(良)政府委員 入漁権として認定されたも
のがあれば、補償の対象になるわけでござります。
○湯山委員 昔からずっとあります、漁業権は

以前に買ひ上げになりましたね。だから、そうい
うものはいまはありません。けれども、事実にお
いてはあつたわけです。したがつて、漁民はそれ
によって被害を現実に受けている。その被害に対
しての補償というものは——もともと漁業権とい
うのは個人の漁業者に属するものであつて、組合
とか団体に所属するものじゃないというのが原則
だと思います。だから、漁業をやつておる者がそ
れによつてそういう損害を現実に受けている場
合、それは補償の対象になるんじやないかと私は
思いますが、なりませんか。

○内村(良)政府委員 法律的には、入漁権が認定
されないと法律上の請求権があるかどうかという
点は問題だと思います。ただ、私どもがそういう
ケースについて聞いておりますのは、実際問題と
しては、慣行的にそういうことがあるところでは、
関係の企業と話し合つて問題を片づけているとい
うケースがございますけれども、先生のいま御指
摘の場所はどこだか具体的にちょっとわかりませ
んので正確な御返事はできませんが、はつきり認
定されていないと、法律上は、これは慣行的な入
漁権だということが言えるかどうかというは問
題があるのでないかと思います。

○湯山委員 私どもは、漁業権というのは大体こ
ういうふつに解釈しておるのです。個人個人の漁
業者が漁業のできる権利がそれであつて、補償と
いうのは、どういう形にもせよ、従来できておつ
たものができなくなつた場合には、その個々の漁
業者には補償を請求する権利があるというように
聞いておりますし、そう理解しておつたのですが、
そうではないのでしょうか。

○内村(良)政府委員 漁業法上の漁業権という問
題と、それから実際に當業権みたいなものがそこ
にあってやつてきたという問題があつて、漁業法
上の漁業権とはそういうものはちよつと違うの
じゃないかと思います。

○湯山委員 それから、いまの関係漁民が補償の
請求をするということはいけないのか、許される
ことか、その判断はいかがですか。

○内村(良)政府委員 もちろん、その補償の請求
をすることをやつてはいけないというような性質
の問題ではないと思います。ただ、補償するかど
うかというのは、これは法律上の問題でございま
すから、最後は、こういうことを申し上げますと
あれかと思いますが、裁判によつて争われるべき
問題になつてくるのではないかと思います。

○湯山委員 いまのようなことをお尋ねいたしま
したのは、原子力発電所というのほんど海岸
にできておりますが、そういうことをめぐつてい
るいろいろ各地でトラブルがありますので、そ
ういうことをお尋ねしたわけです。この一つのケー
スとしてお尋ねしたわけですが、温排水の問題と
か、原子力発電所の設置というものは沿岸漁業に
非常に関係の深い問題が多いのです。そこで、そ
れを認可する場合に、水産庁のはうへそれぞれ通
産省なり科学技術庁なりから協議がありますか。
○内村(良)政府委員 原子力発電所の設置につき
ましては、電源開発調整審議会において審議され
て承認される。その場合に、水産庁としてももち
ろん意見を述べることはできます。

○湯山委員 ドの程度に意見を述べられるか。ど
の程度のことを聞かれるか。というのは、いろいろ
な資料を見ますと、ただ水産物に対する影響がこ
うだからというのじやなくて、地元漁協との話が
ついたからといって、むしろ金銭で解
決しているというケースが大部分です。それだと
水産物といふものは、ただ単にその地元だけの問
題ではなくて、ずいぶん影響が大きい。だから、
そこで話がついたからといって、全体の漁業の問
題が片づいたのではないわけです。そこで、補償
で解決すれば、もう水産庁のほうはそれでいいと
しておるのか。そつじやなくて、もつと純粹に、
水産行政全般、資源全般の検討をした上で、それ
に対する意見を述べておるのか。その辺私は非
常に疑問だと思いますので、それを伺つてみたい
と思うのです。

○内村(良)政府委員 これは、私ども水産行政を
担当しておるものにとって非常に大きな一つの懸
念の問題でござります。もちろん、水産行政だけ
の立場からいきますと、原子力発電などはでき
ないほつがいいにきまつておるわけでございま
す。そこで、現実問題といたしましては、各ケー
スについてそれぞれ説明を聞きまして、漁業にど
ういう影響があるか、それから関係の漁業者の意
向はどうであるか、やはりそこで漁業として業を
営んでおるものでござりますから、私どもとい
ういうふつに解釈しておるのです。そこで、そ
れを認可する場合に、水産庁のはうへそれぞれ通
産省なり科学技術庁なりから協議がありますか。
○内村(良)政府委員 原子力発電所の設置につき
ましては、電源開発調整審議会において審議され
て承認される。その場合に、水産庁としてももち
ろん意見を述べることはできます。

○内村(良)政府委員 これは、私ども水産行政を
担当しておるものにとって非常に大きな一つの懸
念の問題でござります。もちろん、水産行政だけ
の立場からいきますと、原子力発電などはでき
ないほつがいいにきまつておるわけでございま
す。そこで、現実問題といたしましては、各ケー
スについてそれぞれ説明を聞きまして、漁業にど
ういう影響があるか、それから関係の漁業者の意
向はどうであるか、やはりそこで漁業として業を
営んでおるものでござりますから、私どもとい
ういうふつに解釈しておるのです。そこで、そ
れを認可する場合に、水産庁のはうへそれぞれ通
産省なり科学技術庁なりから協議がありますか。
○内村(良)政府委員 原子力発電所の設置につき
ましては、電源開発調整審議会において審議され
て承認される。その場合に、水産庁としてももち
ろん意見を述べることはできます。

○内村(良)政府委員 どちらにせよ、従来できておつ
たものができなくなつた場合には、その個々の漁
業者には補償を請求する権利があるというよう
に聞いておりますし、そう理解しておつたのですが、
そうではないのでしょうか。

○内村(良)政府委員 漁業法上の漁業権という問
題と、それから実際に當業権みたいなものがそこ
にあってやつてきたという問題があつて、漁業法
上の漁業権とはそういうものはちよつと違うの
じゃないかと思います。

○湯山委員 ほんとうにやつておりますか。とい
うのは、補償で片づけて、實際には水産動植物に
対する影響というのはほとんど調べられていない
んです。そこで私はこういう疑問を抱いたわけで
すが、長官の言われるよう簡単に簡単に、水産行政の
立場から言えばそういうものは全部反対だと、そ
う言つぱなすわけにもいかぬだろうと思ひます
し、それじや協議の必要もないと思うのですけれ
ども、問題は、たとえばどういう海産の動植物が
いて、それらに対してもこの程度の温排水というも
のはこういう影響があるというようなことの調査
の資料というものは、私の知つておる限りでは、
いすこの場合も、どこにもないのであります。むしろ、
科学技術庁あたりが異議申し立てを却下するのは

そんなことじやなくて、温排水が出た場合にはノリなんかには影響があるが、ところがこの地域はノリがない地域だから全然関係ない、と、この程度しか書いてないので。しかし、ノリは栽培していないから影響ないので、ノリに影響があるなら他の海藻類にも当然影響があるはずだが、それは無視しています。その海藻類に影響があれば、いまの沿岸漁業でのいろいろな産卵状態とか生態などは変わってくるが、全然触れていない。だから、水産庁に協議があつたのならこういうお粗末なことにはならないだろうというように思いましたのでお尋ねしておるわけですが、一体どの程度の意見を述べておられるか。これは長官じやなくても、直接担当の方でけつこうですが、もう少し詳しく述べておられると、

○新井説明員 御指摘のよつた問題につきましては、先ほど長官から御答弁いたしましたように、電調査におきまして、関係各省が幹事会あるいは連絡会議等を持ちまして、意見の調整をしておるわけでございます。その際に、水産庁といたしましては、何と申しましても、地元の漁業権の補償問題あるいは温排水の漁業に対する影響の範囲、企画部等と水産担当部局との間で十分な意見調整がなされているかどうかといふことが一番重要な関心事でございます。それから、第一には、たとえば県の企画部として、まず地元の同意を十分とるとそれらの状況をチェックいたしまして、その上で、水産庁として、まず地元の同意を十分とどめています。

○湯山委員 されど、結局、水産庁が直接タッチしないで、県のほうでそれでいいかどうか、地

元漁協でそれでいいかどうか、そういうことで補償で解決したと言えば、じやそれでよろしいといふ程度ですか。

○新井説明員 大体基本は県のほうにまかしてござりますが、ただ、温排水の影響がどの程度まで及ぶか、あるいはそのとらえ方が正しいかどうかというよつたことにつきまして、必要がある場合にはそのデータを水産庁のほうへ持ってきてもらつて検討する場合もございます。

○湯山委員 従来検討された実例がありますか。

○新井説明員 ちょっと手元に資料がございませんので正確にはわかりませんが、そういう事例もあつたかと記憶しております。

○湯山委員 非常に大事な問題でして、私はいまのよつたことではいかぬと思うのです。そうであれば地元漁民にも安心感が与えられないし、それから、消費者にも安心感が与えられない。水産

府としてはもう一つ科学的な検討の必要がある。海藻なんかはどういうものがあるということかわかれ、これはおよそ実験的にもやれることです。

○内村(良)政府委員 発電所、特に、原子力発電と漁業との問題につきまして、各地でいろいろなトラブルがあるということは、私どもは十分承知しております。それから、さらに、漁協の漁業権

問題でございます。そこで、私どもといたしましては、原子炉等規制法によりそういったことはきびしく規制されておりまし、地方公共団体を含めまして、原子力発電所の周辺におきまして、環境

放射能モニタリング体制をとっているわけでございます。私どもの研究者から聞きますと、現在のところ、放射能が魚類に異常に蓄積するといふことは、現在の規制でまづないのでないかという

○内村(良)政府委員 ふうに承知しております。

○湯山委員 されど、問題は温水の問題でございますが、ただいま先生から御指摘がございましたように、実際に権利のある者を除いて、そして国会

の強行採決のよつた形でやつて非常にトラブルになつたというよつた例もあるわけで、その指導といふものはもう少ししっかりやつてもらわない

○内村(良)政府委員 とも事実あるわけで、たとえば伊方の問題なんかがそうでした。太平洋側と瀬戸内海側とにまたがつております。瀬戸内海側へできる、その外

海側のほうが組合員が多い、そういうことから、こちらのほうは組合員資格をすつとけていくつ

す。一方、そいつたことでかなり影響がはつきりしてまいりますと、温排水の、水質汚濁防止法による規制をとらなければならないのじやないか。そこで、そいつた補助金を出しながら規制を

どものほうでも、水産庁の東海区水産研究所で、いろいろなトラブルが起こつている。そういうことで、研究を進めながら規制をやつて、遺憾ないようになつたと思つております。

○内村(良)政府委員 どものほうでも、水産庁の東海区水産研究所で、いろいろなトラブルが起こつている。そういうことで、研究を進めながら規制をやつて、遺憾ないようになつたと思つております。

○内村(良)政府委員 現在研究中でございまして、技術的な知見を深めておるところでございま

すから、そういうところを待つて、将来検討すべき事項ではないかと思います。

○湯山委員 そうしないと、たとえばいまのよう

に、伊方なら伊方の原子力発電所の場合、漁業権はそろやつて補償していますから、解決したよう

な形ですが、しかし、どういう名目でどうしたのかわかりませんが、そこだけじゃなくて、ずっとそれから北のほう、松山よりももっと向こうの漁

協に対してもそれぞれ何百万円とか何千万円とかいう金が行つております。何の関係もないものならばそういう必要はないと思うのですけれども、

そういうふうに、協力費というのですか、何かの名目で行つておる。そうすると、それは工事による被害がそこに及ぶのか、あるいは工事によつて海が濁り、透明度が下がれば、これも当然漁業に影響があるし、あるいは赤潮発生にも関係を持つてくると、そういうことを考慮してのものなかわかりませんが、とにかくずいぶんたくさんのがずいぶん遠方の漁協にも行つておることは間違ありません。そういうことを考えてみると、いまのよう伊方漁協はそれで承知した、地元が承知した、それで水産庁のほうは終わつたんだ、県のほうもそれでいいということだけではなく、大きい問題がずいぶんありますので、この問題と関連して、私は、特にこれは水産庁のほうにお願いもするし、要請もしたいと思います。

いま申し上げたような点について、具体的な問題をお調べ願いたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○内村(良)政府委員 伊方のケースについて、私自身必ずしもつまらかにしておりませんけれども、協力費というようなものが出でるということは聞いております。

そこで、なぜそういうような協力費が出るかといふことでございますが、この地域のケース等を見ましても、これは漁業被害とか補償とかという問題とは関係がないようございます。やはり、非常に心配だということで、先進的な地域を見に行くとか、あるいはその影響を調査するなどで、協力費という名目で企業側がお金を出しておるということを聞いております。

伊方のケースにつきましては、なお調べて御報

告申し上げたいと思います。

○湯山委員 協力費というのは、その付近ならよくわかるのです。しかし、そうではなくて、はるかに遠いところで、御存じだと思いますけれども、

いわばあの伊予灘のほとんど全域で、それに對して——しかもそんなに簡単な金額じゃないと思つのです。長官、総額でどれくらいの金額を掌握しておられますか。

○内村(良)政府委員 伊予灘につきましては、たしか関係漁協の協議会があつて、そして協議会いろいろ折衝に当たつたということを聞いております。額としては、億以上であつたと思います。

○湯山委員 それで、そういうところへ迷惑をかけるという意味ならば、簡単に汚染はないんだとなのかわかりませんが、とにかくずいぶんたくさんの金がずいぶん遠方の漁協にも行つておることは間違ありません。そういうことを考えてみると、いまのよう伊方漁協はそれで承知した、地元が承知した、それで水産庁のほうは終わつたんだ、県のほうもそれでいいということだけではなく、大きい問題がずいぶんありますので、この問題と関連して、私は、特にこれは水産庁のほうにお願いもするし、要請もしたいと思います。

いま申し上げたような点について、具体的な問題をお調べ願いたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○内村(良)政府委員 伊方のケースについて、私自身必ずしもつまらかにしておりませんけれども、協力費というようなものが出でるということは聞いております。

質疑を続行いたします。津川武一君。

○津川委員 畜産危機が叫ばれている中で、それにも劣らず日本の漁業が重大な局面に面している恐縮であります。この問題は、そういうことから、農林省としては、少しでも漁獲高をふやすために、沿岸漁業、遠洋漁業等についてもいろいろ手を打つております。特に、沿岸漁業の問題については、これは今回水産三法というものを思つておられるのですが、政府はいまの漁業をどんなふうに考えておられますか。

○渡辺(義)政府委員 これはかねがねお答えをしておるわけでございますが、日本の畜産危機とい

うものの内容を調べてみると、一つは、非常にえさが高騰した。それから、膨大なえさの確保について、それが戦略物資化された場合には、非常に困る問題が起きた。私は、この二つが大きな問題

です。魚族の養育もけつこうでござります。魚族の涵養もけつこうですが、漁業資材が非常に上がったのでは、重油がこんな状況では、そして輸送料が非常に上がるということでは、そういう状況に

対して、魚価がそれに対応して上がらないのではあるが、肉一カロリーにつくるのに七カロリー以上のえさを消費しなければできないために加速度的に

ふえたわけですから、それを国内で生産することには面積の上からもできないということになれば、

日本で畜産をこれ以上飛躍的にふやすということは、口で言うのは簡単だけれども、現実には非常にむずかしい問題がたくさんある。ところが、この漁業の問題は、一兆二千億とも言われ、一千二

十万トンとも量で言われておる。日本のたん白の半分も潤つておるということですから、畜産危機と比べて考える場合、漁業のほうが、これを維持し、あるいはこれを発展させる上においては、困難性もありますが、まだ希望の持てるたん白資源である。こういうことで、農林省はこれを非常に重要視していかなければならぬと思っておる

わけで、非常に高く評価をいたしております。

○津川委員 畜産に對する対策をお伺いしまし

て、ありがとうございました。

私が聞いておるのは、畜産に劣らず水産業もたいへんだから、それに対してどう考えておられるか、施策を聞いておるのでから、もう一度ひ

とつ……。

○渡辺(義)政府委員 前置きが長過ぎてはなはだ恐縮であります。この問題は、そういうことから、農林省としては、少しでも漁獲高をふやすために、沿岸漁業、遠洋漁業等についてもいろいろ手を打つております。特に、沿岸漁業の問題については、これは今回水産三法というものを思つておられるのですが、政府はいまの漁業をどんなふうに考えておられますか。

○津川委員 漁業を振興するためには、資料を安定させて、あまり変化のない廉価で供給する必要がどうしてもあると思いますが、政府は、その点の施策はどうなっておりますか。

○内村(良)政府委員 漁業用の資材の中で、一番大きいのは重油でございます。そこで、重油につきましては、昨年の十二月に石油危機が起つりました直後に、農林、通産両政務次官の申し合せに

即しまして、中央に農林、通産両省並びに関係漁業団体及び石油業界団体からなります漁船用石油需給協議会を設けまして、また、同様な協議会を各県の段階に設け、その適切な運用を通じて、漁業者に石油の円滑な供給を確保する特別措置を緊急的に講じたわけでございます。その他、漁業用石油類の円滑な供給をはかるために、各県ごとに置かれました石油製品あつせん相談所というのも活用いたしまして、こういつた協議会等を指導し、とりあえず昨年の暮れからことしの一月にかけてまして、物の確保には遺憾ないように処置をしたわけでございます。

それから、さらに、漁船の場合には、国内で重油を積むばかりでなくて、特に、マグロその他の遠洋漁業等をやっておりまして、海外で重油を補給しておりますので、遠洋漁船に対しましては洋上補給といふものをやつたわけでございます。ます、とりあえずは外交ルートによりまして、相手国のほうで何とか日本の漁船に給油してくれと云うことを要請すると同時に、内地から船を出しまして洋上補給をやつたわけです。

そういうことで、物的な面につきましては大体確保がつきまして、あの非常にきびしい石油騒動と申しますか、石油危機の時期におきましても、漁船が特にとまってしまつたというようなことは、うわさはございましたけれども、実際問題としては、うわさはございませんけれども、実際問題として、何とか日本漁船に給油してくれと云うことを要請すると同時に、内地から船を出しまして洋上補給をやつたわけです。

そこで、その結果原油が上がって、今度石油の製品価格が非常に上がったということがございま

すが、その場合におきましても水産庁といたしましては、通産省と折衝いたしまして、漁業用のA重油については極力値上げ幅を押えてくれといふところで、計算からいりますと一万四千円ぐら

いの値上がりを八千九百円の値上がりに押さえても

らったということをやつたわけでございます。それから、さらに、漁網等につきましては、原

料になる合成繊維につきまして、その価格を抑え

てくれたということを通産に申し入れまして、一応通産が価格を押えるものの中にそいつたものは

入つておるという段階になつております。したがいまして、私どもいたしましては、行政上いろいろな手段を使いまして、漁業者が使う資材の価格は安いようには極力努力はしておりますけれども、現実御承知のとおり、石油製品の値上がりからいろいろなものが上がつておるという

ことで、ある程度の値上がりはやむを得ないとい

う状況になつておるわけでございます。

○津川委員 ある程度の値上がりはやむを得な

い、だけれども、三重県でボリロープが二・二倍、

八戸で漁網が四・九倍、これは少しあだけない

のじやないかと思つてます。石油関係でないブ

リ箱が、去年の二月に一箱二百三十円が、いま一

月三百二十円、これは四割、スチール三キログ

ラムが三十五円から九十四円、これは二・六倍、少

し上がり過ぎる、こうなつておるので、政府

はこれを、原価や、歳出しや、卸等、漁業家に届

くときの価格などというものを追跡していま

す。

○内村(良)政府委員 ただいま御指摘のあります

ところも私はも

ちろんあると思います。しかしながら、全般的に、

私たちが調べておりますところでは、漁網は大体

二倍から二・五倍、それからロープも同じくらい

上がつております。それから、石油は大体三倍と

いうことで、物によつてはもちろん四・何倍。あ

るいは地域によつて差はあるかもわかりませんと

思いますけれども、私たちの把握しております数

字では、一般的に石油は大体三倍、それから漁網

は二倍から二・五倍、それからマグロ等で使うえ

ども持つておりません。

○津川委員 持つていらないならしかたがないが、

所管関係もござりますし、漁網自体がまだ標準価

格の指定物資になつていいという関係もござい

ます。

○津川委員 價格調査官は、標準価格の設定され

たものだけでなく、現にほかのものもやつております。農林省でも、通産省でも、ばくらが価格調

査官に会つて聞いてみるとそつた。厚生省でもそ

うです。どうですか、水産庁に置いてみませんか。

これが一つ。そして、どうですか、標準価格を

設定してみませんか。これが二つ。この二つはい

かがござりますか。

○内村(良)政府委員 水産物は標準価格制度にな

じみがたい面もござりますので、現在のところ標

準価格制を水産物についてとることは考えており

ません。したがつて、価格調査官も、目下のとこ

ろこれを設けることは考えておりませんが、漁業

資材の問題については、私ども十分関心を持って

注視はしております。ただ、それを標準価格のも

とに置くかどうかというのは、これはやはり通産

省と協議してきめなければならぬ問題でございま

す。

○津川委員 標準価格を設ける点で通産省と相談

すると言つたけれども、内村長官の気持ちはどうな

の。あなたの気持ちがなければ、これは通産省は

応じません。現にこれは二・五倍、八戸では四・

九倍という状況です。木材のブリ箱が四〇%の値

上がりですよ。これをそのまま放置しておいては

よくないと私は思つ。現にあなたは追跡調査して

いないと言う。追跡調査する必要があると私は思

いますが、ここいらはどうでござりますか。

○内村(良)政府委員 漁網を例にとりまして、

メーカーが七十、それから配給業者は相当多数い

るわけでござります。それらを全部価格を押える

ということは、現実問題としてやはり無理がある

のではないかと私は思つます。そこで、水産行政

として問題な点は、そいつた資材の値上がりによつて漁業経営が困るというよつたこと、あるいは

それによつて国民に対する水産物の供給に支障

が起つてくることが起つてはたいへん

問題になつてくるわけでござります。したがい

ます。

そこで、漁網になりますと、これは通産省との

所管関係もござりますし、漁網自体がまだ標準価

格の指定物資になつていいという関係もござい

まして、私どもは、今度の資材の値上がり、それに伴う漁家経営の問題につきましては、ただいまいろいろなことを十分注意深くながめておりまして、それによって対策を講ずる必要があれば対策をとらねばならないというところでいろいろ検討している段階でございます。

私どもとしては、あくまで漁家経営の安定、それからさらに国民食料としての魚類の安定的な供給に支障がないようにならぬと思っておりまして、一々の資材の値上がりを押さえようと思いましても、漁網の場合も七十のメーカーがいる。さらに、配給業者から小売りとたくさんのがいるというものを完全に押え切れるということにはやはり問題があると思いますので、むしろ漁家経営の安定というところを中心に問題を考えているわけでござります。

○津川委員 通産省と相談するという気持ちがあなたになれば、向こうは乗らないと言っている。

あなたにその気持ちがあるのかどうかという点と、もう一つは、医薬品一万三千、メーカー七百、これは価格調査官を配置してやつております。価格をやつております。もう一回繰り返します。七百メーカー、一万二千品目、漁網は七十、種類はそんなにない。おやりになるのはあたりまえじゃありませんか。渡辺政務次官、どうですか。

○渡辺(美)政府委員 これは先ほど局長から再二答弁をしておりますが、非常にこれはむずかしい問題です。何ぶん自由価格になつておりますから、石油製品が上がつて石油の原価が上がって、ナフサが上がって、そこから漁網をつくるのに、われわれとしては急激な値上がりは困る。したがつて、行政手段で極力このところを押えてまいつてきています。しかし、いつまでそれが続くなれば現実のざくばらんな話をすると、どうしても大量に生産をさして、お互いの両方の競争をさして、そして競争によつて不正当なものを押えていくといつておるわけです。しかし、いつまでそれが続くなれば現実のざくばらんな話をすると、どうしても大量に生産をさして、お互いの両方の競争をさして、

○津川委員 渡辺政務次官、行政でやるといつておるわけですか。いま答弁できなかつたら、私は質問の時間をおもつてみます。

○渡辺(美)政府委員 これは価格調査官を使つてやります。

○津川委員 渡辺政務次官、行政でやるといつておるわけですか。いま答弁できなかつたら、私は質問の時間をおもつてみます。

○津川委員 このことを調べた結果、またもう一回次の委員会で質問することにして、その点を保

局長の答弁どおりでございます。

○内村(良)政府委員 まず、漁網について通産と

どういう話をしているかということでございます

が、漁網の原材料でございます。ボリエチレン、

ポリプロピレン、ベンゼン、トルエン及び合成繊維であるナイロン繊維、ボリエスチル繊維につい

ては、価格引き上げにつき通産省の事前承認制を

要することになつております。それはこちらもせ

ひそれをやつてくれと言いまして、まず原料から

押えていくとこういうことをやつているわけでござ

ます。さらに、漁網用に使用される繊維としては、

このほかにボリエチレン繊維、ボリプロピレン繊

維、ビニロン繊維などがあります。これらにつ

いても価格の抑制をはかっていく必要があるわけ

でございますが、これは比較的特殊用途であり、

汎用性がないこと、また、地方の比較的小さい企

業も入つてゐるということで、これは個別指導で

いこうというふうに通産といろいろ話をしてい

るわけでございます。

そこで、私どもは、そついた原料を押さえまし

て、その原料が漁網メーカーに適正な価格で渡る

よう十分監視するということ、それからさらには、

漁網のメーカーから配給機構に渡る場合につきま

して、価格指導その他を十分するよつて通産に

頼んでいるわけでございます。

○津川委員 渡辺政務次官、行政でやるといつておるわけですか。いま答弁できなかつたら、私は質

問の時間をおもつてみます。

○内村(良)政府委員 必要があれば調査したいと

思います。

○津川委員 必要があると私は思つていますが、

あなたはどうですか。必要があればと言つ。これ

があなたの答弁だが、あなたへの質問で、だれも

問題を明らかにしていません。どうなんですか。

○内村(良)政府委員 私どもも、大都市の大消費

地の魚の値段といふものは絶えず関心を持って

おりまして、調べております。そこで、大阪を調

べるかどうかという問題でございますが、東京で

その次に、鮮魚の輸送運賃です。これも三重県の漁協からわかれの調査ですが、名古屋まで四トン車で、一年前、昨年の二月には一万八千円、それからいまの二月は二万八千円で、五五%の値上がりです。東京までは、去年の二月が四万円、ことしの二月が六万五千円で、六二%値上がりしております。こういう実態を調べたことがござります。

○内村(良)政府委員 ただいまの三重県から名古屋、東京までは調べておりませんけれども、東京を中心で部分的に調べたものはござります。

○津川委員 ほんとうに生産者を保護して、消費者を保護するすれば、東京、横浜、名古屋、大阪、福岡といふような大きな市場を中心にして、ここいらあたりは産地からひ調べる必要があると思

います。いかがでございますか。

○内村(良)政府委員 東京市場中心につきまし

て、若干調べたものがござります。

○津川委員 内村さん、私はあなたの答弁を前の

質問者のときにつづと聞いていました。いまも東

京付近を若干調べたとあなたは言つてゐるが、ほ

くは、東京と横浜と名古屋と大阪と福岡で調べた

らうですかと言つてゐるのです。正面に質問に

答えていただきたい。さつとも東京で若干調べた

のがありますと言つ、いまも東京で若干調べたの

がありますと言つ。こんな愚問を繰り返すために

われわれはここにいるんじゃない。答えてください

い。

○内村(良)政府委員 私どもも、大都市の大消費

地の魚の値段といふものは絶えず関心を持って

おりまして、調べております。そこで、大阪を調

べるかどうかという問題でございますが、東京で

○津川委員　たとえば、青森からコンテナ列車が大体一般的な傾向を把握しておりますので、大阪に特に特殊性があるような問題があるかどうかということではないかと思うわけでございまして、なお検討してみたいと思います。

大阪に出ている。大阪の駅のほうではいろいろな事情で受け取らない場合があるのだ。そういうことが具体的にあるのですが、いかがでございますか。調べてみませんか。

○内村(良) 政府委員 大阪の事情について、特に
そういう御指摘のような事実があれば、調べてみ
たいと思います。

○津川委員 次は、先ほどお詫びされた漁業用の重油です。これは青森県の小泊ですが、昨年四月一日に一キロリットル一万二千円、ことしの一月十五日に二万三千三百円、そして、この間、原油の値上がりから石油の値上がりで、三月二十二日からは全漁連が八戸での末端価格を三万九百円に上げました。これはどんなに漁業に影響されると思いまますか。

OP本(貿易政策委員会)によれば漁業は「一貫して漁業を受けるトロールあるいはマグロの場合には、漁業収入に占める重油の割合が、四十七年ぐらいにおきましては大体一割程度であつたわけでござります。それが今度の値上がりを基礎に計算いたしましたと、大体二割くらいになるのではないかと思ひます。ただ、沿岸漁業の無動力船の場合には油はもちろん関係ございませんし、漁業の種類によつてはもちろん影響は違いますけれども、一番ひと

い影響を受ける漁種をとつてみますと、大体從来
収入の一割くらいであったものが二割程度になる
というような影響を受けるわけでござります。
○津川委員 マグロでそういう指摘をされました

が、マグロが遠洋漁業で一番大きな影響を受けると言つて、青森県の小泊の漁業協同組合で三十九トン、四十七トン型のイカ釣り船で平均一千万円程度の水揚げをするとすれば、いままでは油が百六十万から八百八十万で一割八分、今度ことしに

入ってからは四百万と、これほど巻上がりしていく。そこで、あなたの言う一番食うマグロが三割で、それほど食わないイカがこうなる。ここも

○内村(良)政府委員 三月十四日ですか。
○津川委員 はい。その本人から聞いたのは
です。

官厅は報告を受けておるだけではなく、具体的に調べてみると必要があると私は思います。

そこで、このイカ釣り漁業だが、こういうかつてならないと言うんですよ。あと人件費も払わなければならぬ、食糧費も入れなければならぬ、日用品も入れなければならぬ、機械も修理しなければならぬということで、非常に大きな影響を受けている。しかも今度は八戸でもそうです。大煙でもそうですが、日本海にとりにいく。ところが、山形に行って給油しようとしても、実績がないから断わられる。したがつて、ますます縮こまつてしまつてゐる。こういう点で、あなたはさつき遠洋漁業ならどこででも給油していると言うが、こういう人たちとは、あの日本海岸のどこででも、実績がなくともいまは給油できる状態になつておりますか。いかがですか。

（内閣貿易政策調査会）お尋ねに、おこしていただけます。この消費量からいきますと三対七くらいになつてゐるわけでござります。そこで、従来そういう系統でもらつている人は、今日も従来の取引関係もあつてもらつていると思いますが、日本の国内で港が違つたから油をもらえなかつたという話を伺つたのは、実は初めてでございます。海外ではそういうことは聞いておりますけれども。

○津川委員 それでは、これも具体的に調べていいただきましょうか。青森県大畠の林という九十九・九トンのイカ釣り船を持つておる人ですが、これを具体的に調べて報告してほしいと思いま

す。現実に拒否されております。これはいいですね。
○内村(良)政府委員 それは、拒否されたのはい
つごろの話ですか。
○津川委員 私が聞いたのは十四日の話です。

そう
か。検討の結果をわれわれに教えてくれませんか。
○渡辺(美)政府委員 検討と申しましても、それ
はいろいろ専門家の話を聞いて検討するわけです

千円まるであります。たとえば今月も上げ幅を、ではガソリンは消費抑制という点からうんと上げたらしい。じやないかとか、ナフサとかA重油というものはすぐにはね返つてくるからうんと少なく値段を押さえたいじゃないかといふよなことで、通産省あたりにも話ををして、いろいろ専門家の間で検討してもらつと、やはり限度があると言うのですね。

それはたとえばC重油はうんと値段を上げる、でもA重油は極端に押えるということになれば、結局はうんと採算の合わないようなものはつくらないで、採算の合はうへだけうんと回してしまつ。原油は一定しているのだから、ガソリンを多くすればナフサが少なくなるとか、ナフサを多くすればガソリンが少くなるとか、相関関係をみんな持っていますからね。その中であまり極端な押え方をするということは、結局押えないほうに回つていいつてしまつ、こういうふうなむずかしいことがあるという話はわれわれは聞きました。それでA重油については、専門的な立場で通産省のほうでそれらの相関関係を考慮しながら極力押えるといふことで出てきたのが今度の数字であります。したがつて、それ以上農林省が中に立ち入つてうんと厳格なことをやるという役所でもないし、話を聞いてみればもつともなことであるので、みんなこうこうこういう資料に基づいてこうであつて、あなたにお見せするようなものは私は持つておりませんがね。ですから、もつとその関係のことと聞きなければ、通産省の人によく聞いていただきたい、そのほうもつとわかりがいいんじやないか、このよう思つております。

○津川委員 次官、あなたは通産省、通産省と言つておつたものが三万九百円に上がつて、それはうけれども、漁業を主管しているものは農林省ですよ。

そこで、八戸で去年の四月に小泊で一万一千円としておつたものが三万九百円に上がつて、それは

しかたがないというふうに私は受け取ったが、そこで、そうなればかなり問題が出てまいります。それだけ資材が上がつて、輸送費が上がり、重油が上がって、包装費が上がり、上がつた分のものが価格に反映してくるならば漁業が維持できると私は思う。

そこで、水産物の価格です。これも三重県ですが、カタクチイワシで、市場価格で、去年の二月、四十四円から三十四円に、カジキで五百五十六円から四百八十五円に、キハダで千四円から七百三十一円に、ノリで、黒紺で一千七百五十八円から一千二百七十六円と値下がりしている。陸奥湾のホタテでは、去年の九月に二百二十円、これはキロですが、十月に二百十三円、十一月に二百二十一円、ことしの二月に百八十六円、三月に百六十二円。あのホタテをつくるかごが石油製品で、船は油を使う、それがこういうふうに上がつているときに、物は上がつているときに、魚価がこういふうに下がつてきている。この面が漁業の一つの危機なんですが、どうしてこんなに魚が下がつてきたのでございましょうか。

○内村(良)政府委員 魚の産地価格の動向でございますが、確かに先生の言われたよなこともございますが、反面、上がつていてるのも下がつてあります。と申しますのは、マグロについて申しますと、確かに、四十八年十一月、昨年の十一月にはキロ当たり産地で六百十三円だったものが、水揚げが多いとか、あるいは需要の頭打ちというよなことがあります。マグロについて申しますと、確かに、四十八年十一月、昨年の十一月には七十二円になつて困っています。それで救う以外に道はありません。たとえばサバのこととは、昨年の十一月に三十二円であったものが、二月には七十二円になつて、スルメイカも、昨年の十一月が三百十五円が、二月は四百八十七円というよなことで、水産物の場合には、需給によってその価格が非常に動くという面がございます。

そこで、今度の石油製品その他の値上げの際に、資材の値上がりで私どもが一番心配しておりますのは、他の製造工業等と違いまして、漁業の場合

には、コストの値上がりを直ちに価格に転嫁できませんという問題がござります。したがいまして、その対策が必要であれば当然対策をとらなければならぬということと、現在いろいろ調査し、いろいろなことを考へておられるわけでござりますけれども、ただいまのところで見ますと、魚種によつて違います。違いますけれども、必ずしも全部迷しておられるわけではない。ものによつてはかなり迷しておられるわけではありません。ものによつてはかなり上がつておられるものもあるということもございまして、その辺はなお注視すべき問題があるというふうに考えております。

なお、御参考までに申し上げますと、過去五年間、魚価は大体毎年二割ずつ上がっております。○津川委員 内村長官、あなたの答弁を聞いていたらどうなりますか。平均だからよろしい、魚価全般だからよろしいと言うが、だが、現実に、漁網が上がり、輸送費が上がり、いろいろなものが上がつていて、そして現実に二百二十五円から百六十何円に下がつた。ホタテで食べておる漁家はどうしますか。それを平均で毎年二割上がつてますか。それを平均で毎年二割上がつているからとか、上がつておるものもあるからとか言うが、これで水産庁の行政ができると思つておりますが、反面、上がつていてるのも下がつてますか。マグロで専業で食べてる人はどうしますか。それを平均で毎年二割上がつている手、天候相手の商売で、変動所得だから、税金でも非常に変わつて、なかなか計画どおりいかないというよなむずかしい問題なんですよ。だけれども、あなたのおつしやるよう漁家が困るといふ問題があるから、出入荷の計画化とか、合理化とか、あるいは市場の流通機構等に対する整備も必要だし、あるいはまた、うんとよいとれたときには冷蔵庫をつくって、冷蔵庫で貯蔵させて、それで暴落を阻止するよなことをするとか、いろいろな総合的な施策をやつて、適正な価格が形成できるように、農林省としては、水産庁として行政指導をしておる。こうしたことなんです。

○渡辺(美)政府委員 先ほど言いましたように、できるだけ適正な値段に魚価が維持できるようになりますが、これは、たとえ一年を通して何ヵ月かが下がつた、そのかわり何ヵ月かは上がるというよなこともありますから、ただ下がつたときのその部分だけを見て下がつておる、下がつておると言われても困るんで、やはり、年間平均をしてその魚価が成り立つかどうかということが問題だらうと私は思います。したがつて、部分的に非常に暴落することもある。暴騰することもある。残念ながら、そういう現象がある。しかし、ほんとうは暴騰も困る。暴落も困る。だから、先ほど私が言つたよな計画的な生産、計画的な出荷、あるいは消費地のストックポイントとか、あるいは生産者自体が、今までの倉庫がないものだから大手の者に全部買われてしまつて、その人たちがどこかに隠しておいて、値上がりしたときに売るということで、流通業者は、ややもすると、陸揚げして持ってきて、自分の倉庫がないものだから、足らぬと言われば足らぬかもしだれぬが、そういうことで、あなたの言つたよな趣旨が具現化するように、今後とも極力努力をしてまいりますがございます。

うけれども、そつじやないのです。ここに三重県の長島の魚市場に揚がつたもので言うと、キハダが千四円から七百三十一円、バチが千一百七十六円から千百四十一円、カジキが五百五十六円から四百八十五円、ヒラゴで百十六円から百二十三円。だから、ほかのもののが上がつておるのにどうついでない。漁業の危機がここにあると私は言つておるのです。そうすると、価格を何らかの形でさきえてあげることを、流通機構だけでなく、価格プロパーを政府として考えてあげなきゃならぬ段階だとと思うのですが、政務次官、どうですか。

○渡辺(美)政府委員 先ほど言いましたように、できるだけ適正な値段に魚価が維持できるようになりますが、これは、たとえ一年を通して何ヵ月かが下がつた、そのかわり何ヵ月かは上がるというよなこともありますから、ほんとうは暴騰も困る。暴落も困る。だから、先ほど私が言つたよな計画的な生産、計画的な出荷、あるいは消費地のストックポイントとか、あるいは生産者自体が、今までの倉庫がないものだから、足らぬと言われば足らぬかもしだれぬが、そういうことで、あなたの言つたよな趣旨が具現化するように、今後とも極力努力をしてまいりますがございます。

○津川委員 渡辺さん、ぼくは一般論で言つていいのじゃないのです。これだけ物が上がつてゐるから、この際はやらなきやならぬと言つのです。あなたに聞くと、流通機構やいろいろなことを言つた。

これは東京市場ですが、流通機構がどのくらい上がつたかというと、ハマチで言つと、いままで流通経費が九・五%だったのが一二%に上がつておる。アジで言つと、九・三%が一・五%に、アジで言つて、九%が一・五%に、サバに至つては、東京市場において、価格に対する諸経費の中で、八・四%から二〇・五%に、四倍に上がつてゐる。流通機構、ここでふえてゐるのです。こういう現実を踏まえて議論していただきたい。

そこで、価格面でかなり私は支持しなければならないと思うのだが、消費者もこれではたいへんだし、生産者もたいへんである。そこで、たとえばさつきのマグロだが、これは政府が認可している。とる人たちは專業化されている。そこで冷凍もきく。それからイカ、これも政府の認可業で、やつている人は專業。サバも、マグロも、イカも、国民の消費の中における比率はかなり高い。こういふものは豚肉の場合みたいに支持価格で、最高価格と最低価格で、それより下がつたら政府が買ひ上げて冷凍する、それより上がつたならば冷凍を解いてやる、こういう形のものをやつてみるのが、いまのこの急速な諸物価の上がりに対しても非常に具体的な処置じゃないかと思うのですが、こらあたりはどうでござりますか。感想でけつこうですが、いかがでござりますか。

○渡辺(美)政府委員 津川さんの話を聞いてゐるところ、価格面でかなり私は支持しなければならないと思うのだが、消費者もこれではたいへんだし、生産者もたいへんである。そこで、たとえばさつきのマグロだが、これは政府が認可している。とる人たちは專業化されている。そこで冷凍もきく。それからイカ、これも政府の認可業で、やつている人は專業。サバも、マグロも、イカも、国民の消費の中における比率はかなり高い。こういふものは豚肉の場合みたいに支持価格で、最高価格と最低価格で、それより下がつたら政府が買ひ上げて冷凍する、それより上がつたならば冷凍を解いてやる、こういう形のものをやつてみるの

が、いまのこの急速な諸物価の上がりに対しても非常に具体的な処置じゃないかと思うのですが、こらあたりはどうでござりますか。感想でけつこうですが、いかがでござりますか。

○津川委員 次官、さつきから居眠りしていたよ

うですが、私の言つことをほんとうに聞いていた

のですか。私はマグロとイカについてだけ話しあつたのです。渡辺次官は魚一般にこれを解説したの

です。マグロで言つとある程度まできつてます

が、いかにもかんじます。それが政府で認められわざと私は思ひます。専門家の意見を一べん聞いてみますが、それは非常にむずかしいと思います。

○津川委員 水産物の価格保障に乗り出す時期に

あるので、マグロがめんどうなら、イカでも検討してみてくまませんか。価格保障はどこかでやる

と、水産物にできていくと私は思つ。いま、魚介

に対するその時期になつてゐると思うのです。それをやつてみると、うから、次に進んでいきます。

次は、海洋法会議でござりますけれども、外務省はこれに対してもどんな態度をとつております

か。この間もここで聞いたけれども、もう一度お願ひします。

○杉原説明員 この六月からカラカスで第三回国連海洋法会議が開かれまして、そこでは、從来わ

れわれが海の国際法の基本だと考えておりました

海洋自由の原則を根本的にゆするような新しい

規序をつくろうとする動きが日に日に強くなつ

てゐるということは、当委員会で今まで御説明申し上げたとおりでございます。これに對処すべく、わがほうとしては、あまりにも激しい法の改

正といふものは、安定的な、また永続的な法秩序を保つていくゆえんではないかという基本的な立

場から、それが公正妥当なものになるよう銳意努力したいという一般的態度を御説明いたしました。

○杉原説明員 ちよほど今週の月曜日から来週の

末まで、ケニアのナイロビで、後進国と申します

か、開発途上国百ヵ国余りが集まりまして、海洋

法会議に臨む基本的な原則を練つております。そ

の中の中心的な議題として先生がいま御指摘にな

りましたところの、領海十二海里及びそれに伴つてその領海の外に最大限二百海里に及ぶ資源管轄

水域を設けるという原則が検討されていることは

事実でございます。

○津川委員 わが国はそれに対してもどんな態度をとるつもりですか。

○杉原説明員 条約をつくるということは、結局、民主主義の原則に従つて、最終的には表決によつて事がきまるわけでござります。大まかな算定で

ございますが、沿岸国の資源管轄権を広くとるべきであるという主張をしてゐる国は大体六、七十

カ国、あるいは八十カ国に近い数があるかと思ひます。それに対して、從来海洋自由の原則に基づ

いて世界の海を大いに利用してまいりました先進

海洋国が、東欧、西欧、日本等を合わせまして、

約二、二十カ国あらうかと存じます。その中間に、

沿岸の管轄権が広くなつても利益にならない諸

国、具体的には海を持たない内陸国、あるいは海

に面している部分が非常に少ない、地理的に不利な国、典型的な例が、シンガポールのように、海

に面しているのですが、まわりがすべてよその國

の領海ないし管轄権水域になってしまふような国、そういう国が大体四、五十カ国あるわけでございます。その間多少数的なズレはございますが、全体として世界に約百五十カ国の国があつて、それが今度の会議に集まつて、最終的には票によって事をきめるということになるわけでござります。したがいまして日本といたしましては、事沿岸国の漁業管轄権の問題に関する限りは、ソ連、イギリス、ポーランド等とともに、世界の海に雄飛して魚をとつておる遠洋漁業国に属するわけでございまして、沿岸国の管轄権が非常にきびしいものになるということに対してもできる限り反対する立場をとらざるを得ない。

反対する立場をとつて、それではどうやってそういう排他的な管轄権ができるか防ぐことができるかと申し上げますと、これはたとえばの話でございますが、もし採択手続が三分の二の多数といううことになりました場合には、沿岸国側が百票以上とるのを防ぐ方法を考えるよりいたし方がないわけでござります。したがつて、仲間を少なくとも五十カ国以上持たなければならぬ。こういう点で、五十カ国の仲間をつくり得るような提案といふものはどこにあるだろかというと、わがほうとして現在出しております提案にそれだけの票が集まらないことは皆さま御存じのとおりでございます。したがいまして、他の利益とともにする国々と相談いたしまして、そのためには日本自身も確実的な姿勢を維持するばかりが能ではないということはもちろんでございまして、少なくとも五十カ国以上、あるいはできれば日本案自身が百カ国以上の票を集め得るよつた案に持つていくことが結局公正妥当な法をつくる方法であつて考へるわけでございます。

実質についてお答えできませんのがはなはだ殘念でございますが、いまだそこまで交渉も進んでおりませんので、お許しいただきたいと存じます。

○津川委員 そこで、専管水域が発展途上国で二百海里になつたとき、日本の漁業がどんな影響を受けるかなどということを外務省は検討されてい

ますか。

○杉原説明員 これは水産庁のほうが具体的な数字をお持ちになつておられるわけでございますが、私のほうも、外務省なりに、どのような影響を受けるであろうかということはもちろん検討いたしておるわけですが、先般来水産府長官のほうから御答弁になつておりますように、日本の水産業の約四割が遠洋漁業である。そして、その四割のうち八割が北部太平洋に集中している。北部太平洋の相手国と申しますと、結局、アメリカ、カナダ、ソ連あるいは中国といった諸国になつてまいるわけでございまして、これらの国との間が、先ほど來の發展途上国が主張いたしておりますところの、沿岸国の大範な漁業資源管轄権に関する条文そのままのかつこうで実施されるということは、日本と米ソ、中国等との施されない関係から申して、そういうことには一挙にはなり得ないだろう、したがつて、多數国条約がいかなるかたこうとなるにしろ、わが国とこれら主たる関係国との間の一国間での交渉あるいは相互の信頼関係に基づいた漁業の協定というものは維持されなければならないし、また、そのようにわれわれとしては努力していくのが本筋であろうか、

問題は、先ほども外務省から御答弁申しましたように、北洋、特にソ連、アメリカ、カナダあたりとの関係が非常に問題になつてくるわけでございまして、そういう先進国でございますので、やはり得ないだらう、したがつて、多數国条約がいかなるかたこうとなるにしろ、わが国とこれら主たる関係国との間の一国間での交渉あるいは相互の信頼関係に基づいた漁業の協定というものは維持されなければならないし、また、そのようにわれわれとしては努力していくのが本筋であろうか、

問題は、先ほども外務省から御答弁申しましたように、北洋、特にソ連、アメリカ、カナダあたりとの関係が非常に問題になつてくるわけでございまして、そういう先進国でございますので、やはり得ないだらう、したがつて、多數国条約がいかなるかたこうとなるにしろ、わが国とこれら主たる関係国との間の一国間での交渉あるいは相互の信頼関係に基づいた漁業の協定というものは維持されなければならないし、また、そのようにわれわれとしては努力していくのが本筋であろうか、

問題は、先ほども外務省から御答弁申しましたように、北洋、特にソ連、アメリカ、カナダあたりとの関係が非常に問題になつてくるわけでございまして、そういう先進国でございますので、やはり得ないだらう、したがつて、多數国条約がいかなるかたこうとなるにしろ、わが国とこれら主たる関係国との間の一国間での交渉あるいは相互の信頼関係に基づいた漁業の協定というものは維持されなければならないし、また、そのようにわれわれとしては努力していくのが本筋であろうか、

問題は、先ほども外務省から御答弁申しましたように、北洋、特にソ連、アメリカ、カナダあたりとの関係が非常に問題になつてくるわけでございまして、そういう先進国でございますので、やはり得ないだらう、したがつて、多數国条約がいかなるかたこうとなるにしろ、わが国とこれら主たる関係国との間の一国間での交渉あるいは相互の信頼関係に基づいた漁業の協定というものは維持されなければならないし、また、そのようにわれわれとしては努力していくのが本筋であろうか、

問題は、先ほども外務省から御答弁申しましたように、北洋、特にソ連、アメリカ、カナダあたりとの関係が非常に問題になつてくるわけでございまして、そういう先進国でございますので、やはり得ないだらう、したがつて、多數国条約がいかなるかたこうとなるにしろ、わが国とこれら主たる関係国との間の一国間での交渉あるいは相互の信頼関係に基づいた漁業の協定というものは維持されなければならないし、また、そのようにわれわれとしては努力していくのが本筋であろうか、

問題は、先ほども外務省から御答弁申しましたように、北洋、特にソ連、アメリカ、カナダあたりとの関係が非常に問題になつてくるわけでございまして、そういう先進国でございますので、やはり得ないだらう、したがつて、多數国条約がいかなるかたこうとなるにしろ、わが国とこれら主たる関係国との間の一国間での交渉あるいは相互の信頼関係に基づいた漁業の協定というものは維持されなければならないし、また、そのようにわれわれとしては努力していくのが本筋であろうか、

問題は、先ほども外務省から御答弁申しましたように、北洋、特にソ連、アメリカ、カナダあたりとの関係が非常に問題になつてくるわけでございまして、そういう先進国でございますので、やはり得ないだらう、したがつて、多數国条約がいかなるかたこうとなるにしろ、わが国とこれら主たる関係国との間の一国間での交渉あるいは相互の信頼関係に基づいた漁業の協定というものは維持されなければならないし、また、そのようにわれわれとしては努力していくのが本筋であろうか、

問題は、先ほども外務省から御答弁申しましたように、北洋、特にソ連、アメリカ、カナダあたりとの関係が非常に問題になつてくるわけでございまして、そういう先進国でございますので、やはり得ないだらう、したがつて、多數国条約がいかなるかたこうとなるにしろ、わが国とこれら主たる関係国との間の一国間での交渉あるいは相互の信頼関係に基づいた漁業の協定というものは維持されなければならないし、また、そのようにわれわれとしては努力していくのが本筋であろうか、

○津川委員 もう一つ外務省にお尋ねしますが、ここ数年来ソ連の船団が八戸沖、三陸沖、銚子沖、静岡沖なんかで魚をとつて、日本の漁網なんかにかなり損害を与えておりますが、これに対しても外務省はどんな処置をとつておられますか。

○加賀美説明員 これらのソ連漁業船団の操業によりまして日本側の漁具等に損害が生じました際には、そのつど損害をソ連側に通報いたしまして、嚴重な注意喚起して、善処方を要望しております。最近も、三月十四日にソ連側に申し入れを行なっております。

○津川委員 そこで、水産庁にお尋ねしますが、发展途上国専管水域が二百海里になつたとき、日本の沿岸漁業は、かなり大きな、四割といつておるわけですが、これがどうすればいいと思っていますか。

○内村(良)政府委員 この点につきましても、先づは、北洋漁業に關しましては日ソ漁業交渉と

う被害を受ける。そのときに、日本人のたん白質源である魚介類は十分補えますか。

○内村(良)政府委員 その前に、事実問題でございますが、二百海里になつた場合に、发展途上国地先の冲合いで現在とつておる数字でございまして、四十万六千トンで、そつ大きな影響はない

すぎれども、六十万八千トンで、そつ大きな影響はない

たがいまして、わが国の漁業が外国の沖合一百海里以内の水域でとつておる数字は四百七十八万トンでござりますから、いわゆる发展途上国のは六十一万八千トンで、そつ大きな影響はない

わけでござります。

問題は、先ほども外務省から御答弁申しましたように、北洋、特にソ連、アメリア、カナダあたりとの関係が非常に問題になつてくるわけでございまして、そういう先進国でございますので、やはり得ないだらう、したがつて、こちらからいざつたました。そのときに問題になりまして、そういう先進国でございますので、トントンでござりますから、いわゆる发展途上国のは六十一万八千トンで、そつ大きな影響はない

わけでござります。

いうものがござります。その他の問題に關しましては、それぞれの問題の発生するごとに、必要があれば私どもはソ連側と交渉をする。また先ほど水産庁長官から御答弁のありましたように、専門家間の会議をもつてこれの解決をはかる。こういふことがあります。それはむしろ農林省のほうのお考へになることでござりますが、根本的な解決策と申しますのは、いわゆる漁業政策全般ということでござりますれば、これはむしろ農林省のほうのお考へになることでござりますが、根本的な解決策と申しますのは、いわゆる漁業政策全般ということでござります。外交の衝に當たる者といいましては、水産庁とよく協議をいたしまして、問題の起る前に未然に問題がなるべく起らぬようになります。そういふことです。日本とソ連とは隣国でござりますし、両国の漁業というものは繼續的に発展をいたしております。したがつて、問題が起るのを完全に初めから予防するということはなかなか困難でござります。これは何も日本とソ連だけではございません。日本、アメリカ、カナダ等、いろいろな各国との漁業が発展いたしますと、その触れ合いも多くなる。したがつて、問題が起る可能性もござります。しかし、問題が起つた場合にも、これが大きな両国の関係を害するという相互の協議によりまして円満に解決していく、こういうふうにいたしていきたいと思っております。

○津川委員 根本的な解決策は農林省にござりますが、いかがでござりますか。

○内村(良)政府委員 これはやはり専門家同士の接觸を通じながら、たとえばそういうクレームの処理をどこでやるかとか、現実的に解決していくかなどもいたしましては、ノルウェーとソ連の条約等も研究しておりますし、そういうものを向こ

うも持っておりますので、同じようなことを

それから、わがほもまた韓国との間には一つの条約がございます。そういうよつたものを参考に

しながら現実的な解決をしなければ、ただ理屈でどうだ、こうだという問題ではないのじゃないかというふうに思つております。

○津川委員 私たちは一九六九年の二月二十一日と、一九六九年の三月十九日と、一九七二年の十一月二十六日と、三回にわたつて政府に根本対策を申し入れております。水産庁にそれが入つてゐるかどうかわかりませんが、申し入れてゐる。それで、海洋法会議のことに対する対しては、領海は十二海里が至当だろう、それから、発展途上国の場合は専管水域が二百海里でもいいだろう、ただし日本の遠洋漁業家が平和五原則にのつて相手国と十分相談して、相手国を援助し、相手国の利益になるような形での、無理押しのない、強引なところのない形でやるならば、いまよりもっと発展途上国の海域から、国民の必要としておるなんとか源の魚介類を手に入れることができるだろう、と、このように思つております。アメリカやカナダやソ連に対してもそのとおりです。ただ、ここでその問題を障害しているものとして、この間八戸の熊谷漁業があのとおり北洋で密漁して、五千万円とか一億円のものを揚げた。実際向こうは知つております。日本の新聞にも書かれている。そういうことさえなければ問題はないと思うのですが、北洋漁業で言うと、サケ・マスのとき、ベニザケと普通マスをとつてくるが、量がきまつておるので、ベニザケだけとつて普通マスを捨ててくるというふうなやり方をやるので事が非常にめんどうであるというふうに考えておるわけであります。したがつて、この点をどう指導していくかということですね。相手国とほつとうに友好的に、相互互恵的に、平和に、民主的な形でいくか、この点の施設を農林省と外務省に明らかにしていた

ところと、とる区域、とる量というふうなことをきめるならば、われわれはソ連との場合で、公海においてのその点をきめなければならないのじやないか。この間静岡県の銚州というところでソ連

がサバをまき網でとつておった。日本の漁民は一月二十六日をやつておるわけです。そこで領域をきめられてしまつたわけです。こういう点で、日ソの間の紛争

解決のために、サバ・サンマの資源を守ること、そして資源保護の立場から漁法をきめていく、これが一つ、二つには漁法を相談していくこと、それからとる海域をきめていくこと、そういう形でやるならば根本的な解決が見られる

と思つわけです。こういう点で、日ソの間の紛争のものをやらなければならないと思うのですが、これが一つの前提条件は、やはり密漁をやらないこと、これが一つと二つには漁法を相談していくこと、それからとる海域をきめていくこと、そういう形でやるならば根本的な解決が見られる

と思つわけです。こういう点で、日ソの間の紛争のものをやらなければならないと思うのですが、これが一つの前提条件は、やはり密漁をやらないこと、これが一つと二つには漁法を相談していくこと、それからとる海域をきめていくこと、そういう形でやるならば根本的な解決が見られる

と思つわけです。こういう点で、日ソの間の紛争のものをやらなければならないと思うのですが、これが一つの前提条件は、やはり密漁をやらないこと、これが一つと二つには漁法を相談していくこと、それからとる海域をきめていくこと、

この二つを考えるわけですが、この点で水産庁の方針を伺わしていただきたいのです。われわれこの対策を根本的にこういうふうに考えていくといふ态度で臨んでおります。

○内村(良)政府委員 だから、他の、サケ・マス、あるいはカニ以外のものについても、ソ連と話し合つて資源の保護をやり、漁場調整をやつたらどうかというお話をございましたが、この点につきましては、確かに銚州に入つてしまいまして、向こうはまき網でやつてこつちは一本釣りでそのとおりでござります。ところが、それではサバの資源全体について、ソ連と話しあつてサバの保護をしなければならないほど資源が現在詰まつてゐるかどうかといふ問題は、これはまた別問題でございます。

○杉原説明員 いま御指摘になりましたところは、領海十二海里、漁業暫管水域二百海里といふうな制度ができた場合に、その中で日本の遠洋

省でも、水産庁でも、どちらでもいいです。されこの対策を根本的にこういうふうに考えていくといふ態度で臨んでおります。

○内村(良)政府委員 それから、他の、サケ・マス、あるいはカニ以外のものについても、ソ連と話し合つて資源の保護をやり、漁場調整をやつたらどうかというお話をございましたが、この点につきましては、確

かに銚州に入つてしまいまして、向こうはまき網でやつてこつちは一本釣りでそのとおりでござります。ところが、それではサバの資源全体につ

いて、ソ連と話しあつてサバの保護をしなければならないほど資源が現在詰まつてゐるかどうかといふ問題は、これはまた別問題でございます。

○内村(良)政府委員 一方、先ほどお話し申し上げましたソ連とノルウェーの条約の日ソ漁業条約といふものは、やはり、資源保護

というものを目標にいたしまして、それに両国協力してやつておるわけでございます。一方、先ほどお話し申し上げましたソ連とノルウェーの条約

の日ソ漁業条約といふものは、やはり、資源保護

という問題と資源保護の問題とを結びつけてしまつていいかどうかといふことについては検討す

べき問題があると思います。したがいまして、ソ連と話し合います場合におきましても、資源保護の必要なものは資源保護として日ソ漁業条約でや

り、それから、漁業調整と申しますか、漁場の競合あるいは漁船同士のトラブルというものはまた

別な形で解決するということも考えられるのではないか

をわが国がとらない限り、先ほど申し上げました

ように、わが国自身が少なくとも五十票以上ある

いは百票にも達するような提案の権利を持っています。そのとおりでございます。私どもと

いたしましても取り締まりをやつております。

○内村(良)政府委員 ただいま先生から御指摘がございましたように、相手国と協調して漁業をやついく場合には、違反はいかぬということでお

ざいます。そのとおりでございます。私どもと

いたしましても取り締まりをやつております。

○内村(良)政府委員 ございましたように、相手国と協調して漁業をやついくことだと存じます。

○内村(良)政府委員 おりのことだと存じます。

ないかと思ひますし、それから、サバの資源が非常に詰まつてくる、ソ連がもとどんどん漁獲努力を拡大していく、わが国もサバをとり続けていく、サバの資源がなくなつてしまつおそれがあるということになつてくれれば、これは日ソ両国協力して資源保護をしなければならぬということと、日ソ漁業条約の範囲の問題として考えるかというような問題もござります。その辺は現実の事態の推移に応じながら具体的に対処しなければならぬ問題であるというふうに考えておるわけでござります。

○津川委員 八戸沖ではソ連のそういうことがあるので、八戸の漁業家はロシア語でテープをつくりて、マイクで放送して、こういう漁法なんだ、ここにこうあるのだ、あなたたちの漁法はこうなんだというように、トラブルを起さないようマイクで呼びかけておるわけなんですが、こういうことを民間にやらせないで、領海と専管水域をきめて、お互いにその区域などをきめてやるといふやり方でやっているところが、われわれの調査では世界で四十五カ国もあるのですよ。したがって、このトラブルは日ソの間にとつて決していいことでもないし、お互いによくないし、日本でもたいへんなことなんで、そういう立場からソ連との漁業交渉をぜひやってみる必要があるかと私は思つてますが、一度検討してみてくださいませんか。いかがでございます。

○内村(良)政府委員 その辺のところは、実は、内部においても十分検討しているところでござりますが、サバ資源について、現在資源保護措置をとらなければならぬほどサバ資源が詰まつているというふうには日本の科学者はだれも見てないわけでござります。

○津川委員 そうすると、依然として日本では一本釣りでやらして、向こうはまき網でやつてもいいということなんですか。そのところの相談協調が、私は、漁区と同じように両方が必要だと思うのですがね。

○内村(良)政府委員 もちろん、そういうことを

話し合つて、そういうことの解決のための新しい常に詰まつてくる、ソ連がもとどんどん漁獲努力を拡大していく、わが国もサバをとり続けていく、サバの資源がなくなつてしまつおそれがあるということになつてくれれば、これは日ソ両国協力して資源保護をしなければならぬということと、日ソ漁業条約の中の漁種にサバを入れるかどうかということとどういうこととはちよとまた話が違う、こういうこととでございます。

○津川委員 内村長官とのやり合いを少し繰り返したので、金融について質問する時間がだいぶなくなつてしまつたのですが、最後に一つだけ金融について心配なことを聞きます。

これはおくれて水産庁に通告してありますけれども、山口県の防府市で、向島、三田尻、防府、防府地区、牟礼という五つの漁業協同組合が、県の信連から、一組合三千万円ずつ、合わせて一億五千万円借りて、これを鍾淵紡績会社に貸していくという事態が起きておるわけですが、こういうことは金融上で許されるんでしょうか。いかがでござりますか。

○内村(良)政府委員 実は、私どものほうでも、ごく最近に山口県に照会いたしまして聞いたわけですが、この五つの漁協の組合長が個人で信連から一億五千万円の金を借り、それを鐘紡に貸したということがあります。それで、組合長が個人で借りて利息をかせいだという、そういう浮き貸しみたいな考え方もある。というのは、最近金融が非常に引き締まつたので、そこで鍾淵紡績でも、そういう点での金利とか、そこから、帰還をいたしました船の数が本年に入りまして二隻で、昨年から抑留されておりました日本人の漁夫の十四名が本年になつてから送還されています。それから、昨年度は本邦漁船の拿捕件数が二十三隻で、百六十九名になつております。

それから、はしなくも水産庁長官が言つたように、組合長が個人で借りて利息をかせいだという、そういう浮き貸しみたいな考え方もある。というのは、最近金融が非常に引き締まつたので、そこで鍾淵紡績でも、そういう点での金利とか、そ

こいらあたりも調べて——まあ、返すということになりましたからいいですが、後刻私の覚えているところを全部だれかに連絡しますから、水産庁でだれかよこしていただいて、調査する項目など、そういうものを打ち合わせて、間違ひのないかっこうにさせていただきたいと思います。

これまでが連帶保証人になつてゐる。そういう点が一つあるので、この点はさらに調査していただきたい。

それから、はしなくも水産庁長官が言つたように、組合長が個人で借りて利息をかせいだという、そういう浮き貸しみたいな考え方もある。というのは、最近金融が非常に引き締まつたので、そこで鍾淵紡績でも、そういう点での金利とか、そ

こいらあたりも調べて——まあ、返すということになりましたからいいですが、後刻私の覚えているところを全部だれかに連絡しますから、水産庁でだれかよこしていただいて、調査する項目など、そういうものを打ち合わせて、間違ひのないかっこうにさせていただきたいと思います。

これまでが連帶保証人になつてゐる。そういう点が一つあるので、この点はさらに調査していただきたい。

それから、はしなくも水産庁長官が言つたように、組合長が個人で借りて利息をかせいだという、そういう浮き貸しみたいな考え方もある。というのは、最近金融が非常に引き締まつたので、そこで鍾淵紡績でも、そういう点での金利とか、そ

らないわけでござります。そこで、こういうものを借りるのはやはり問題があるということで、県が中に入つて返還命令を出したのではないかとうふうに想像されますが、なお、こまかい点については県に詳細を聞いてみないとわからないといふことがあります。

○津川委員 県からそういう報告を聞いたので、三田尻というところでは組合長名義なんです。三田尻というところでは組合長名義なんです。連帶保証人が代表理事なんです。そして、代表監事までが連帶保証人になつてゐる。そういう点が一つあるので、この点はさらに調査していただきたい。

○内村(良)政府委員 実は、その点につきまして

質問の御通告がなかつたので、数字をいま至急取り寄せます。取り寄せてすぐ御報告いたします。

○井上(泉)委員 外務省はわかっていますか。

○加賀美説明員 様々申上げます。

本年度に入りました、ソ連による拿捕件数は一件、拿捕されました人数は五名でござります。それから、帰還をいたしました船の数が本年に入りまして二隻で、昨年から抑留されておりました日本人の漁夫の十四名が本年になつてから送還されています。それから、昨年度は本邦漁船の拿捕件数が二十三隻で、百六十九名になつております。

○井上(泉)委員 今までに出されたのは、昨年度はそういう数字であるわけですねけれども、私が調べたところでは、今までに拿捕された漁船は千四百二十四隻、未帰還の漁船が五百二十五隻、こういうふうな数字を承知をしておるわけであります。これについて、いま、ソ連のサバ漁船で被害を受けた場合には、そのつど被書額を出して、それをソ連に要求をして補償を求めておるという答弁をなさつておられたのですが、今までそういうものを幾ら出して、幾ら入ってきたのか、そのことを示していただきたいと思います。

○内村(良)政府委員 その前に、ただいま数字がわかりましたので、これは四十九年一月三十日現在でござりますけれども、四島周辺で拿捕されたものが千四十九隻、そのうち帰還が六百一十八隻、未帰還が四百一、沈没等が十九、その他の海域で拿捕されましたのが三百七十六隻、したがいまして、今年の一月三十日までに合計千四百二十五隻

これが合計の数字がそなつております。乗り組み員につきましては、四島周辺で七千六百九十三

人、帰還が七千六百六十人、未帰還が十人、死亡が二十三人。それから、その他の海域では四千三百一十一人乗り組み員がつかまりまして、四千三百十人が帰つてきて、一人がまだ未帰還、九人が死んでおります。したがいまして、合計一万一千九百七十人が、現在まだ帰つてこない人が一人、なくなつた方が三十二人、こういうよきな数字になつております。

それから、それではわがほうの要求したものについてどの程度支払われたかということをございますが、私どもの聞いているところでは、まだ支払われたものはないよう聞いております。

○井上(泉)委員　それは、支払われておるものがないということはおかしいじやないですか。道理にかなつた話だと思います。

○加賀美説明員　ソ連側に対する申し入れはいろいろございまして、いわゆる北方諸島周辺において拿捕されております船の問題と、それから、最近問題になつております北海道沖とか、千葉県沖、茨城県沖あるいは銚州沖等の問題とは一応性質を異にしております。先ほど私が答弁申し上げましたのは、近くのソ連の漁船の操業によります損害でございまして、これはソ連側に善処方を申し入れておる。それから、北方諸島におきまして拿捕されている日本漁船、漁夫の問題、これはすでに請求権留保を行ないまして、返還方を要求しております。

ただ、北の問題は、わが国の北方領土に対する領土問題、それに対するソ連側の態度、こういうことによりまして問題が複雑になつております。したがつて、わが方は請求権を常に留保しておりますけれども、実際にソ連側が損害賠償したという例はまだございません。

○井上(泉)委員　それでは、何のために損害賠償

の要求をするのですか。向こうは何にもしていながわけですね。それから、問題が発生したのはことだけじやないでしよう。ソ連の船団が銚子沖だと焼津沖だとか太平洋の沖合へ来て、だとか大海上とはいながらも、日本の漁民に対して多く危険、迷惑、被害を与えておるわけでしょう。それに対しても、大体いつのころからこの問題が起つて、そして、いままで何回やつたのか、そこのことを説明を願いたいと思います。

○内村(良)政府委員　それでは、まず、水産庁から事実関係についてお話し申し上げます。ソ連漁船のわが国近海への進出が見えて出したのは昭和四十年ころからでございます。初めは数隻の漁船により、主として北海道近海で操業しているわけでござりますが、昭和四十六年以降急激に増加いたしまして、その規模も、一万吨級の母船が二十数隻の漁船を伴つて操業するというような形になつてきたわけでございます。

そこで、わがほうが把握しておりますところで、ソ連漁船による漁具の被害は、昭和四十六年が十九件、二十八隻、昭和四十七年が十四件、十六隻、四八年が十八件、二十六隻、四十九年、ことしに入りまして急にふえまして二十五件、七十六隻というふうになつております。したがいまして、四十六年の段階では被害額も五百八十八万円というようなものでございましたけれども、四十九年になりましたして、それが四千六百万円ぐらいになるというふうに、最近被害が急激に増加しているわけでございます。

○井上(泉)委員　そのことについての今までの当委員会における農林省側の答弁も、外務省側の答弁も、そのつどそれに対する賠償要求をして云々と言つておるのでありますけれども、これはただ言つただけであつて、向こうから応じてこないから、そのまま泣き寝入りだということですか。どうなんですか。

○内村(良)政府委員　その点につきましては、たゞおきました。ソ連側に対する申し入れにとえばソ連側は事実の確認がないとかいろいろなことも言つておるようでございます。そこで、わがほうといたしましては、具体的に場所その他をあげておりますけれども、ただソ連船ということで、船名がわからぬとか、いろいろな問題がござります。そこで、そのつどまく被災の届け出がござりますので、それを集めて抗議している。ところが、事実関係についていろいろ争いがあることとてございます。

○井上(泉)委員　それでは、賠償要求をしたとかいうようなことは、ただここでの答弁であつて、事実としては賠償要求をしたことはないといふことになるのですか。でたらめを言うたら困りますよ。

○加賀美説明員　対し申し入れにおきましては、水産庁からの御調査に基づきまして被害を通報いたしまして、ソ連側に対し善処方を要望している次第でございます。

○井上(泉)委員　それは善処方ということであつて、別に、これだけ被害を受けたからこれを漁民に対して支払つてくれといふに要求したものではないというわけになるでしょう。それでは一步譲つて、外務省のほうで善処方ということをいまだやつてきておる、そして、今まで水産庁から報告があつたことで、幾ら被害があつたといふことをそのつど出しておると言つておる。したがいれども、日本でこれだけ問題になつて、それで、日本の零細な漁民が苦しめられておる。その苦しめられておることに対して、あなたは、水産庁はこうした、外務省はこうしたと言つておるのですが、そんな、ただこのとばで言つたところよろしくうございますか。

○井上(泉)委員　それはしようがないです。しておりますするけれども、それまでの資料は、後刻別な資料をもつて御報告申し上げます。

○坂谷委員長　井上君に申し上げますが、それで昭和四十六年のいつ、昭和四十七年のいつ、四八年のいつというように、その回数と、その日にちを例示をしていただきたいと思います。そして、この場合にはこれだけの被害があつたからこれだけの要求で善処方をお願いしたとか、この場合にはこれだけの被害があつたからこれだけの善処方を希望したとか、そういうものを示していただきたいと思います。

○加賀美説明員　ソ連側に対する通報におきまして……(井上(泉)委員「通報ではなくて、ソ連側に対する申し入れ」と呼ぶ)

○井上(泉)委員　その点につきましては、たゞおきました。ソ連側に対する申し入れにとえばソ連側は事実の確認がないとかいろいろなことも言つておるようでございます。そこで、わがほうといたしましては、具体的に場所その他をあげておりますけれども、ただソ連船ということで、船名がわからぬとか、いろいろな問題がござります。そこで、そのつどまく被災の届け出がござりますので、それを集めて抗議している。ところが、事実関係についていろいろ争いがあることとてございます。

○井上(泉)委員　それでは、賠償要求をしたとかいうようなことは、ただここでの答弁であつて、事実としては賠償要求をしたことはないといふことになるのですか。でたらめを言うたら困りますよ。

○加賀美説明員　対し申し入れにおきましては、水産庁からの御調査に基づきまして被害を通報いたしまして、ソ連側に対し善処方を要望している次第でございます。

○井上(泉)委員　それは善処方ということであつて、別に、これだけ被害を受けたからこれを漁民に対して支払つてくれといふに要求したものではないというわけになるでしょう。それでは一步譲つて、外務省のほうで善処方ということをいまだやつてきておる、そして、今まで水産庁から報告があつたことで、幾ら被害があつたといふことをそのつど出しておると言つておる。したがいれども、日本でこれだけ問題になつて、それで、日本の零細な漁民が苦しめられておる。その苦しめられておることに対して、あなたは、水産庁はこうした、外務省はこうしたと言つておるのですが、そんな、ただこのとばで言つたところよろしくうございますか。

○井上(泉)委員　それはしようがないです。しておりますするけれども、それまでの資料は、後刻別な資料をもつて御報告申し上げます。

○坂谷委員長　井上君に申し上げますが、それで昭和四十六年のいつ、昭和四十七年のいつ、四八年のいつというように、その回数と、その日にちを例示をしていただきたいと思います。そして、この場合にはこれだけの被害があつたからこれだけの要求で善処方をお願いしたとか、この場合にはこれだけの被害があつたからこれだけの善処方を希望したとか、そういうものを示していただきたいと思います。

○加賀美説明員　ソ連側に対する通報におきまして……(井上(泉)委員「通報ではなくて、ソ連側に対する申し入れ」と呼ぶ)

これが大洋漁業だとかいう、いわゆる大資本家の經營する漁船と、大資本でない零細な漁船と、その関係はどれくらいになつておるのでですか。

○内村(良)政府委員 そういう統計はちょっと調べてみないとわかりませんが、調べてないのではないかと思いますが、なお調べてみます。たゞいまのところ、その資料を持っておりません。

○井上(泉)委員 これは大臣に質問をせねばなりませんが、いま、そういうふうな水産庁あるいは外務省の態度をそこでじつと聞いておって、政務次官はどういう御心境ですか。

○渡辺(美)政府委員 あなたのおっしゃるようには、そのつどどういうふうな要求をしておるか、私はつまびらかにいたしておりますが、さらに調査をいたしまして、もつとほつきりした要求をするなら要求をするように、要求をしないというのなら、その理由は何であるのか、もう一べん検討してみたいと思います。

○井上(泉)委員 それはそつのない答弁ですけれども、大体、零細漁業というものを保護する姿勢というものが水産庁にも外務省にも全くないじやないか。あるとするならば、あるということを言ってください。私もまた具体的にあるかないか質問したいですからね。零細漁民を保護する姿勢はありますか。

○内村(良)政府委員 まず、最初に、大資本のものと零細漁民の船と、拿捕されたものはどうなつておるかという点でございますが、私どものほうには、船の名前は全部わかつております。所有者もわかつておりますので、そこをずっと調べれば出てきますけれども、大資本、たとえば五大会社というようなことで分けて、至急に調べまして、資料として提出したいと思います。

それから、沿岸漁業と申しますが、零細漁業について愛情がないじやないかというお話しでございますが、私どもいたしましては、沿岸漁業及び中小漁業、沖合い漁業と、漁業が三つあるわけでございますけれども、これまでのいろいろな水産行政の政策は沿岸漁業に最も重点を置いて

やつてきたつもりでござります。

○加賀美説明員 私どもいたしましては、零細漁業でございましょうと、巨大資本でございませんいかと思いますが、なお調べてみます。たゞいまのところ、その資料を持っておりません。

○井上(泉)委員 これは大臣に質問をせねばなりませんが、いま、そういうふうな水産庁あるいは外務省の態度をそこでじつと聞いておって、政務

次官はどういう御心境ですか。

○渡辺(美)政府委員 あなたのおっしゃるようには、そのつどどういうふうな要求をしておるか、私はつまびらかにいたしておりますが、さらに調査をいたしまして、もつとほつきりした要求をするなら要求をするように、要求をしないというのなら、その理由は何であるのか、もう一べん検討してみたいと思います。

○内村(良)政府委員 私は、「一〇一」を見ました。

○井上(泉)委員 そのときには沿岸漁業課長が、相手があることなので交渉も思つよにいかないといふことを言つておりましたが、相手があるので交渉もうまいこといかぬということはあたりま

月何日にもういう申しこれをして、どういう交渉をしたということも、後日資料として出しているだけます。

○内村(良)政府委員 直接ソ連側と接触しておりましたのは外務省でございます。私のほうは、外務省に資料を提出して、ソ連側に抗議をしてもらつたことを要請しているわけでございまして、いつい

つというのは外務省でないと資料がないと思います。

○井上(泉)委員 それでは、外務省に水産庁がこ

でも、サバの一本釣りというものについてはそれほど資源的に問題がないというふうな話をされております。

○内村(良)政府委員 サバの產卵期はちょうどいしかったがいまして、水産庁からの御要望と、その調査に基づきまして、ソ連側に申し入れをいたしております。その漁船が大きいものであろうと、小さなものであろうと、あるいはその主体がどうであろうと、国益に変わりはございません。

○井上(泉)委員 国益に変わりはないことはありました。ところが、具体的に零細漁民を守つていくような仕事をやつてこそ、言うことと實際とが一致するわけであります。水産庁の長官はかられたのだから、かわる以前の水産行政というお

考えがあるのかもしれませんけれども、二十五日の朝のNHKの「一〇一」、あれをごらんになったのですか。

○内村(良)政府委員 私は、「一〇一」を見ました。

○井上(泉)委員 そのときには沿岸漁業課長が、相手があることなので交渉も思つよにいかないといふことを言つておりましたが、相手があるので交渉もうまいこといかぬということはあたりま

月何日にもういう申しこれをして、どういう交渉をしたということも、後日資料として出しているだけます。

○内村(良)政府委員 直接ソ連側と接触しておりましたのは外務省でございます。私のほうは、外務

省に資料を提出して、ソ連側に抗議をしてもらつたことを要請しているわけでございまして、いつい

つというのは外務省でないと資料がないと思います。

でやられるところの漁民の心境というものを考えてみなさいや。それを見たときに、漁民としては、もう何とも言えない、ほんとうにやるせない気持

ちにかられると私は思うのですが、そういうふうな情のある行政というものがなぜとられないのか。だれもそのことをやらないということは、言うこととやることが一体になつていなかつたがいります。その漁船が大きいものであろうと、小さいものであろうと、あるいはその主体がどうであろうと、國益に変わりはございません。

○内村(良)政府委員 サバの產卵期はちょうどいまごろでございます。

それから、サバは資源的な問題がないのではないかというのは、これは日本の沿岸から沖合にかけて、全体について言つておるわけでございます。それで、確かにおかの上から見える、うこととやることが一体になつていなかつたがいります。

○井上(泉)委員 それは現実にソ連がやつておるわけでございます。

○井上(泉)委員 そこをごらんになったこと、あるいは、その写真なり何なり、そういうふうなものの報告を受けたことはあるのですか。

○内村(良)政府委員 私はまだかわつて二ヵ月で、なかなか出張する機会がございませんので、まだ見ておりませんけれども、写真その他では見えております。

○井上(泉)委員 そのNHKのテレビ放送記者で

すら、ソ連の漁船の近くまで行って、今度こういふふうにやられている、こういうふうにやられて

いるということをテレビカメラでとらえて報告をされておるわけですが、あなたは国会の中でいろいろお忙しくて行かれないので、ああいうふうな地域で、漁民がどれだけこれに対して不安を感じておるかというとの現地調査をなさるべきではないか。これが零細漁民に対する態度であるべきではないのか。一本釣りの漁師だから政治献金も何もない、かまつておれるかということで御指導がないのかどうか。一応現地調査ぐらいは当然すべきだと私は思つ。二月から五月への產卵期に、その一番大切な漁場で、一万トンの船を母船として二十隻も三十隻もがやってきて、領海外

でございますが、先般ソ連の大使に会いましたときには、私は自身はそれについて非常に強く大使に抗議はいたしております。

○井上(泉)委員 その大使への抗議は、外務省を通じての抗議ですか、水産庁じきじきの抗議ですか、どちらですか。

○内村(良)政府委員 正式には外務省を通して抗議しなければなりませんが、しかし、私はたまたま日本でのサバの產卵期であつて、しかも、先生御案

通りの如きでございました。ただし、この中層なりまき網でやられることは非常に困るとい

うことは強く申し入れてござります。

○井上(泉)委員 それは、個人的と言いましても、やはり、日本国の水産庁の長官ですから、それは個人のあなたではないのですから、それはそれだけのソ連への申し入れになつたと私は思います。そのことは評価します。しかし、そういうことに

対しても外務省は抗議するのではなしに、今まで被害を申し入れてやつても、それがどうなったのか、全然入ってこない。北洋漁業の問題については、私は、また後日時間をいただいてから質問をしたいと思うわけですが、日本は、もうばく大な生命、財産というものが犠牲になつておるわけです。北方領土の返還ということもまだ解決をされない中でありますし、外交上いろいろむずかしい問題もあるうけれども、しかしながら、現実に日本の漁師が被害を受けたことに対するこの善処方を申し入れるとかいうような、そういう外務省の姿勢でこの問題が解決すると思ひますか。外務省 どうですか。

○加賀美説明員 ソ連側に対する申し入れにおきましては、水産庁のほうから損害賠償の要求がござりますれば、ソ連側にこれを申し伝えます。ただいままでのところは善処方の要求でございまして、損害賠償請求という形では、私どもは申し入れを受けておりません。

○井上(泉)委員 それじや漁師が受けた被害については、私は非常に受け取り方を間違えておったのでしょうか。そういうことについてはそのつと損害賠償の要求をしたというよう聞いておったのですけれどもね。水産庁のほうは、被害額が出た、これだけの被害があった、たとえば網を一統やられて十萬出た、あるいは五十万出たということで、こんなになるから、困るから、日本の網をいためないようにしてくれ、日本の船をいためないようにしてくれ、と、こういうことを善処するということだけであつてきたんですか。一べんそこを確認しておきたいです。

○内村(良)政府委員 私どものほうは、それぞれ報告がござりますから、その報告をまとめまして外務省に通報してきただけでございます。

○井上(泉)委員 それは外務省への通報であつて、またずっとだんだんあとずさりになつてきたのですね。最初私が聞いたときには損害の補償を要求したと言つたが、次には補償の要求ではなくに善処方をなにしたと言い、今度は善処方ではない

対しても外務省は抗議するのではなしに、今まで被害を申し入れてやつても、それがどうなったのか、全然入ってこない。北洋漁業の問題については、私は、また後日時間をいただいてから質問をしたいと思うわけですが、日本は、もうばく大な生命、財産というものが犠牲になつておるわけです。北方領土の返還ということもまだ解決をされない中でありますし、外交上いろいろむずかしい問題もあるうけれども、しかしながら、現実に日本の漁師が被害を受けたことに対するこの善処方を申し入れるとかいうような、そういう外務省の姿勢でこの問題が解決すると思ひますか。外務省 どうですか。

○加賀美説明員 ソ連側に対する申し入れにおきましては、水産庁のほうから損害賠償の要求がござりますれば、ソ連側にこれを申し伝えます。ただいままでのところは善処方の要求でございまして、損害賠償請求という形では、私どもは申し入れを受けておりません。

○内村(良)政府委員 ただいまの文書の中に、損害額自体を入れております。

○井上(泉)委員 これは零細な漁民ですが、その

損害に対して国としてはどうしますか。損害を受けたけれどもしようがないということで放置する

のですか。

○内村(良)政府委員 ただいま御答弁申し上げましたように、法律論としては民事上の問題になつてしまつて、ただいま申し上げましたような

形で外務省を通じて抗議をしている、こういうことになつておるわけでござります。

○井上(泉)委員 外務省を通じて抗議するのでは

なしに、現実に零細漁民が受けた被害をどうやつて補つてやるのですか。日本の漁師が違反操業を

北洋でやつておる問題とはまた違つて、自分たちの沿岸の水域でやつておる者が被害を受けおる

のですから、その被害を受けた者に対する補償は受けた者に対して、これを補償してやらなければいかんじやないのですか。ソ連と日本の漁

師とが直接交渉なんかできる道理はないし、だから、外務省にそのことの交渉を申し入れておる。

交渉を申し入れたけれども、昭和四十四年から以降のそういう被害が出てきても、全然いままで一

度零細漁民というものは困つておるじゃないですか。

○渡辺(美)政府委員 あなたはまだ通報と言つたでしょ。その

通報の中に、これこれの被害額があるから、この

被害額は日本の漁民に対してソ連側が補償していく

ださいと——補償をお願いしますでも、ください

でも、要求するでも、どつちでもいいですが、こ

ういうことで補償をしてもらいたいということで

交渉をお願いする通報を外務省に出してある、と、

に通報というようにだんだん後退して、しまいには消えていきやせぬかと思うのですが、その心配はないですか。

○内村(良)政府委員 こういうことですか。

○内村(良)政府委員 先ほども御答弁申し上げましたように、損害報告がござりますから、それをまとめて、これまで、これだけの漁具についてこういう海域で——これはこまかい表があるわけでございまして、こついう海域でこういう損害があつた、その額は幾らであるということを外務省に通報し、厳重に注意してくれということを、ただいま申し上げた文書を出しておるわけでございます。

○井上(泉)委員 それでは、今までに日本の漁民が受けた損害額というようなものはどうなつておるのですか。

○内村(良)政府委員 ただいまの文書の中に、損

害額自体を入れております。

○井上(泉)委員 これは零細な漁民ですが、その

損害に対して国としてはどうしますか。損害を受けたけれどもしようがないということで放置する

のですか。

○内村(良)政府委員 それはきわめて重大な問題だと私ども思つております。しかし、法律論的なことを申しますと民事上の問題だということになりますので、今後、そいつたものについて、特

に相手がソ連というような國の場合はどうするか

と思いますが、現在のところは民事上の問題だとい

うふうに考えておるわけでござります。

○井上(泉)委員 私は、あなたはもつとわかつた

答弁するかと思つておつたけれども、ほんとうに腹が立つてしまふがない。民事上の問題と言つて

も、現実に漁師が被害を受けておるのですよ。被

害を受けた者に對して、相手がソ連であつて、そ

して、今まで数年前から被害を与えておるけれ

ども、一べんも補償してくれない。そして、年を

追うことに倦若無人なふるまいでのつてきておる

と言つて漁師は嘆いておるわけだから、それ対

しての手だてもろくされず、ましてや、受け

た被害に對しては、民事上の問題だからといふ

とで何らの措置も講じられない。こういう形で

おかりりをして通るということは、日本国政府と

しての、日本国民に対する国政のあるべき姿で

はないと私は思うが、渡辺政務次官は非常に愛国

心が強いということを聞いておるが、そういうこ

とについてはどうですか。

○渡辺(美)政府委員 あなたは農林省、外務省の

間の討論を聞いておつて、国際法上の手続上の問

題とか専門的な方法は私はわかりませんけれども、素朴な国民感情とすれば、やはり私はあなた

と同じ意見です。当然それは民事上の問題と言つ

ても相手は国家の事業みたいなものであります

から、漁夫がそこで裁判をぶつむにいかない

ことなんで、だれかがそれは手助けをしてやらな

ければならぬということになれば、当然水産庁が

一^シになつて、外務省を通じてそれに対する損害賠償なり——どうしたことばが適當かわからぬが、實質上の損害をよこせといふ要求はすべきだと私は思います。

それから、その次には、そういうトラブルが起きないようにするためには、先ほど水産庁長官から言いましたが、ともかく夜そういう事件が起きるというんだから、標識をつくって、ソ連の船がそういうふうな場所を避けて通れるようにするとか、あるいは、どういふところではどういふことをやらないことにしようと取りきめをするとか、そういうような予防措置も必要だと思います。ほんとうにそういうふうな被害があつたからといって、ただ外務省に取り次いで、ともかく厳重配慮方を願いますという程度では、私もちよつとこねは納得がいかない。

感情論として全くそのとおりでありますから、何とかうまい方法があるはずだから、それについて私は私からももう一べん表情をよく調べさせて、また御報告いたします。

てしようがないわけですけれども、まだどうも私は納得がいかぬのですが、千葉県の漁業組合、銚子の漁業組合のこれに關係した漁師の方たち、あるいは焼津の人たちの話を聞くと、こういうことを聞くわけです。ソ連との漁業協定、つまり北方における漁業協定を有利にするために太平洋岸でソ連がいわゆる領海外でこういう漁法をとつてやるということなんです。何も、ソ連が日本の沖合今まで来てサバをとつて、かん詰めにして、サバの頭を海見はうつて、またそれが海の公害をもたらすというような、そういうことをするような国だとは私は思いませんし、零細な漁民を苦しめるような社会主義國だとは思わないけれども、そしてまたそのことは日本政府が——日本政府といえども、いわゆる北洋における安全操業を守つていき、

○内村(良)政府委員 現在すでに日ソ交渉が始まっていますけれども、私どもは、このことは全く別問題だというふうに考えております。

○加賀美説明員 私どもも、いま水産庁長官が御答弁された見解と全く同意見でござります。

○井上(泉)委員 同意見だとなれば、伺いますが、ソ連と漁業交渉するときに、これだけの漁獲をしたいという日本の要求に対しても、ソ連は、漁業資源保護のためにいろいろとこれを減そうとするでしょう。減そつとしないですか。水産庁長官に伺いたい。

○内村(良)政府委員 これを減そつとするというのは、サケの話ですか。

○井上(泉)委員 資源保護のために、全体の日本の漁獲高を少なくしようとするでしょう。そんなに、日本が言うほどとつては困ると言つてしまふ。

○内村(良)政府委員 ただいままでのところは、資源評価につきまして、ソ連側の科学者と日本側の科学者とやつたわけでござります。そこで、ソ連の見方は、北洋のサケ——これはサケの種類によつて違いますけれども、ベニザケとかシロザケというものは資源が減つている。日本は、一昨年は不漁年だったわけでありまして、大体一昨年程度の資源量はあると言つておりますけれども、その辺につきましては、ソ連の科学者と日本の科学者の意見が違つていて、結局、報告書には両者の意見を並記するという形になるということで、ソ連は、そういうふつに資源が悪いのだから漁獲を減らすべきであるということを言つてくるというところになるわけでございます。

○井上(泉)委員 それは日本のサバの問題でも言える。この産卵期の二月一五月に集中的にサバの漁獲をやるとかいうようなことは、サバの資源を

保護するためにももってのほかだと思つわけですが、そういう漁業交渉に、北方における漁業交渉だから——太平洋岸における青森県から、静岡から、まだずっと土佐沖まで下がつてくるかわからぬ、太平洋岸も、北のほうも、日本海も、日本の漁船はいつの間にやら影をひそめなければいかぬという状態にもなりかねないよつた、そういううまでのソ連の漁船の進出の状態から見て、零細な漁民を守るために、そういう点は自然保護の見地からも強く交渉し、抗議をし、そうして与えられた被害に対しても、それこそすみやかに補償の措置を講ずるよう、外務省としては、水産庁から要請があれば、その交渉に当たりますか。

○加賀美説明員 私どもいたしましては、水産庁から要請がござりますれば、必要な交渉をいたしたいと存じます。

○井上(泉)委員 外務省は、水産庁から要請があればそういう補償問題についても交渉に当たると言つておるのでありますから、水産庁も、通報だけではなくて、これこれで被害を受けておるし、これは大事な魚族の資源だから、サバの資源を保護するためにはサバだけじゃないのですが、これでは困るからやめてくれということと、同時に、現在までソ連漁船に与えられた被害に対してはすみやかに補償してくれということを外務省から交渉してくれ、と、こういう要請を出すお気持ちちはありますか。

○渡辺(美)政府委員 もちろん、このような被害が続出しては困るのでですから、そういうことはやめてもらいたいという要求はいたします。

それから、損害賠償の問題についても、損害賠償ということばが適當かどうかが知らぬが、実質上損害賠償をしてもらうということで、農林省としては、大臣とも相談をして外務省に要請をする、そういうことにいたします。

○井上(泉)委員 これで、この問題についての私の質問は終わりますが、外務省と水産庁、両方にお願ひをしておきたいのですが、現在ソ連側に抑

留されておる未帰還者の十一人が、いまどういう状態で、いつ帰れるめどがあるのか、つまり、向こうの刑がきまつておるのか、あるいはきまってないのか、そういうことについての資料と、さらにはまた、本年一月十六日に拿捕された五人の乗組み員は現在どうなつておるのかといふことを、そういうことを調査したものをお報告を願いたいと思います。何も、この人たちは自分が食うために魚をとつておるのじやなしに、われわれ日本国民に大切な魚を与えよう、とう、こういうことでやつたわけでありますので、その人たちがいまだどういう状態になつておるのかということの報告と、それから、現在までに拿捕されたものを現在の金額に計上すれば、北方の水域においてソ連に拿捕され、没収された船の被害額といふものが総計でどれぐらいになるのかということ、そのこともあわせて資料として提出を願いたいと思います。それを出すか出さないか、返事を聞いて、この質問を終わります。

○内村(良)政府委員 拿捕された漁夫の状況につきましては、資料を提出いたします。

それから、損害額がどれぐらいになるかにつきましても資料を提出いたします。

○井上(泉)委員 外務省はもうけつこうです。ひとつ日本国民のために奮闘してください。

そこで、次にお尋ねをするわけですが、先日、私は伊方の原子力発電所の設置場所へ調査に行つたわけですが、そのときに、漁業権というものがまだ消滅をしていない、漁業権がまだ存在しておるのに工事はもうどんどん進められておるということを聞くわけですが、この伊方の原子力発電所の地先における漁業権はどうなつておるのか。このことを通産省のほうから報告を受けたいと思います。

○伊藤説明員 伊方原子力発電所の前面海域で温排水の影響を受けると考えます漁協は町見漁協と有寿来漁協でございますが、町見漁協とは昭和四十六年十二月に、有寿来漁協とは四十七年四月に、おのおの漁業補償契約を締結いたしまして、解

決していると聞いております。

○井上(泉)委員 私の承知をするとところでは、磯津の漁協なんかもこれに対する金の受け取りを拒否しております。三崎町も長浜町も拒否しております。そして、現実に漁業権の問題は解決をしていないと、聞くわけですから、漁業権はもうなくなつておるのですか。

○内村(良)政府委員 地先の組合につきましては、二つの組合につきましては、漁業権の消滅決議が合法的に行なわれております。

○井上(泉)委員 その問題についてはまた後日論議をすることにいたしまして、これはローカルの問題ですけれども、高知県の浦戸湾内で今度埋立ての工事が施行され、浮き橋による工法が施行されようとしているわけですが、その場合に、関係の漁民は、漁業権のあるところを荒されてしまうといつことで県に対し抗議を申し込んでおるわけです。そこで、その地域の漁業権といふものには存在をしておるものと私は理解するわけですが、その点を承りたい。

○内村(良)政府委員 私のほうで調べましたところによりますと、高知県におきましては、浦戸湾における港湾工事の施行のために、昭和三十七年に、湾内の刺し網漁業を含む一切の漁業について全面消滅の補償を行なつており、今回の工事着手は、昭和四十五年に一部着手したまま中断したものをおこなうとするものであつて、高知県としては、すでに浦戸湾の港湾工事にかかる補償は完了したという見解のようでございます。現在の許可漁業といふを行なつた上で適当な水産振興対策をとるよう考へておるというふうに聞いておりまして、これは漁業権の問題ではなしに、許可漁業の問題ではないか、こういうふうに思つておる。○井上(泉)委員 その許可漁業というのは許可なしにはやれない漁業ですから、許可してやつておるということになると、そこに漁師の生活権とい

うものが存在をするわけですから、この漁師の生

活権である許可漁業というものに対して、漁業者の理解・了解なしには、そういうようなところに、浮き橋であるが何であろうが、そういうふうなものはつくり得ない。論理的にそういうふうに

なると思いますが、どうですか。

○内村(良)政府委員 昭和三十七年に補償交渉を行なったときに、補償は全部しましょ、しかし、工事に支障がない限り、漁業を営むことについては、県のほうもいいのではないか、ということ

で了解している、したがつて、刺し網漁業等の漁業許可についても、許可が必要でございますから

許可しているということで、補償の際に全部話がついているというふうに県は考えているようでござります。したがいまして、県といつてしましては、

しかし確かにいま漁業をやつておるわけでござりますから、関係者と十分話し合ひを行なつた上で、別途適当な水産振興対策をとつて、それによつてその人たちの生活が困らぬようにならうといふことを考へておるといふふうに私どもは承知しているわけでござります。

○井上(泉)委員 そういうことはそういう漁業者と話し合いを県のほうはつけた上でこの工事に着手をするという見解であるといふことは、結局、漁業者に対する一つの権利といふか、そのものを認められた結果だと思つわけです。認めてなければそ

んなこと言つ必要はないですかね。だから、そういう点からも、工事の是非について当委員会で論議をするのは適当ではないと思ひますので、別

の場所で論議をしたいと思ひますが、漁師の漁業権といふものをもつと大事に考えてやらないといふこと、一つの埋め立て工事をする、あるいは工場の敷地を造成するといふことで漁業権をなにするということは、結局、大事な公有水面というものがそこに帰属するようになる。伊方でも言ふとおり、この原子力発電所の沖合の水面の漁業権について、漁師

は、現実にこの漁業権はまだ存在しておる、これは漁業権の問題ではなしに、許可漁業の問題ではないか、こういうふうに思つておるのですか。

○井上(泉)委員 それで、その漁業権といふものに対する考へ方はどうですか。

的におるということで素通りをするということ

は、漁業権自体は昭和三十八年以降もう設定されていません。三十七年に消滅いたしまして、県としては補償を払つてあるといふことです。

○内村(良)政府委員 ちょっと事実関係について、もっと大事に考えてやる姿勢というものが望ましいと私は思うのですが、どうですか。

○内村(良)政府委員 ちよつと事実関係についてお話し申し上げたいと思ひますけれども、県といつてしましては、港湾工事の施行のために、湾内の刺し網漁業を含む一切の漁業についての全面消滅の補償をしているわけでござります。したがいまして、漁業権はそこまで消滅いたしまして、昭和三十八年以降漁業権は設定されていないわけでござります。

○内村(良)政府委員 して、漁業権はそこまで消滅いたしまして、昭和三十八年以降漁業権は設定されていないわけでござります。

したがつて、その海域についてはまだ漁業ができるということで、県は、特にそいつた漁業者の立場をとつたんじやないかと思います。そこでまだ工事が完全に全部終わらないし、

したがつて、その海域についてはまだ漁業ができるということで、県は、特にそいつた漁業者の立場を考へて、そいつた漁業をやらせるという立場をとつたんじやないかと思います。そこでまだ工事が完全に全部終わらないし、

したがつて、その海域についてはまだ漁業ができる立場をとつたんじやないかと思います。そこで、立場を考へて、そいつた漁業をやらせるという立場をとつたんじやないかと思います。そこでまだ工事が完全に全部終わらないし、

したがつて、その海域についてはまだ漁業ができる立場をとつたんじやないかと思います。そこで、立場を考へて、そいつた漁業をやらせるという立場をとつたんじやないかと思います。そこでまだ工事が完全に全部終わらないし、

したがつて、その海域についてはまだ漁業ができる立場をとつたんじやないかと思います。そこで、立場を考へて、そいつた漁業をやらせるという立場をとつたんじやないかと思います。そこでまだ工事が完全に全部終わらないし、

したがつて、その海域についてはまだ漁業ができる立場をとつたんじやないかと思います。そこで、立場を考へて、そいつた漁業をやらせるという立場をとつたんじやないかと思います。そこでまだ工事が完全に全部終わらないし、

したがつて、その海域についてはまだ漁業ができる立場をとつたんじやないかと思います。そこで、立場を考へて、そいつた漁業をやらせるという立場をとつたんじやないかと思います。そこでまだ工事が完全に全部終わらないし、

ならないわけでございますが、このケースの場合に

は、漁業権自体は昭和三十八年以降もう設定されていません。三十七年に消滅いたしまして、県としては補償を払つてあるといふことです。

○内村(良)政府委員 なにかと思うわけでござります。(井上(泉)委員「伊方の場合は」と呼ぶ)

伊方の場合につきましても、漁業権は、私どもが望ましいと私は思うのですが、どうですか。

○内村(良)政府委員 ちよつと事実関係についてお話し申し上げたいと思ひますけれども、県といつてしましては、その許可を取り消さなかつた、と、こういう話でありますから、まだ工事がそこまでいかないので、

そこで、県としては、その漁業者の立場を考えたましまして、港湾工事の施行のために、湾内の刺し網漁業を含む一切の漁業についての全面消滅の補償をしているわけでござります。

○内村(良)政府委員 して、漁業権はそこまで消滅いたしまして、昭和三十八年以降漁業権は設定されていないわけでござります。

したがつて、その海域についてはまだ漁業ができる立場をとつたんじやないかと思います。そこでまだ工事が完全に全部終わらないし、

したがつて、その海域についてはまだ漁業ができる立場をとつたんじやないかと思います。そこでまだ工事が完全に全部終わらないし、

したがつて、その海域についてはまだ漁業ができる立場をとつたんじやないかと思います。そこでまだ工事が完全に全部終わらないし、

したがつて、その海域についてはまだ漁業ができる立場をとつたんじやないかと思います。そこでまだ工事が完全に全部終わらないし、

したがつて、その海域についてはまだ漁業ができる立場をとつたんじやないかと思います。そこでまだ工事が完全に全部終わらないし、

てもらいたいということを要望しておきたいと思います。

そこで、今度提案されております沿岸漁場整備開発法案につきましては、けさの島田委員から質問の中にもありましたように、役人は法律をつくるのが生きがいのよう感じておるのかどうか、ほんとうにこういう法律がよく出てくるわけです。その法律が出てくるには出てくるだけの理由もあり、その法律には法律の目的があろうと思うわけですが、この法律によつてものが実際に生かされなければならぬ、現実にそこで携わつておる漁業者というものが守られていかなければならぬ、それでたくさんもののがそれなくてはならぬ、これはもうわかり切った理屈であります。

そこで、沿岸漁場といふものについて、漁船といふものの役割りといふものは、いわゆる小型漁船、二十トン以下の漁船の役割りは非常に重要なものであります。たとえばある地域で漁師が船を貰つた、借り入れ金で買つたという場合に、わずか五年で五百万もの金を払わなければいかぬ。そうすると、年に百万払わなければいけませんから、金利を含めますならば百万元以上のものをお尋ねしたいと思います。

○内村(良)政府委員 ただいま先生からお話しございましたように、漁船につきましては、公庫資金、近代化資金その他の制度資金がたくさん使われておるわけでござります。そこで、償還期限が少し短いじやないかという御指摘だと思いますが、本船の場合には、償還期限を一応六年以内にしているわけでござります。そこで、それじやな六年内にしたかと申しますと、償還期限は漁船の法定耐用年数を勘案してきめているわけでございまして、私どもの見ているところでは、木船

の場合には六年以内でいいのではないかと思つております。すなわち、現実の償還状況を見ますと、漁業近代化資金については、鋼船を含めて償還期限十二年以内となつてゐるわけでございますが、その法律が出てくるには出てくるだけの理由もあり、その法律には法律の目的があろうと思うわけですが、この法律によつてものが実際に生かされなければならぬ、現実にそこで携わつておる漁業者というものが守られていかなければならぬ、それでたくさんもののがそれなくてはならぬ、これはもうわかり切った理屈であります。

そこで、沿岸漁場といふものについて、漁船といふものの役割りといふものは、いわゆる小型漁船、二十トン以下の漁船の役割りは非常に重要なものであります。たとえばある地域で漁師が船を貰つた、借り入れ金で買つたという場合には、たとえば自分の予定した漁業がうまくいかない、したがつて六年では返せないと、いうようなケースも出でてくるわけでございます。そいつた個別的なケースについては、金融機関が償還能力を見て、木船の場合は六年で大体いいのではないかといふふうなことを考えておるわけですが、この漁船に対する施策が非常に貧弱であると指摘せざるを得ないわけであります。たとえばある地域で漁師が船を貰つた、借り入れ金で買つたという場合に、わずか五年で五百万もの金を払わなければいかぬ。そうすると、年に百万払わなければいけませんから、金利を含めますならば百万元以上のものをお尋ねしたいと思います。

○井上(泉)委員 木船の場合六年といふ耐用年数でいいというお考えは、実際の現実とは合つていませんが、小さい五トン、六トンの船が五年、六年で使えなくなつてくるようであつては、漁師は生活が成り立ちませんよ。いま船をつくればどうしても六百万や七百万かかるのですからね。そしてお調べになつて漁船建造の融資の年限というのをお尋ねしたいと思います。

○内村(良)政府委員 ただいま先生からお話しございましたように、漁船につきましては、公庫

の耐用年数も六年でございますし、現在までの償還期限から見まして大体六年でいいのではないかと思つております。ただ個別ケースについて、先生の言うようなケースがあることは当然でございります。その場合には、融資した金融機関が実情を把握するためには、金を借りて船をつくる。しかし、その金利の負担は制度金融で安いといつても、金を返そうといふこともあるのかもしれませんけれども、いずれにいたしましても、それだけの収益があつて返せるという点から見まして、私どもいたしましては、木船の場合六年で大体いいのではないかと思つておるわけでございます。

もちろん、個々のケースにつきましては、たとえば自分の予定した漁業がうまくいかない、したがつて六年では返せないと、いうようなケースも出でてくるわけでございます。そいつた個別的な

ケースについて、金融機関が償還能力を見て、木船の場合は六年で大体いいのではないかといふふうなことを考えておるわけでございます。そいつた個別的なケースについては、金融機関が償還能力を見て、木船の場合は六年で大体いいのではないかといふふうなことを考えておるわけでございます。

○井上(泉)委員 制度金融でそういう指導をするということと、その指導する以前に、制度資金の償還期限とかいうようなものを再検討してやるべき時期ではないかと思つておるわけでございます。

○井上(泉)委員 制度金融でそういう指導をするということと、その指導する以前に、制度資金の償還期限とかいうようなものを再検討してやるべき時期ではないかと思つておるわけでございます。

○内村(良)政府委員 現在のところ、耐用年数六年が短いか長いかという問題がござりますけれども、私どもいたしましては、大体いいのではないかと思つておるわけでございます。

○井上(泉)委員 それでは、耐用年数は六年でいい。しかし、個別的に困難な事情等を考えた場合、たとえば昨年のような汚染魚の問題でほとんど漁業收入が得られないのに、それが同じような償還期限の中に繰り入れられておるというような状態について、個別ケースにおいて検討し、金融機関に対して行政指導する用意がある、と、こういふことですね。

○内村(良)政府委員 そのとおりでございます。

○井上(泉)委員 最後に魚価の問題ですが、いま、乳価も、豚価も、あるいは生糸の価格等についても、おかの農産物関係の価格についてはずいぶん論議もされております。それで、農林大臣のほうも、農産物価格については大幅に上げなければ

かねじやないかというふうな見解も表明されております。すなわち、現実の償還状況を見ますと、漁業近代化資金については、鋼船を含めて償還期限十二年以内となつてゐるわけでございますが、これが水揚げ量がぐんとその次の月にふえて、まただんだん下がつて、現在二月末には、二月の統計が一千三百九十四トン、これも七百トンくらいふえたわけです。そつすると百六十四円の値段が

百七円以下がつてしまつた。これは一つの例でございますが、サバについても似たよなことが言えるのです。サバは逆に、十一月は四万五千九百五十一トンで、非常に大きな水揚げがあつたので、そのときは値段がキログラム三十二円だった。ところが、二月には三万五千ということで、一万トンもサバの水揚げが減つたが、とたんに値段が倍以上の七十二円に上がつた。こういうのを見ると、供給と需要の関係が魚価の場合は非常に強いといつても見えるを得ない。

そこで、問題は、どうしてもああいうものは腐敗をするし、それものをそのままとておくわけにいかぬから市場に出す。したがつて、豊作貧乏、大漁貧乏と言つては、そういうことが非常にはだしい。こういうふうなことでは困るから、計画的な出荷ができるように、生産者が自分で冷蔵庫を持つとか、あるいはストックさせるだけの金を持たせるとかいうような気がしておるわけあります。

魚の價格について、先ほどは不足払いをやれな
んというよなお話しがありました。これはとても種類も多くて、また、きわめて変動的なものであつて、不足払いには向かない。向かないから、実質的に何か調整できるよなことを、いま冷蔵庫等を通して各地区でやらしておるわけですが、そういうものをもつともつと広めていつたほうがいいじやないと考へておるわけです。

それから、また、井上さん等は現地におつていろいろな実務的なことを知つておるでしょか
ら、いい知恵があれば、この席でなくともけつこ法といふものは、私より大先輩の坂谷委員長がおられますから、坂谷委員長の地元の土佐清水市なんかでも、メジカの宝庫で始末がつかないよな状態がときどき繰り返されておるので、これは

仮谷委員長の意見を実際行政が採用してやれば問題は解決すると私は思います。それだけの能力と実際の識見を持つておる人ですか、私に聞かぬでも、いいから手近な人に聞いてやつていただきたいと思います。

魚価の不安定というものがこれほど漁師の生活を苦しめており、これほど漁民を不安定におとしいでおるのでありますから、それに対して、これを安定させる方法をとるといふことが漁業振興の面で大切なことだから、これを真剣に考えていただきたく、いまの政務次官の答弁について、仮谷委員長と十分協議の上で、ことばだけではなしに、具体的に——抗議をしている。補償を要求していると言うのですから、それなら、いつ何ぼ補償を要求しているかと云ふと、ちつともその数字が出てこない。そんないいかけんなことではない。

同時に、これは委員長に要請するわけですけれども、現実に千葉の銚子沖にても行けばソ連の船がながめられるし、あるいは焼津でもそういうところが見られる。そういうよなところまで来るほどソ連の漁船というものが太平洋岸を横行闊歩しておるわけです。この現実というのを見たところに、この水産三法の審議というよりも——これはこのとおりにやれば別に問題はないと思ひます。

私は要望する。

○柴田(健)委員 きょうはたいへん気象条件が悪いので、なるべく早く終りたいので、簡単に時間を作り詰めて、残つた時間は米週に回したい。こういう考え方で質問しますので、簡明にお答えを願いたいと思います。

水産庁の長官といふものは、もつと歯切れのいい、要領のいい答弁をせられるものと私は思つていたのですが、同僚委員との質問とお答えを聞いてみると、どうもびんとこない。たとえばいま井上君が、ソ連船によつて日本の漁民が苦しんでおる実情を質問しているのに民事論を出している。あなたは何といふことを言うのかと思つて、これは全くおかしい。もつとあなたは元氣を出して、これはほんとうは立法措置を講ずべきです、水産庁も考えるが、農林委員会の皆さんもひとつ立法措置を考えてくれ、と、こう言ふくらいの勇氣ある

法律をつくった以上は、それを完全に守つていくという体制が必要だと思うのですが、水産庁の現在の機構、人員で完全にやれる自信を持つておられるのか、その点の見解を聞いておきたい。

○内村(良)政府委員 申し上げるまでもなく、沿岸漁場の整備ということは、今後の日本漁業のことを考えました場合に、一番大事なことでござります。したがいまして、今般法案の御審議をいろいろお願ひしていいるわけでございますが、私どもいたしましては、この法案が通過いたしまして法律となつた暁におきましては、現在の水産庁の組織を動員して、ベストを尽くしてこれをやりたいし、また、できるというふうに思つております。

○柴田(健)委員 いままででもそつだが、これからも、国際問題が非常に大きく出てくるだろうし、それから内政問題においても、公害問題一つ取り上げてみても、すぐ解決する問題ではないし、水産庁として、内政、外交を含めていろいろ行政的に取り組まなければならぬ問題がふえてくる。そういう中で新しい法案をつくつても、それをこなす能力と自信があるということをあなたは言つたのですが、万が一——先ほどの井上委員の質問に対しても、外務省にまるでどろをかぶせて

も、政務次官が誠意のある答弁をしてくれたので、了解します。

○仮谷委員長 私への質問ですが、ただいまのあなたたのソ連船の問題についての質問に対する外務省、水産庁の答弁は何かちくはぐであります。

仮谷委員長の意見を実際行政が採用してやれば問題は解決すると私は思います。それだけの能力と実際の識見を持つておる人ですか、私に聞かぬでも、いいから手近な人に聞いてやつていただきたいと思います。

魚価の不安定といふものがこれほど漁師の生活を苦しめており、これほど漁民を不安定におとしいでおるのでありますから、それに対して、これを安定させる方法をとるといふことが漁業振興の面で大切なことだから、これを真剣に考えていただきたく、いまの政務次官の答弁について、仮谷委員長と十分協議の上で、ことばだけではなくに、具体的に——抗議をしている。補償を要求していると言うのですから、それなら、いつ何ぼ補償を要求しているかと云ふと、ちつともその数字が出てこない。そんないいかけんなことではない。

同時に、これは委員長に要請するわけですけれども、現実に千葉の銚子沖にても行けばソ連の船がながめられるし、あるいは焼津でもそういうところが見られる。そういうよなところまで来るほどソ連の漁船というものが太平洋岸を横行闊歩しておるわけです。この現実というのを見たところに、この水産三法の審議というよりも——これはこのとおりにやれば別に問題はないと思ひます。

私は要望する。

○柴田(健)委員 きょうはたいへん気象条件が悪いので、なるべく早く終りたいので、簡単に時間を作り詰めて、残つた時間は米週に回したい。こういう考え方で質問しますので、簡明にお答えを願いたいと思います。

水産庁の長官といふものは、もつと歯切れのいい、要領のいい答弁をせられるものと私は思つていたのですが、同僚委員との質問とお答えを聞いてみると、どうもびんとこない。たとえばいま井上君が、ソ連船によつて日本の漁民が苦しんでおる実情を質問しているのに民事論を出している。あなたは何といふことを言うのかと思つて、これは全くおかしい。もつとあなたは元氣を出して、これはほんとうは立法措置を講ずべきです、水産庁も考えるが、農林委員会の皆さんもひとつ立法措置を考えてくれ、と、こう言ふくらいの勇氣ある

法律をつくった以上は、それを完全に守つていく

という体制が必要だと思うのですが、水産庁の現

在の機構、人員で完全にやれる自信を持つておら

れるのか、その点の見解を聞いておきたい。

○内村(良)政府委員 申し上げるまでもなく、沿

岸漁場の整備ということは、今後の日本漁業のこ

とを考えました場合に、一番大事なことでござります。したがいまして、今般法案の御審議をいろ

いろお願ひしていいるわけでございますが、私ども

いたしましては、この法案が通過いたしまして法律となつた暁におきましては、現在の水産庁の組織を動員して、ベストを尽くしてこれをやりたいし、また、できるというふうに思つております。

○柴田(健)委員 いままででもそつだが、これからも、国際問題が非常に大きく出てくるだろうし、それから内政問題においても、公害問題一つ取り上げてみても、すぐ解決する問題ではないし、水産庁として、内政、外交を含めていろいろ行政的に取り組まなければならぬ問題がふえてくる。そういう中で新しい法案をつくつても、それをこなす能力と自信があるということをあなたは言つたのですが、万が一——先ほどの井上委員の質問に対しても、外務省にまるでどろをかぶせて

も、政務次官が誠意のある答弁をしてくれたので、了解します。

○仮谷委員長 私への質問ですが、ただいまのあなたたのソ連船の問題についての質問に対する外務省、水産庁の答弁は何かちくはぐであります。

仮谷委員長の意見を実際行政が採用してやれば問題は解決すると私は思います。それだけの能力と実際の識見を持つておる人ですか、私に聞かぬでも、いいから手近な人に聞いてやつていただきたいと思います。

魚価の不安定といふものがこれほど漁師の生活

を苦しめており、これほど漁民を不安定におとしいでおるのでありますから、それに対して、これを安定させる方法をとるといふことが漁業振

興の面で大切なことだから、これを真剣に考えて

いただきたく、いまの政務次官の答弁について、仮

谷委員長と十分協議の上で、ことばだけではなくに、具体的に——抗議をしている。補償を要求してい

ていると云ふのですから、それなら、いつ何ぼ補

償を要求しているかと云ふと、ちつともその数字

が出てこない。そんないいかけんなことではなし

に、行政のレールに乗せるよな姿勢といふもの

をとつてもらいたいと私は思います。そのことを

私が要望する。

同時に、これは委員長に要請するわけですけれども、現実に千葉の銚子沖にても行けばソ連の船がながめられるし、あるいは焼津でもそういうところが見られる。そういうよなところまで来るほどソ連の漁船というものが太平洋岸を横行闊歩しておるわけです。この現実というのを見たところに、この水産三法の審議というよりも——これはこのとおりにやれば別に問題はないと思ひます。

私は要望する。

○柴田(健)委員 きょうはたいへん気象条件が悪いので、なるべく早く終りたいので、簡単に時間を作り詰めて、残つた時間は米週に回したい。こういう考え方で質問しますので、簡明にお答えを願いたいと思います。

水産庁の長官といふものは、もつと歯切れのいい、要領のいい答弁をせられるものと私は思つていたのですが、同僚委員との質問とお答えを聞いてみると、どうもびんとこない。たとえばいま井上君が、ソ連船によつて日本の漁民が苦しんでおる実情を質問しているのに民事論を出している。あなたは何といふことを言うのかと思つて、これは全くおかしい。もつとあなたは元氣を出して、これはほんとうは立法措置を講ずべきです、水産庁も考えるが、農林委員会の皆さんもひとつ立法措置を考えてくれ、と、こう言ふくらいの勇氣ある

法律をつくった以上は、それを完全に守つていく

という体制が必要だと思うのですが、水産庁の現

在の機構、人員で完全にやれる自信を持つておら

れるのか、その点の見解を聞いておきたい。

○内村(良)政府委員 申し上げるまでもなく、沿

岸漁場の整備ということは、今後の日本漁業のこ

とを考えました場合に、一番大事なことでござります。したがいまして、今般法案の御審議をいろ

いろお願ひしていいるわけでございますが、私ども

いたしましては、この法案が通過いたしまして法律となつた暁におきましては、現在の水産庁の組織を動員して、ベストを尽くしてこれをやりたいし、また、できるというふうに思つております。

○柴田(健)委員 いままででもそつだが、これからも、国際問題が非常に大きく出てくるだろうし、それから内政問題においても、公害問題一つ取り上げてみても、すぐ解決する問題ではないし、水産庁として、内政、外交を含めていろいろ行政

的に取り組まなければならぬ問題がふえてくる。

そういう中で新しい法案をつくつても、それをこなす能力と自信があるということをあなたは言つたのですが、万が一——先ほどの井上委員の質問に対しても、外務省にまるでどろをかぶせて

も、政務次官が誠意のある答弁をしてくれたので、了解します。

○仮谷委員長 私への質問ですが、ただいまのあなたたのソ連船の問題についての質問に対する外務省、水産庁の答弁は何かちくはぐであります。

仮谷委員長の意見を実際行政が採用してやれば問題は解決すると私は思います。それだけの能力と実際の識見を持つておる人ですか、私に聞かぬでも、いいから手近な人に聞いてやつていただきたいと思います。

魚価の不安定といふものがこれほど漁師の生活

を苦しめており、これほど漁民を不安定におとしいでおるのでありますから、それに対して、これを安定させる方法をとるといふことが漁業振

興の面で大切なことだから、これを真剣に考えて

いただきたく、いまの政務次官の答弁について、仮

谷委員長と十分協議の上で、ことばだけではなくに、具体的に——抗議をしている。補償を要求してい

ていると云ふのですから、それなら、いつ何ぼ補

償を要求しているかと云ふと、ちつともその数字

が出てこない。そんないいかけんなことではなし

に、行政のレールに乗せるよな姿勢といふもの

をとつてもらいたいと私は思います。そのことを

私が要望する。

同時に、これは委員長に要請するわけですけれども、現実に千葉の銚子沖にても行けばソ連の船がながめられるし、あるいは焼津でもそういうところが見られる。そういうよなところまで来るほどソ連の漁船というものが太平洋岸を横行闊歩しておるわけです。この現実というのを見たところに、この水産三法の審議というよりも——これはこのとおりにやれば別に問題はないと思ひます。

私は要望する。

○柴田(健)委員 きょうはたいへん気象条件が悪いので、なるべく早く終りたいので、簡単に時間を作り詰めて、残つた時間は米週に回したい。こういう考え方で質問しますので、簡明にお答えを願いたいと思います。

水産庁の長官といふものは、もつと歯切れのいい、要領のいい答弁をせられるものと私は思つていたのですが、同僚委員との質問とお答えを聞いてみると、どうもびんとこない。たとえばいま井上君が、ソ連船によつて日本の漁民が苦しんでおる実情を質問しているのに民事論を出している。あなたは何といふことを言うのかと思つて、これは全くおかしい。もつとあなたは元氣を出して、これはほんとうは立法措置を講ずべきです、水産庁も考えるが、農林委員会の皆さんもひとつ立法措置を考えてくれ、と、こう言ふくらいの勇氣ある

法律をつくつた以上は、それを完全に守つていく

という体制が必要だと思うのですが、水産庁の現

在の機構、人員で完全にやれる自信を持つておら

れるのか、その点の見解を聞いておきたい。

○内村(良)政府委員 申し上げるまでもなく、沿

岸漁場の整備ということは、今後の日本漁業のこ

とを考えました場合に、一番大事なことでござります。したがいまして、今般法案の御審議をいろ

いろお願ひしていいるわけでございますが、私ども

いたしましては、この法案が通過いたしまして法律となつた暁におきましては、現在の水産庁の組織を動員して、ベストを尽くしてこれをやりたいし、また、できるというふうに思つております。

○柴田(健)委員 いままででもそつだが、これからも、国際問題が非常に大きく出てくるだろうし、それから内政問題においても、公害問題一つ取り上げてみても、すぐ解決する問題ではないし、水産庁として、内政、外交を含めていろいろ行政

的に取り組まなければならぬ問題がふえてくる。

そういう中で新しい法案をつくつても、それをこなす能力と自信があるということをあなたは言つたのですが、万が一——先ほどの井上委員の質問を終ります。

農林大臣もいなくて非常に腰を折られたけれど

水産三法で、近代化法、漁災法は、これは一つ

のルールが敷かれて、その上を修正するのであり

いくような感じの答弁があつたようだと思つたが、まあ、そういうことはあり得ないだらうとは信じますが、ほんとうにいまの機構と人員でそれを責任をもつて運用していく、これは間違いないですね。確認しておきたいと思います。

○内村(良)政府委員 現在の機構でベストを尽くしてやれるというふうに考えております。

○柴田(健)委員 今日の一千万トンの漁獲高の中を見ると、遠洋漁業が三百九十万トン余り、それで二三八%の比重を示しております。沖合い漁業が三百五十八万八千トン、これは三五%、沿岸漁業と海面養殖業を含めて一〇%足らずということになりますが、今度の沿岸漁場整備は、

五千三百三十万トンぐらいになるだろう、それをもつと伸ばしたいというのが今度の法律の漁場整備の基礎になる考え方でございます。

○柴田(健)委員 第一次構造改善事業と今度の沿岸漁場整備との仕事の内容はどこが違うんですか。

○内村(良)政府委員 私どもが五十七年の見通しを立てておりますと、現在の魚の需要の伸びということを考えれば、千二百三十万トンぐらいの水産物が必要になるという見通しがございます。

そこで、その場合に、沿岸、沖合い、遠洋それから内水面、それがどういうふうになるだらうかといふことでござりますが、現在までの趨勢で伸びてきますと、沿岸は、漁船漁業と浅海養殖を含めまして、約三百二十万トン程度の数字になる。これは、まあ、いまの趨勢でそつなるだらうといふふうに見通しているわけでございますが、今度漁場整備あるいは育成水面等の措置をとりまして、こういったものをもつと伸ばしていきたいと申しますのは、先般来御答弁申し上げておりますように、来年、各県に調査をしてもらいまして、そ

こで五年計画をつくるということになつておりますので、その計画をつくる際にはある程度数字的なものが必要でございますし、的確な数字を申し上げることができますし、何かやつてくれという要望をもつて追加して何かやつてくれという要望をもつて運用していく、これは間違いないですね。確認しておきたいと思います。

○内村(良)政府委員 現在の機構でベストを尽くしてやれるというふうに考えております。

○柴田(健)委員 五千三百三十万トンぐらいになるだろう、それをもつと伸ばしたいというのが今度の法律の漁場整備の基礎になる考え方でございます。

○柴田(健)委員 第二次構造改善事業と今度の沿岸漁場整備との仕事の内容はどこが違うんですか。

○内村(良)政府委員 沿岸漁場整備事業は、国みずからが沿岸漁場の大規模な整備開発を志向いたしまして、基盤整備事業を推進するとともに、沿岸漁場の効用の回復のための漁場環境の保全の事業を推進しようとするということになつて、國とダブルの面があるということは、その県なら県の中でも、大体四十五年度からこの構造改善事業で、五十年度で大体六十カ所ぐらいというふうに聞いておりますが、その点は。

○柴田(健)委員 それは第二次沿岸構造改善事業とダブルの面があるということは、その県なら県の中でも、大体四十五年度からこの構造改善事業で、五十年度で大体六十カ所ぐらいというふうに聞いておりますが、その点は。

○内村(良)政府委員 先生御案内のように、第二次沿岸漁業構造改善事業は四十六年度から始まつておりますと、百八地区を八カ年でやることになつております。そこで、現在は、四十八年は、調査が二十四、実施が三十六、それが四十九年は調査が三十、実施が四十八ということになる予定でございます。

○柴田(健)委員 計画どおり、百八地区につきるわけですか。

○内村(良)政府委員 計画どおり、百八地区についてやろつと思っております。

○柴田(健)委員 それなら、その中で、今まで構造改善事業で投資して、ダブルの場合にはどうなれるのですか。今までの投資をした借金がある。

今度の沿岸漁場整備でまた借金をかぶる。そういう二重の借金をするという地域が出てきた場合

に、そういうダブルの地域については、國が特別に財政的な処置を講ずるのかどうか、漁民が全部かかるのか、県、市町村がかかることになるのか、その点の、この投資に対する考え方はどうですか。

〔委員長退席、安田委員長代理着席〕

○内村(良)政府委員 第二次構造改善事業をやつておるところにさらに新しい事業をやると、ダブルで負担が非常にかさむのではないかという御質問かと思います。そこで、二次構をやつてしま

きましたは、海の中の漁場整備ということに非常に力を入れてやりたい。さらに、それにあわせまして、今度の法案に提出しておりますように、栽培漁業の育成のために育成水面制度というものをとりたいというふうに考えておりまして、ただいまの沿岸漁業の漁獲高が、五十七年には、いまのままいけば三百三十万トンぐらいになるだろう、それをもつと伸ばしたいというのが今度の法律の漁場整備の基礎になる考え方でございます。

○柴田(健)委員 それは第二次沿岸構造改善事業とダブルの面があるということは、その県なら県の中でも、大体四十五年度からこの構造改善事業で、五十年度で大体六十カ所ぐらいというふうに聞いておりますが、その点は。

○柴田(健)委員 結局二重投資、過剰投資ということに矛盾が出てくるんじやなかろうか。その場合に、県や市や今度の沿岸漁場整備法の考え方から言つて、國のほうが何か逃げるような法律じゃないか。たとえば栽培漁業センターは、國がある程度思い切って金を出すということで、地方は非常にありがたがつておる。これは任務が違うからいいようなものだけれども、片一方ではとる漁業

に、県や市や今度の沿岸漁場整備法の考え方から言つて、國のほうが何か逃げるような法律じゃないか。たとえば栽培漁業センターは、國がある程度思い切って金を出すということで、地方は非常にありがたがつておる。これは任務が違うからいいよろづと思つております。

○内村(良)政府委員 計画どおり、百八地区につきるわけですか。

○柴田(健)委員 計画どおり、百八地区につきるわけですか。

○内村(良)政府委員 計画どおり、百八地区につきるわけですか。

○柴田(健)委員 それなら、その中で、今まで構造改善事業で投資して、ダブルの場合にはどうなれるのですか。今までの投資をした借金がある。

今度の沿岸漁場整備でまた借金をかぶる。そういう二重の借金をするという地域が出てきた場合

に、そういうダブルの地域については、國が特別に財政的な処置を講ずるのかどうか、漁民が全部かかるのか、県、市町村がかかることになるのか、その点の、この投資に対する考え方はどうですか。

りました場合に、現在のところ、繰り上げ要望もございませんし、それから一次構の経験でございますと、さらに追加して何かやつてくれという要望もございません。したがいまして、私どもがとりあげ四十九年に県にいろいろ調査をお願いしておらず、それに関連して、まだ逆に法律に基づきまして、國といたしましては県の意見も県が意見を出してくるだらうということと、それから、計画をつくります場合には、また逆に法律に基づきまして、國といたしましては県の意見も聞くということになつておりますので、そういう面ももちろん現実問題として勘案しながら計画をつくつていく、こういうことになると思います。

○柴田(健)委員 結局二重投資、過剰投資という

ことと矛盾が出てくるんじやなかろうか。その場合に、県や市や今度の沿岸漁場整備法の考え方から言つて、國のほうが何か逃げるような法律じゃないか。たとえば栽培漁業センターは、國がある程度思い切って金を出すということで、地方は非常にありがたがつておる。これは任務が違うからいいよろづと思つております。

○内村(良)政府委員 計画どおり、百八地区につきるわけですか。

○柴田(健)委員 それなら、その中で、今まで

構造改善事業で投資して、ダブルの場合にはどうなれるのですか。今までの投資をした借金がある。

今度の沿岸漁場整備でまた借金をかぶる。そういう二重の借金をするという地域が出てきた場合

に、そういうダブルの地域については、國が特別に

財政的な処置を講ずるのかどうか、漁民が全部かかるのか、県、市町村がかかることになるのか、その点の、この投資に対する考え方はどうですか。

○内村(良)政府委員 私どもも、カミキリムシのようなことをやる意図はさらさらないわけでござります。そこで、事業の実施主体の問題でござりますが、これは事業の規模によつていろいろ変わつてくると思います。したがいまして、規模によりましては県がやつたほうがいいもの、あるいは市町村がやつたほうがいいもの、あるいは国がやるべきものというふうになつてくるかと思ひます。したがいまして、計画をつくる際には、その辺のところは十分考えてやらなければいかぬわけでございますが、いざれにいたしましても、この際漁場整備を徹底的にやりたいという気持ちは強く持つてゐるわけでございまして、國がその責任を逃げるということは全く考えておりません。したがつて、農林大臣が整備計画を立てるという法律になつてゐるわけでございまして、私どもは、國が主導権を握つて漁場整備を大いにやりたいというふうに考えておるわけでございます。

○柴田(健)委員 日本列島は、御承知のように、周囲が全部海である。それから、日本の人口を海岸にみな立たしたら、大体二メートル半ぐらゐの率で一億八百万人が並ぶという。一列に並ばずとそのくらいの海岸を持つてゐるわけですから、魚の漁場として投資をして飼う漁業に発展さしていく場所といふものは、どう無差別にできるわけじゃないと思う。そういう面から見ると、太平洋ベルト地帯ということで、政府は太平洋地域に集中的に工業基地をつくつて、魚がたくさんとれる地域ほど工業開発をやって、一番打撃をこうむったのは漁民だ。公害問題を取り上げてもしかりだ、そしてまた漁港の整備で、あの整備計画を見ても、國の補助率を思い切つて上げるのならないさ知らず、漁港整備の五ヵ年計画を見ても七千五百億、これまた改定しなければ、物価高で、おそらくどうにもならぬだろう。漁港整備から、あらゆる面を考え、漁民がどれだけ負担をしているか、市町村がどれだけ負担をしているか、漁業組合がどれだけ負担をしているかなどをもつとあなた方は真剣に考えないと、たいへんな借金を負わし

ます。したがいまして、規模に計画をつくる際には、その辺のところは十分考えてやらなければいかぬわけでござりますが、いざれにいたしましても、この際漁場整備を徹底的にやりたいという気持ちは強く持つてゐるわけでございまして、國がその責任を逃げるということは全く考えておりません。したがつて、農林大臣が整備計画を立てるという法律になつてゐるわけでございまして、私どもは、國が主導権を握つて漁場整備を大いにやりたいと

いうふうに考えておるわけでございます。

○内村(良)政府委員 私どももいたしましても、漁民なり漁業者に過重な負担を課してやるということはいけないと思います。その場合には補助率についても考えなければなりませんし、その他現実の事業の執行あるいは計画の設計等についても、そういったことは十分考えながらやらなければならぬというふうに考えております。

○柴田(健)委員 まず、とる漁業から飼う漁業へということで、今度大きく大転換をする、またなければならないというふうに考えておるのですが、水産局がどういう任務を持つのか、漁連がどういう任務を持つのか。全漁連、県漁連、単協の三つの段階があるが、この三つの漁業団体がどういう任務を将来持つべきかということを考えたときに、飼う漁業といふものは、正直に言つてとる漁業よりはむずかしい。相当の高度の技術者が要る。専門技術者というものを養成しなければならぬが、今日本専門技術者が日本で何人おるのか、どれだけ各漁協に配置されておるのか、お答えを願いたいと思つ。

○内村(良)政府委員 ただいまのところ正確な数字がございませんので、後刻提出したいと思います。

なお、御案内のように、漁業について改良普及員がおります。この改良普及員の数は、大体全国で五百四十六人ということになつております。そこで、とる漁業の場合には、普員の指導といふのはなかなかむずかしいわけですが、養殖漁業は一番普及員の指導に乗りやすいという漁業でございます。したがいまして、改良普及員につきましては、現在、栽培センターあるいは試験場等におきまして研修をやって、技術の向上ということをやつております。したがいまして、今後要望があり、必要があれば、漁協の技術員の人についてそつと講習等を行なつて、技術能力を上げていくという必要はあるのではないかというふうに考えておるわけでございます。

○柴田(健)委員 講習程度で人材が養成できるの

でいくような政策におちいつてしまつ、といつ懸念がするわけですが、その点は水産庁はどう踏まえておるのか、どう判断し、どう理解しておるのか、お答え願いたい。

○内村(良)政府委員 私どももいたしましても、漁業を指導してやつていくというふうな形になるのではないかと思つておりますし、現にそういう動きをしておるわけでございます。

○柴田(健)委員 いま改良普及員と言われたのですけれども、これは生活普及員も、いろいろ含んでいます。それが、あなたが言われるよう、将来三百三十万トンも沿岸漁業の漁獲高をあげたためには、相当の飼う漁業の施設改善なり投資をしておる。それが、あなたが言われるよう、将来漁業に漁業従事者の二つに分けるわけでありますけれども、とにもかくにも、専門技術者の養成をしておる。飼う漁業に転換するのですから、飼う漁業に転換する限りは、それ相当の技術的なものが要るわけですよ。その養成をするのに、いまある技術員がどういう任務をもつてどういう行動をしておるか。いまは公害問題に追われてしまつておるのですが、公害問題だけ手一ぱいで。そういう現実の上に立つて、一生懸命やつておるなんというのは、それは一生懸命やつておるのは間違いないが、ところが、そこまで手が回っていない。公害問題で追いまくられておるというのが実態じやないでしょうか。長官どうですか。

○内村(良)政府委員 地域によりましては、普及員が、そつと行政の必要上から、行政のお手伝いということで公害問題等に追われているところがあることもあります。私は、そういう専門技術員を養成するという処置を講ずる必要があると私は思つが、どうですか。

○内村(良)政府委員 今後栽培漁業を進めていく場合におきまして、人の問題は、ただいま先生から御指摘がございましたように、非常に重要な問題でござります。そこで、とる漁業の場合には、普員の指導といふのはなかなかむずかしいわけですが、養殖漁業は一番普及員の指導に乗りやすいという漁業でございます。したがいまして、改良普及員につきましては、現在、栽培センターあるいは試験場等におきまして研修をやって、技術の向上ということをやつております。したがいまして、今後要望があり、必要があれば、漁協の技術員の人についてそつと講習等を行なつて、技術能力を上げていくという必要はあるのではないかというふうに考えておるわけでございます。

○柴田(健)委員 いろいろお尋ねする問題はたくさんあるわけですが、長官、これは来週までに勉強してきてもらいたい。日本の沿岸漁業をどう発展させるか。これは漁場整備法をつくつたらそれどころ足りりというものではないわけです。資金問題もあるでしょう。先ほど私が申し上げたような漁協を育成する方法もある。そして、また、漁業権の問題がある。海区の問題もある。そして、人材養成の問題もある。総合的な積み上げを考えなければならぬ。それは漁場整備法を出してただ市、県の計画画をさせて、すぐやれるというものではない。要するに、人材養成は何としても急がなければならぬ。魚礁の改善といふものは、何か埋めればすぐ何とかなる。それから、もう一つは、

やはり漁民のことを考えなければならぬ。今度は飼う漁業ですから、無差別にそこらじゅうとるわけにいかない。そうすると、栽培漁業センターから稚魚を放流して、それを大きくするまでの何年間は禁漁区も考えなければならぬのじやないか。その場合に漁民をどういう形で生活させていくかということも考えなければならぬ。禁漁区を設定せずに、稚魚の放流だけすればそれで魚は自然に大きくなるというのなら、そんなものは何も飼う漁業にならない。そういう点を含めて来週に答弁を求めるから、よろ勉強してきてください。よろしいか。

きよつはこれで終わります。

○安田委員長代理 次回は、明二十八日木曜日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時十七分散会